

第2期

真室川町地域福祉計画

令和8年度～令和12年度

(計画案 令和8年3月)



令和8年3月

山形県 真室川町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	地域福祉とは	4
5	計画の指針等	6
第2章	地域福祉の現状と課題	9
1	地域福祉を取りまく現状	11
2	第1期計画の経過と評価	24
第3章	計画の基本的な考え方	45
1	第2期計画の基本理念	47
2	基本理念実現のための視点	47
3	基本目標・基本施策の設定	48
4	施策の体系	50
第4章	施策の展開	51
	基本目標1 つながり支え合う地域づくり	53
	基本目標2 利用者に寄り添う福祉サービスの展開	60
	基本目標3 包括的支援の仕組みづくり	73
	基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	84
第5章	計画の推進と進捗管理	91
1	計画を推進するために(計画の推進体制)	92
2	計画の進捗管理	92
資 料 編		93
1	真室川町地域福祉計画アンケート調査結果	94
2	真室川町地域福祉計画推進委員会体制について	110

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

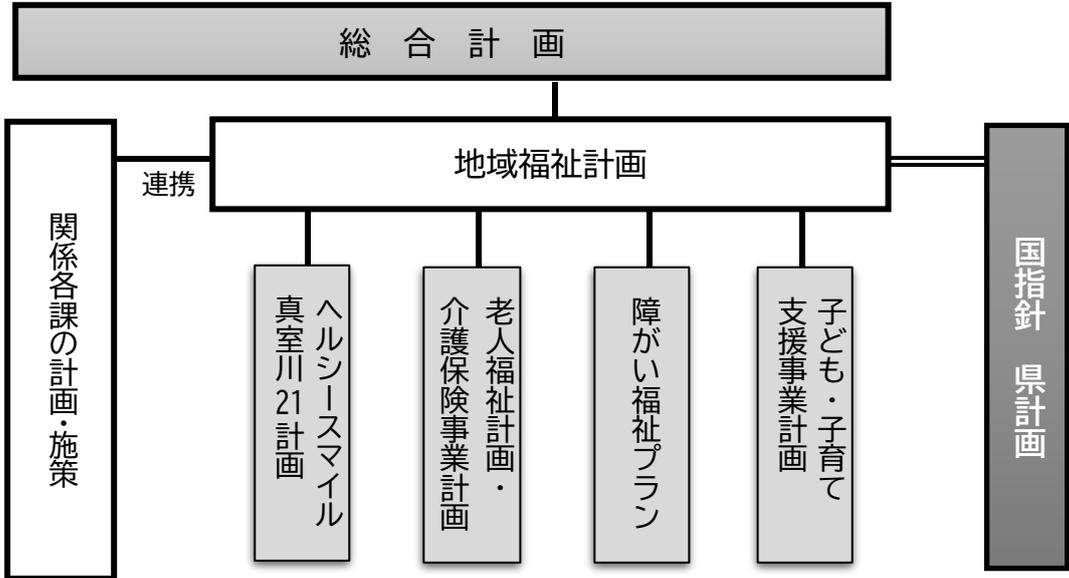
地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

平成 28 年には、「ニッポン一億総活躍プラン」において、これからの福祉のあり方として「地域共生社会」の理念が示されました。また、計画の策定については、平成 30 年の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

これを受け、本町においても「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に、令和 3 年から令和 7 年度までの計画期間の「第 1 期真室川町地域福祉計画」を推進しています。

第 1 期計画の期間終了を迎え、地域福祉の現状を把握し、前期計画の事業評価を実施し、町民アンケート調査による町民の声を反映して「第 2 期真室川町地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ



策定にあたっては、国の指針、県の計画をもとに、町の総合計画や各種福祉関連計画との整合を図るとともに、関係各課や関係団体との連携を図っていきます。

3 計画の期間

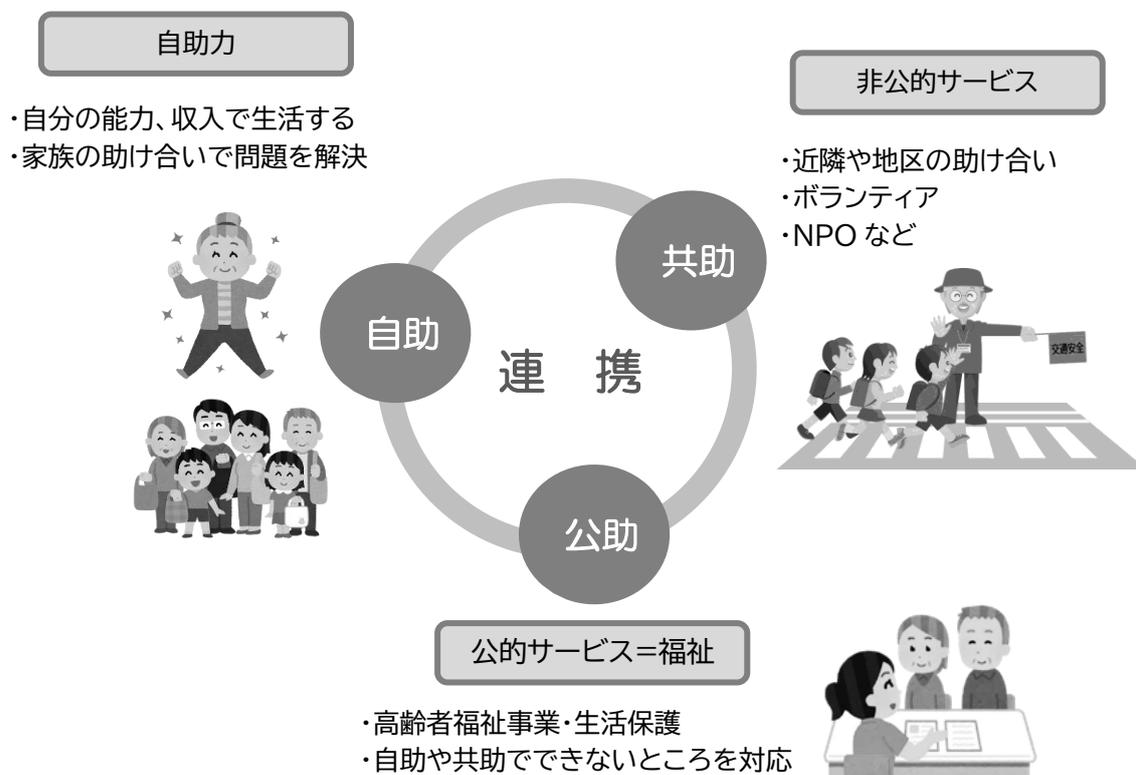
計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 地域福祉とは

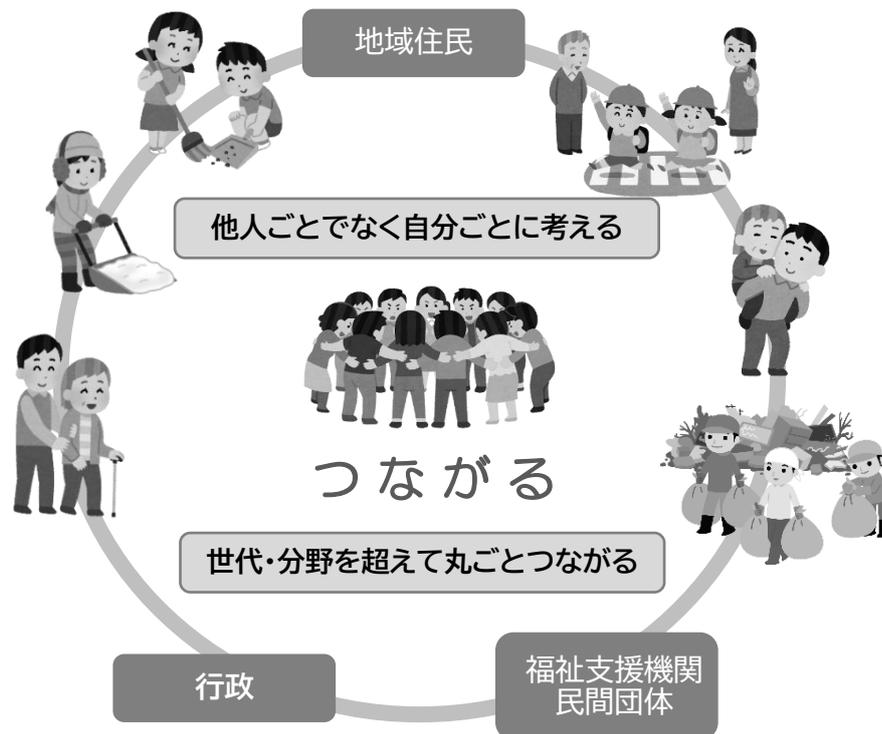
地域福祉とは、地域住民が互いに支え合い、地域全体で福祉を推進する仕組みを指します。これは、個人や家族の自助努力、地域社会での共助、そして行政による公助が連携することで実現されます。

地域福祉の目的は、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化といった現代社会の課題に対応することです。これにより、孤独死や虐待、引きこもりといった社会問題の解決を図ります。地域福祉は、住民の主体的な参加を促し、ボランティア活動や地域の見守り活動を通じて、行政だけでは対応しきれないきめ細かなサポートを提供します。

◆自助・共助・公助のイメージ



◆地域福祉のイメージ



◆地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの縦割り、支え手・受け手という関係、世代や分野を超え、それぞれが自分ごととして地域づくりに参画することで、誰一人取り残されず、一人ひとりの暮らしと生きがいがつくられていく社会のことです。

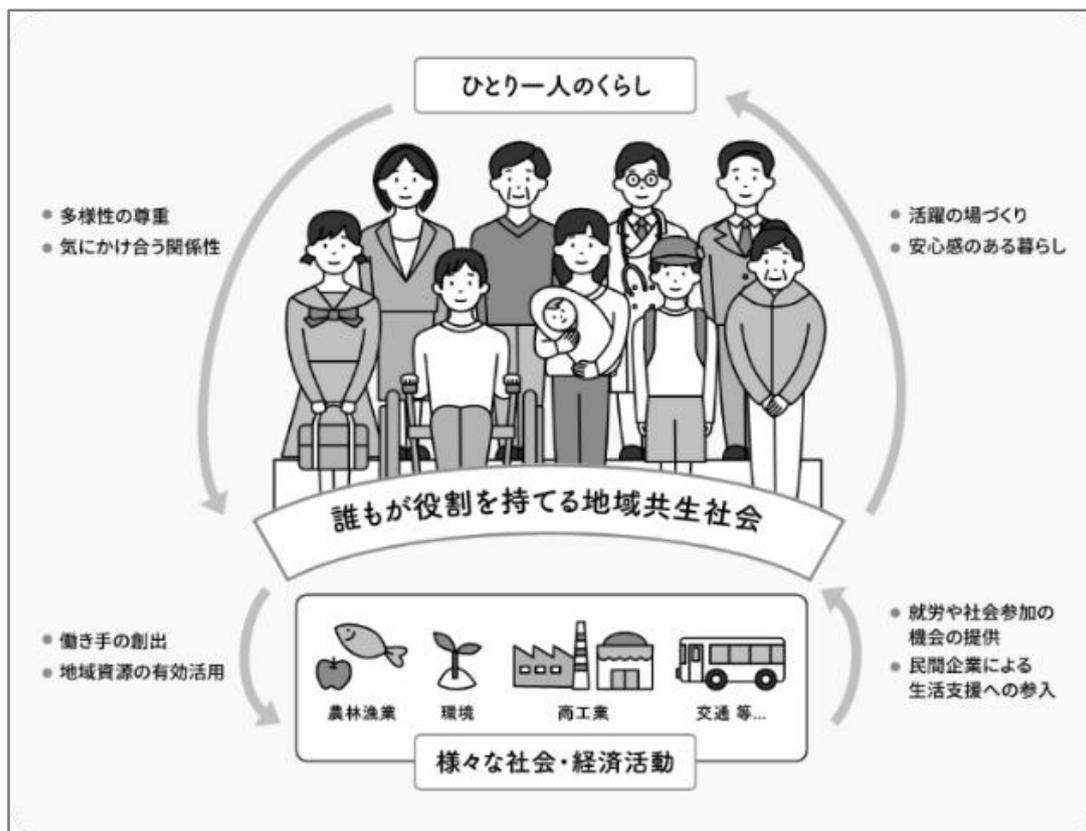
人口減少や家族・地域社会の変化に伴い支援ニーズが複雑化する中、厚生労働省では、地域共生社会の実現をめざすために、3つの「超える」視点を示しています。

①制度・分野ごとの「縦割り」を超える

ひとりの人、ひとつの世帯が複数の課題を抱えている場合、分野ごとの課題を捉えるだけではなく、その世帯まるごと、あるいはその人を取り巻くコミュニティも含めた生活全体の支援を考えていくことが必要です。縦割りだった公的な支援も含め、制度や分野にとらわれずに世帯・本人に対して包括的な支援をしていこうというのが1つ目の視点です。

②「支え手」「受け手」という関係を超える

日常の暮らしに目を向けたときに、役割や人と人との関係性は固定化されていません。ある場面では支えられている人かもしれないけれど、他の場面では実は誰かを支えていたということもあります。「支え手」「受け手」の関係性を超え、支え合う関係性をつくっていこうというのが2つ目の視点です。



(厚生労働省ホームページより)

③「世代や分野」を超えてつながる

生活全体を考えると公的な支援だけでなく、地域コミュニティの中での役割（元気になる場＝居場所）を見つけることが大切です。地域は、高齢者、障がい者、子どもといった世代や背景が異なる人々が集い、ともに参加できる場であり、新たなつながりが生まれる可能性を秘めています。そうした地域の可能性を最大限に活かし、世代や分野を超えて多様な属性をつなげていくことで持続可能な形に地域を再生していこうというのが3つ目の視点です。

5 計画の指針等

(1) 国・県の動き

国では、平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が規定されて以降、地域において支援を必要とする人の把握・支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などについて、地域福祉計画に盛り込む内容を基本指針などで示してきました。

また、山形県では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「山形県地域福祉支援計画」を策定し、広域的な観点から市町村における地域福祉の推進を支援し、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

本計画は、国の基本指針や県の支援計画で定めた事項に準拠しつつ、本町の实情に合致するよう調整を図りながら策定します。

(2) 基本指針等

厚生労働省の通知「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」により、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は、次の6つが掲げられています。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

⑥その他

市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

第2章 地域福祉の現状と課題

1 地域福祉を取りまく現状

(1) 人口減少と高齢化の進行



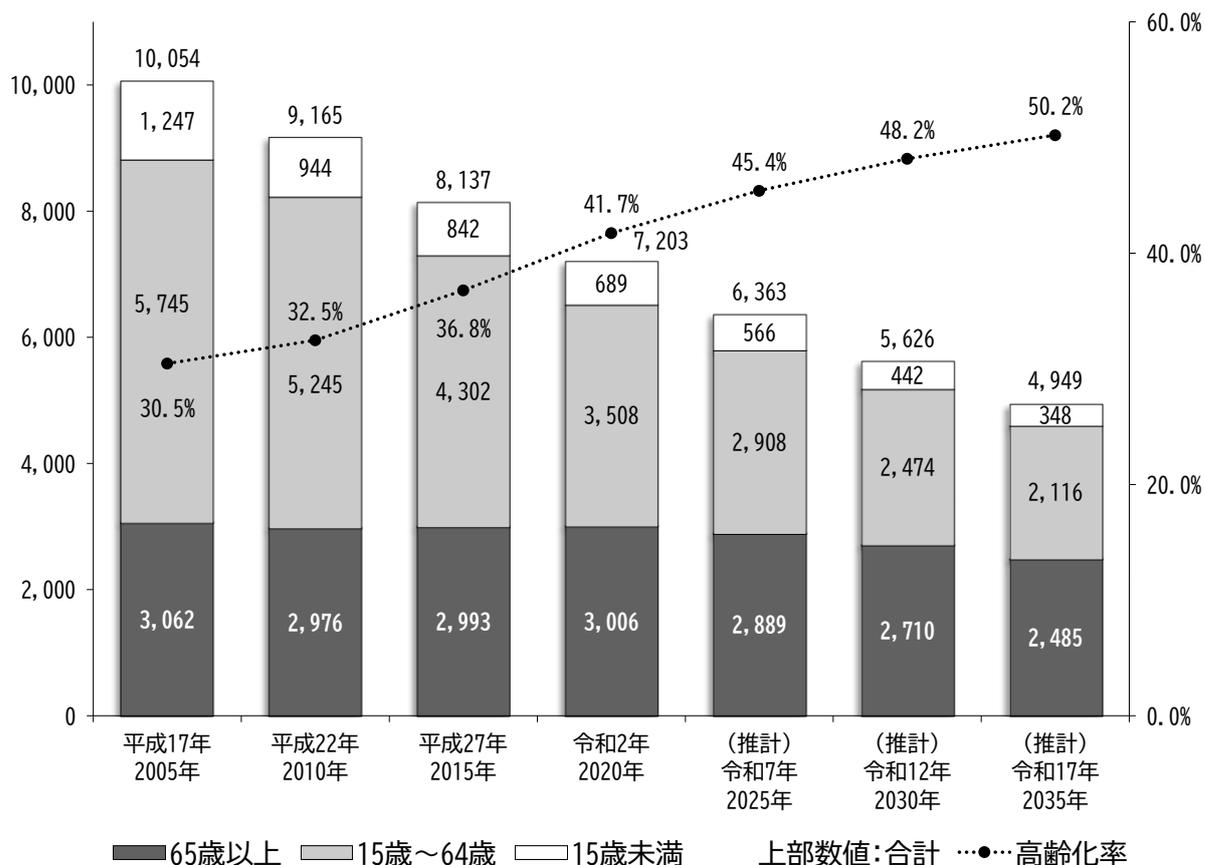
①人口構成及び高齢化の推移

町の人口は、平成22年には9,165人でしたが、令和2年には7,203人と10年間で2千人弱が減少しており、今後も減少が続くと推計されます。

人口構造については、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は少しずつ減少しています。

令和12年には老年人口が生産年齢人口を上回り、令和17年には高齢化率（老年人口の割合）が50%を超えると推計されます。

【図1】年齢3区分の推移・推計及び高齢化率



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

②人口動態の推移

出生数は減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向で推移し、直近の3年では出生数が死亡数の1割程度となっており、自然減少が続いています。

各年とも、転出が転入を上回り、社会減少が続いています。

【表1】自然増減（出生数と死亡数）の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	30	30	27	26	14	20
死亡数	173	159	154	193	154	167
自然増減	▲ 143	▲ 129	▲ 127	▲ 167	▲ 140	▲ 147

※各年とも、前年10月から当年9月までの1年間の数値となっています。

出典：山形県の人口と世帯数

【表2】社会増減（転入者数と転出者数）の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入数	148	113	99	137	103	127
転出数	242	217	174	168	212	158
社会増減	▲ 94	▲ 104	▲ 75	▲ 31	▲ 109	▲ 31

※各年とも、前年10月から当年9月までの1年間の数値となっています。

出典：山形県の人口と世帯数



(2) 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

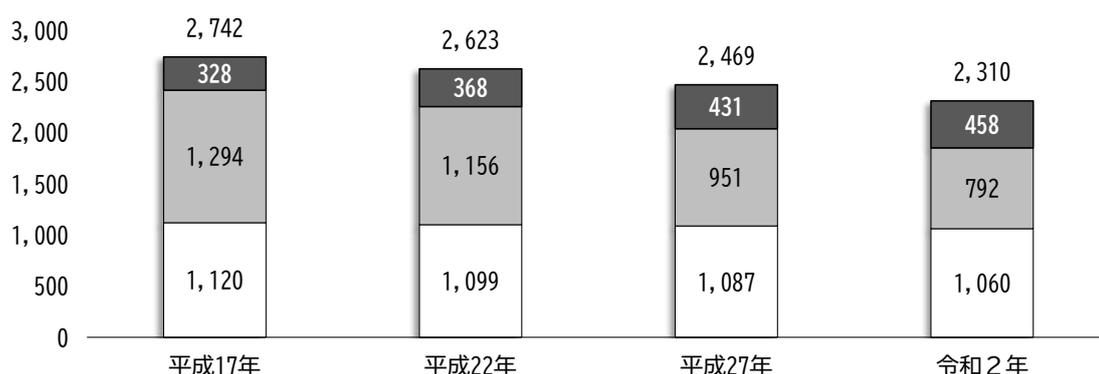
①世帯数の推移

総世帯数は年々減少している一方、単独世帯数(ひとり暮らし)は増加しています。

核家族世帯数※はほぼ同水準で推移していますが、総世帯数が減少していることから、核家族化が徐々に進行しています。

一世帯当たりの人員は、徐々に減少しており、令和2年では1世帯あたり3.1人となっています。

【図2】一般世帯数※の推移



□ 核家族世帯数 □ その他の親族世帯数 ■ 単独世帯数 グラフ上段：一般世帯数

※核家族世帯とは、夫婦または親と子で構成され、同じ住居で生活を共にする世帯を指します。

※一般世帯数とは、施設等入所の世帯を除いた数です。

出典：総務省「国勢調査」

【表3】一世帯あたりの世帯人員の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	10,054	9,165	8,137	7,203
一般世帯数	2,742	2,623	2,469	2,310
1世帯当たりの世帯人員	3.7	3.5	3.3	3.1

出典：総務省「国勢調査」

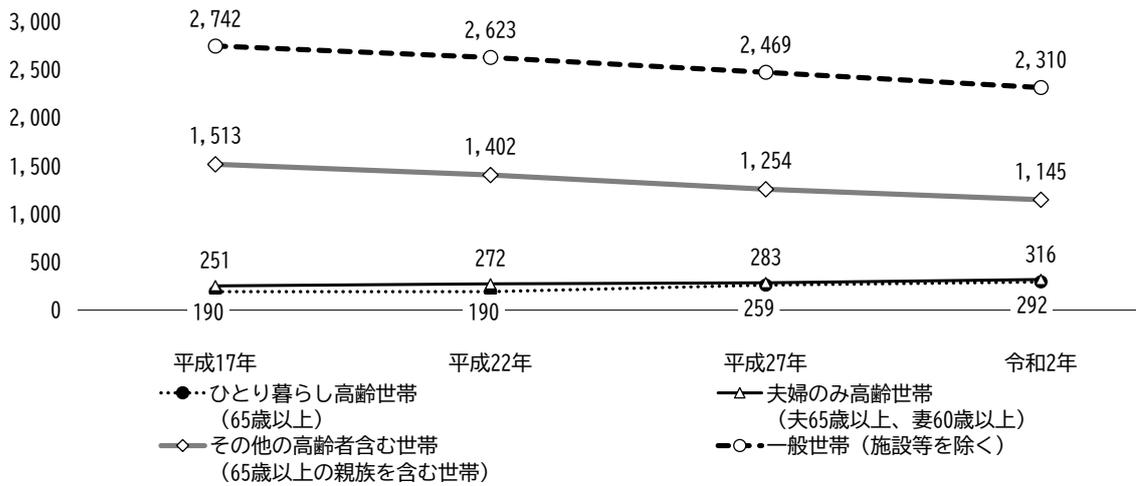
②65歳以上の世帯の構成

総世帯数が減少しているなか、65歳以上の高齢者のいる世帯数の占める割合は上昇しており、令和2年では65歳以上の高齢者のいる世帯数が1,753世帯、一般世帯2,310世帯の75.9%を占めています。

ひとり暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が増加しており、令和2年では合わせて608世帯となり、一般世帯総数2,310世帯の26.3%を占めています。



【図3】高齢者世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

(3) 少子化の状況



①未就学児童・小学生児童の状況

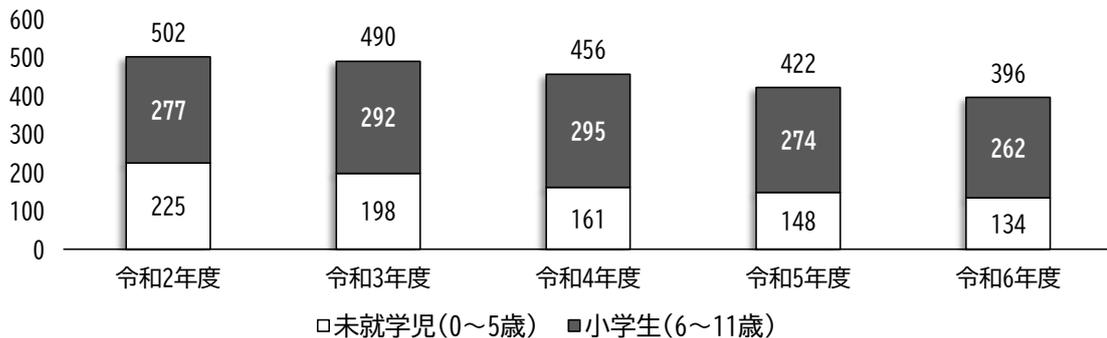
未就学児童・小学生児童の総数については、令和2年度が502人、令和6年度が396人となっており、106人(21.1%)の減少となっています。

小学生児童については、令和2年度が277人、令和6年度が262人となっており、15人(5.4%)の減少となっています。

未就学児童については、令和2年度が225人、令和6年度が134人となっており、91人(40.4%)の減少となっています。

未就学児の減少率が大きくなっています。

【図4】未就学児童数・小学生児童数の推移



【表4】未就学児童数・小学生児童数の人口に占める率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	7,470	7,245	7,052	6,792	6,585
児童数	502	490	456	422	396
人口に占める率	6.7%	6.8%	6.5%	6.2%	6.0%

出典：住民基本台帳 各年3月末

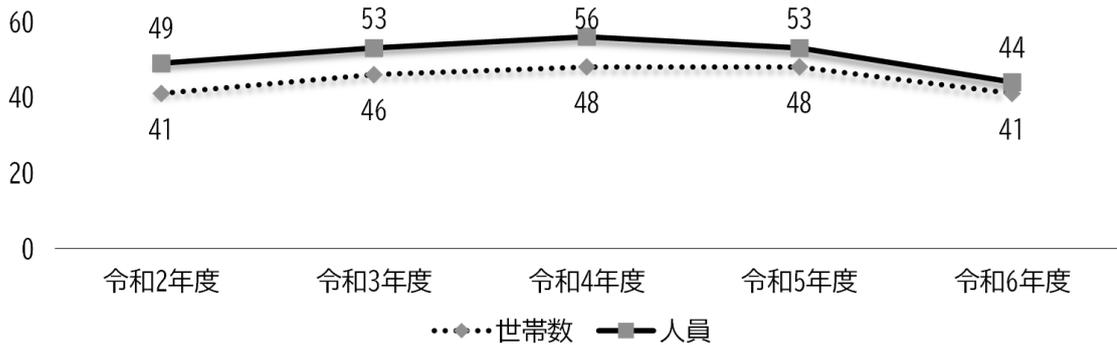
(4) 社会福祉の状況



①生活保護の受給状況

この5年間の被保護世帯及び人員は令和4年度をピークに減少傾向となっています。

【図5】被保護世帯及び人員の推移



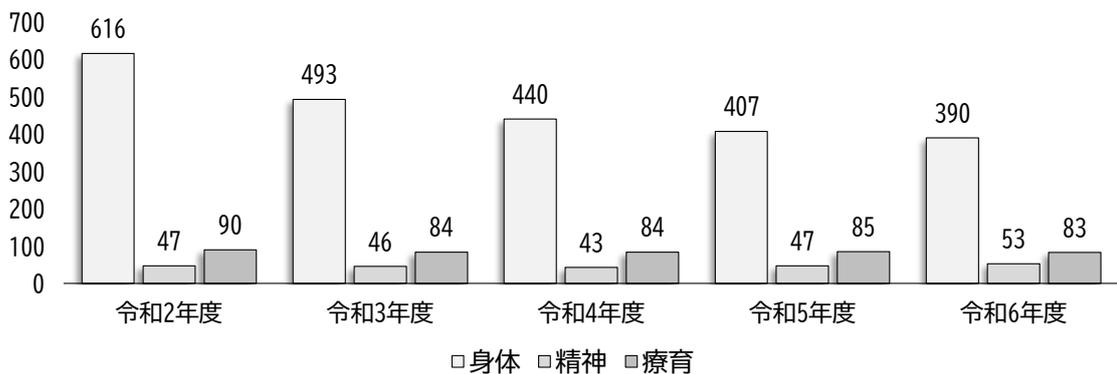
出典：各年度決算資料(事務報告)

②障がい者手帳所持者の推移

手帳所持者の中では、身体障害者手帳の所持者が最も多くなっています。所持者数は減少傾向にあります。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、大きな変動はなくほぼ同数で推移しています。

【図6】障がい者手帳所持者の推移



出典：各年度決算資料(事務報告)

③障がい福祉サービス費等の推移

障がい福祉サービス費等については、個々の事業には変動がありますが、全体としては、件数、給付費ともに増加傾向となっています。

【表5】障がい福祉サービス費等の推移

事業	上段：件数 下段：給付額（千円）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護給付費	451	494	502	515	491
	73,774	74,094	76,944	82,182	79,346
訓練等給付費	853	831	863	930	896
	107,126	106,515	110,066	119,632	119,864
計画相談支援	121	154	399	413	461
	1,868	2,530	3,826	4,601	4,459
特定障害者特別給付費	440	414	178	163	182
	4,705	3,903	3,157	2,818	3,157
補装具費	12	11	8	17	17
	966	910	547	1,019	4,761
自立支援(更生)医療費	25	21	27	72	71
	3,027	2,488	1,724	2,359	1,970
自立支援(育成)医療費	11	1	4	3	6
	19	2	228	158	245
療養介護医療費	2	21	12	12	12
	2,069	1,571	511	511	511

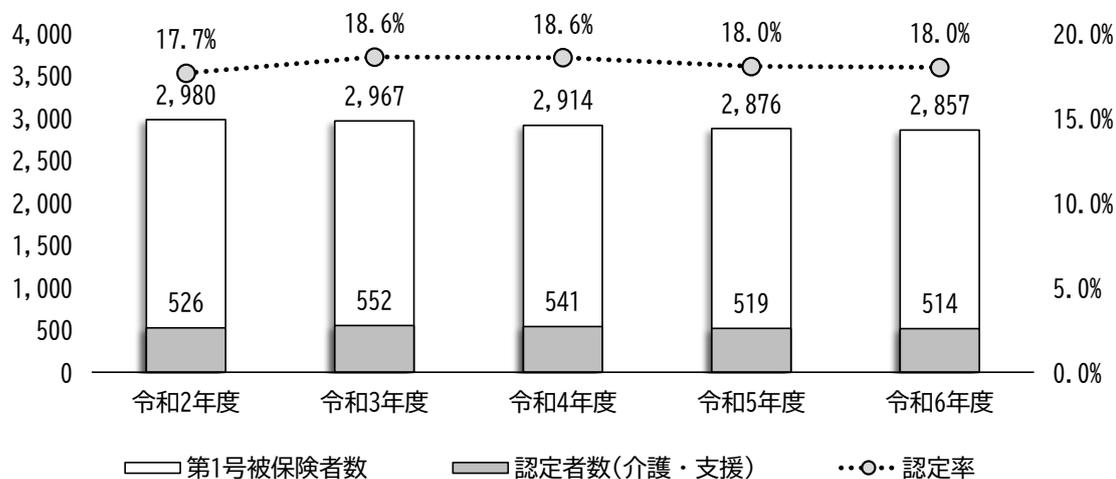
出典：各年度決算資料（事務報告）

④介護保険認定者（率）の推移

高齢化が進行している中ではありますが、町の介護保険認定者及び認定率は、このところやや減少傾向となっています。

※介護保険認定者は要支援1～2、要介護1～5の合計数となっています。

【図7】介護保険認定者の推移



【表6】認定者区分別人数(要支援1～2、要介護1～5)

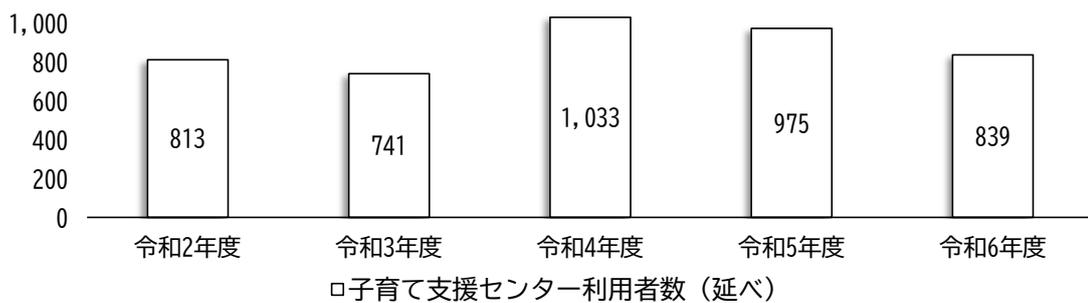
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1～2	46	37	42	47	66
要介護1～5	480	515	499	472	448
計	526	552	541	519	514

出典：介護保険「見える化」システム 各年3月末

⑤子育て支援センター

子育て支援センター利用者については、令和4年度をピークにやや減少傾向にありますが、年間延べ800人以上が利用しています。

【図8】子育て支援センター利用者数



※専任保育士が常駐し、開放の他にもわんぱく広場・育児相談・子育てサークル・ボランティア育成支援など、子育て関連情報の提供を行う事業です。

出典：教育課

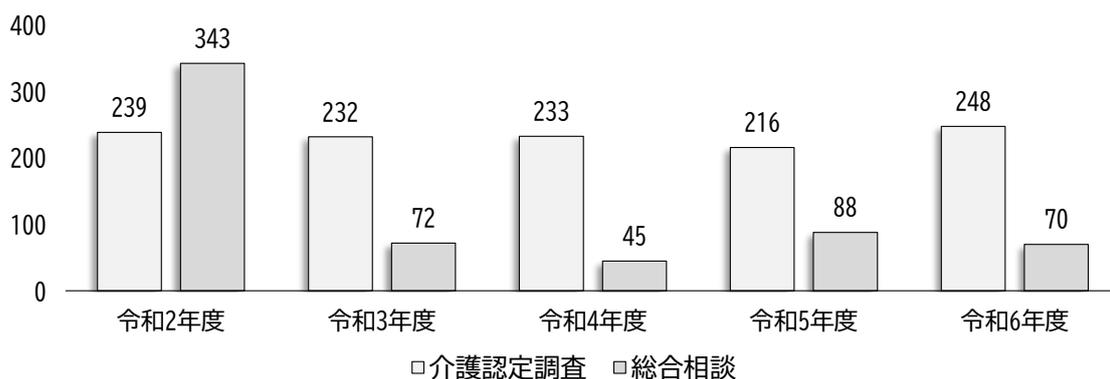


⑥地域包括支援センター相談件数

相談件数は各年平均650件程あり、権利擁護、虐待、認知症関係の困難事例も見受けられます。

※地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談・支援等を実施しています。

【図9】 地域包括支援センター相談件数



出典:各年度決算資料(事務報告)

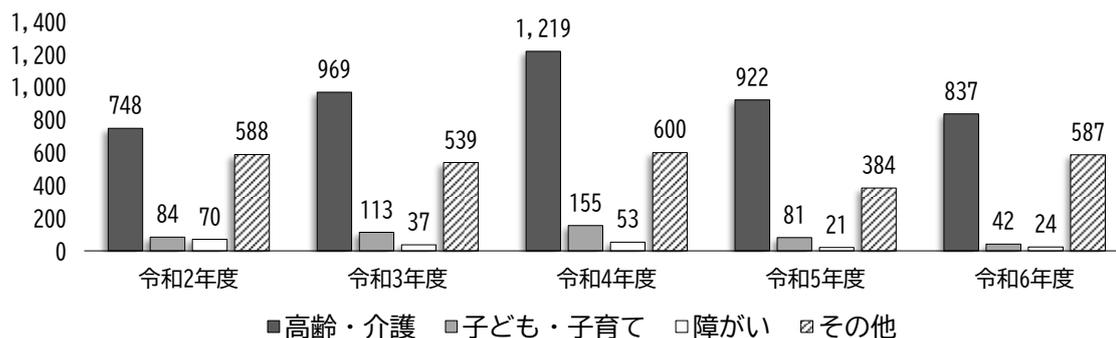


(5) 地域福祉を支える制度、取り組み、人材等の状況

① 民生委員児童委員相談件数

相談件数は、高齢・介護に関するものが圧倒的に多く、次いで子ども・子育て、障がいの順となっています。相談の総数は令和4年度をピークに減少傾向にあります。

【図10】 民生委員児童委員相談件数



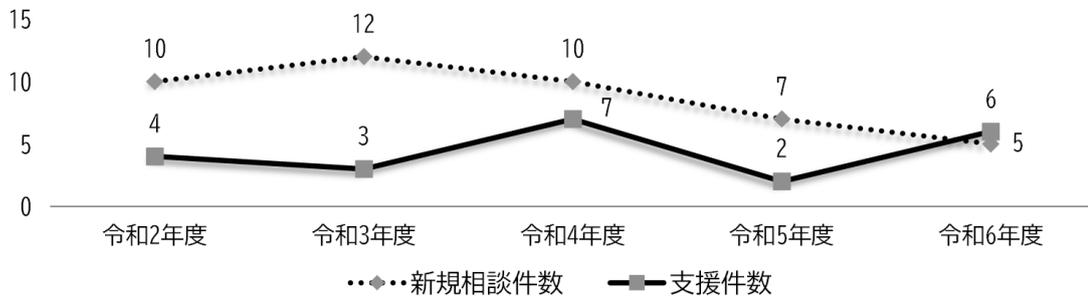
※民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。

出典:社会福祉協議会、福祉課

②生活困窮者自立支援制度

新規相談件数は年平均9件程度、支援件数は年平均4件程度となっています。

【図 11】生活困窮者自立支援制度



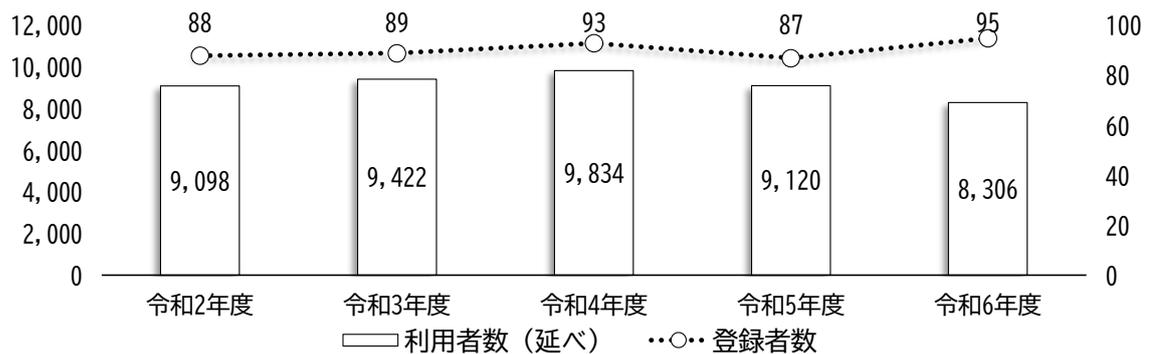
※生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮した世帯に対して、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援を提供することにより自立した生活ができるよう支援します。また、生活が困窮している世帯の子どもに対して、学習支援も行います。

出典：生活自立支援センターもがみ

③放課後児童クラブ

登録者数はほぼ同水準で推移しています。利用者については、令和4年度をピークにやや減少傾向となっていますが、年間延べ8,000人を超える利用者がいます。

【図 12】放課後児童クラブ登録者数・利用者数



※放課後や学校休校日などに、家庭の都合で面倒を見る事ができない子どもたちを預かり、保護者が安心して働く事ができる環境をつくる事業です。

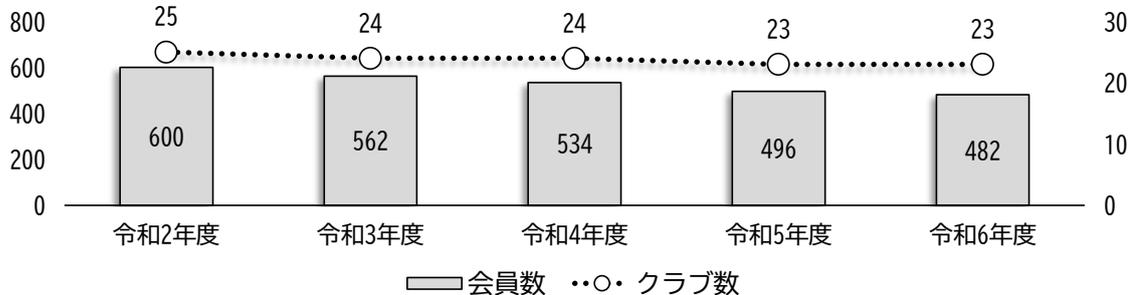
真室川、真室川北部、真室川あさひの3クラブが開所されています。

出典：教育課

④老人クラブ

クラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

【図 13】 老人クラブ



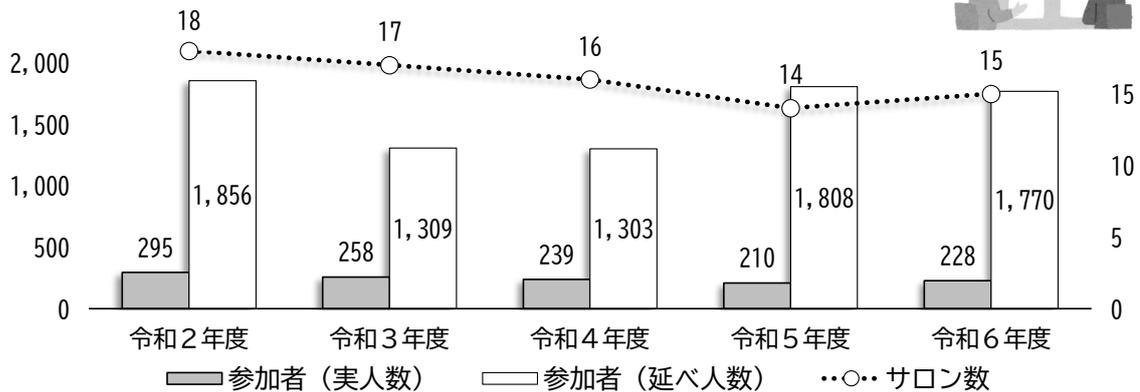
出典:福祉課

⑤いきいきサロン

年により変動がありますが、参加者は増えつつあります。



【図 14】 いきいきサロン



※孤立や閉じこもり予防のため、地域主体で、身近な交流の場を企画・運営する事業です。

出典:福祉課

⑥権利擁護事業

権利擁護事業は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理などを支援する事業です。

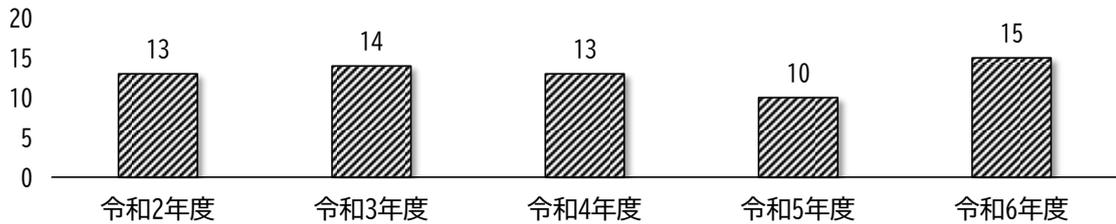
【表 7】 権利擁護事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法定後見制度利用者数	0	0	0	1	2
日常生活自立支援事業	6	8	8	10	8

⑦町ボランティア団体数

町内では、福祉関係、環境整備、教育関係などで広くボランティアが行われています。令和6年度、町ボランティアセンターへ加盟する団体は15団体となっています。

【図15】ボランティアセンター加盟団体数

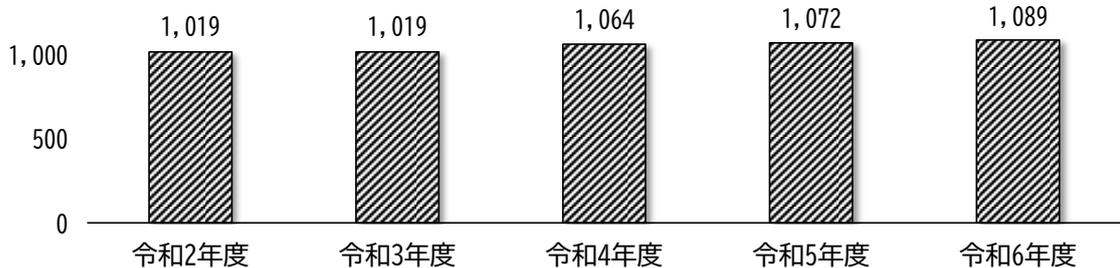


出典：社会福祉協議会

⑧認知症サポーター数

認知症について正しく理解して認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターの養成者数は、令和6年度までの実績(累計)で1,089人となっています。

【図16】認知症サポーターの養成者数の推移



出典：福祉課

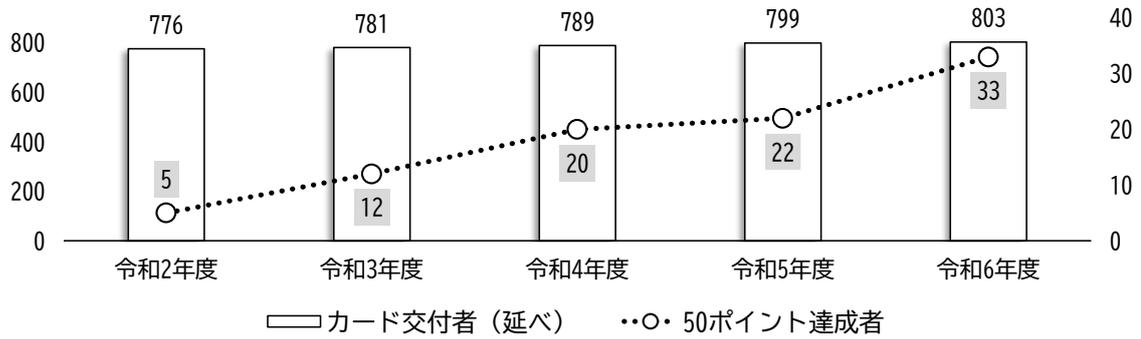
⑨ヘルスケアポイント

健康づくりポイントのうち健康ポイントは、健診受診、町の健康づくり事業や地域のいきいきサロンへの参加等が対象で、地域支えあいポイントは、施設やいきいきサロン、在宅の高齢者等へのボランティアが対象です。

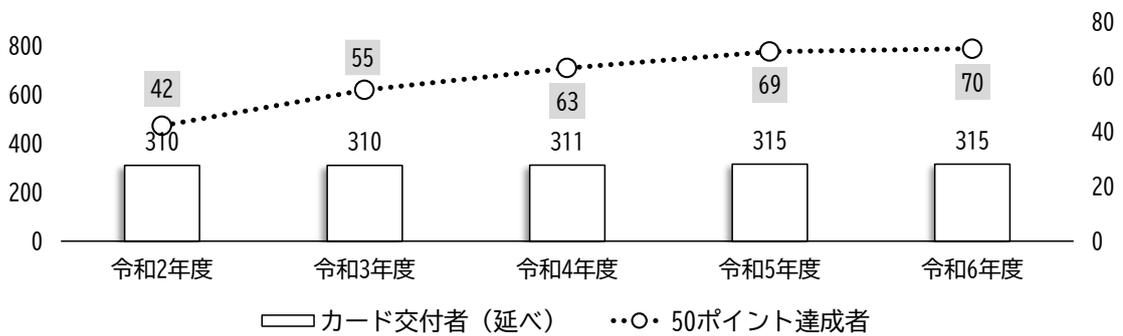
それぞれのポイントともに、徐々に対象者、50ポイント達成者が増えています。



【図 17】健康ポイント達成者等の推移



【図 18】地域支えあいポイント達成者等の推移

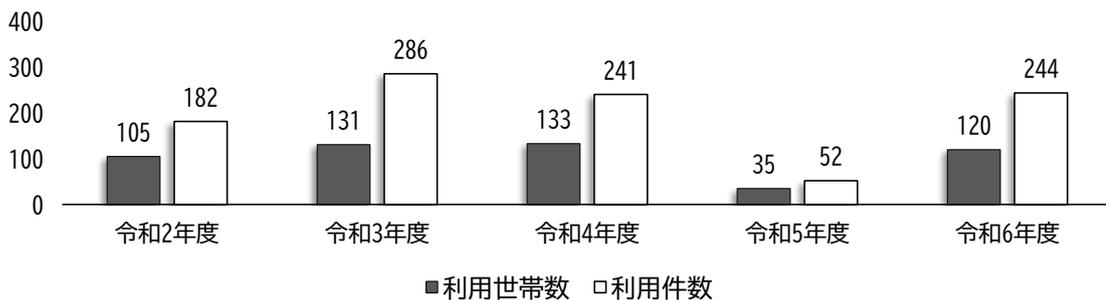


出典:福祉課

⑩除雪支援事業

高齢者、障がい者対象の町の除雪支援については、令和6年度では120世帯、延べ244件の利用がありました。各年の降雪の状況により利用状況はばらつきがあります。

【図 19】除雪支援事業



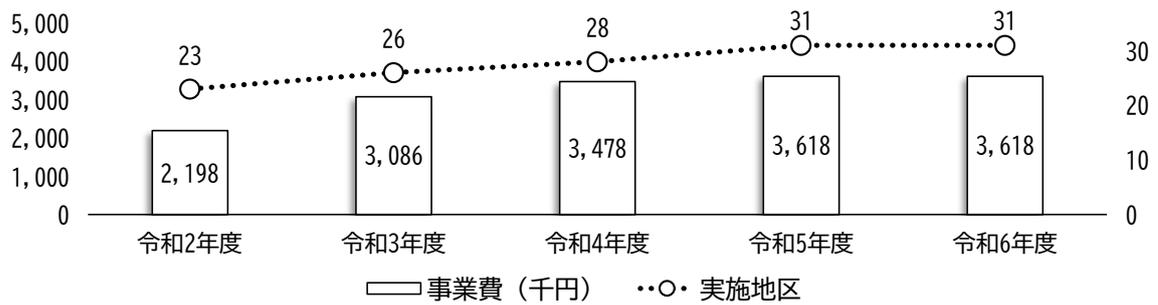
出典:福祉課

⑪地域共助除雪事業

地域で暮らす在宅の高齢者等世帯の日常的な玄関前等の除雪及び地域ごとの雪の課題解決のため、除雪を行う地域のボランティア組織等に助成を行っています。

実施地区、事業費は増加傾向にあります。

【図 20】 共助除雪事業



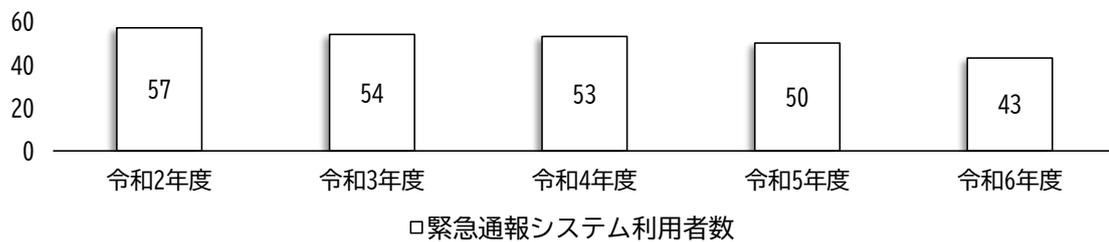
出典：福祉課

⑫緊急通報システム

高齢者世帯に対して、救急車の要請や火災等の緊急時に備え、緊急通報装置を貸与しています。

利用者については年々減少傾向にありますが、令和7年度から新システムによる運用を開始しており、利用者の増加が見込まれます。

【図 21】 緊急通報システム利用者数



出典：福祉課



2 第1期計画の経過と評価

第1期計画の取り組み・事業に対する担当課による評価を実施しました。結果については、第2期計画に活用していきます。

【評価まとめ】

第1期事業実施の評価	事業数(率)	第2期事業実施意向	事業数(率)
A できている	107 (82.3%)	1 継続	129 (99.2%)
B 概ねできている	17 (13.1%)	2 充実	0 (0.0%)
C あまりできていない	2 (1.5%)	3 見直し	1 (0.8%)
D できていない	4 (3.1%)	4 廃止	0 (0.0%)
計	130 (100%)	計	130 (100%)

基本目標1

みんなで支え合う地域づくり

基本施策(1) 地域福祉に対する理解と担い手の育成・支援

施策① 地域福祉に対する理解を深める

取り組み・事業	担当課	実績(見込み)と成果	評価	継続
福祉に関する正しい知識の普及や啓発・広報の推進	企画課	広報誌に福祉・健康に関連する連載ページを作成し、町民及び関係団体に周知を図っている。また、町ホームページや公式LINE、X等のSNSを活用し情報発信に取り組んでいる。	A	1
	福祉課	年度初めに福祉サービスのお知らせや各種検診等の日程表等を全戸配布にて周知しているほか、毎月の広報「お元気ですか」のコーナーで必要な情報を周知している。		
健康福祉ガイド等の発行	福祉課	健康福祉ガイドは令和3年度まで作成し、その後更新がない。	D	3
講演会・研修会の開催	福祉課	生活習慣病予防教室は、ほぼ毎年実施している。心の健康づくりセミナーは、ゲートキーパー養成講座として地域団体に対し実施している。健康福祉まつりは、総合保健施設が医療福祉健康の連携をめざした施設であることを周知する目的で開催されていたが、20年が経過し町民に浸透したとして現在開催していない。	A	1
福祉教育の推進	教育課	高校生ボランティアの在籍人数は、令和3年度9人、令和4年度2人、令和5年度3人、令和6年度13人となっている。 令和6年度から真室川校以外の生徒も在籍し、飛躍的に人数が増加している。ボランティア形態も依頼型・自発型ともに活動しており、ボランティアを通して福祉分野への理解も深まっている。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
まちづくり出前講座	教育課	実施回数は、令和3年度72回、令和4年度32回、令和5年度12回、令和6年度33回、参加延べ人数は、令和3年度1,204人、令和4年度873人、令和5年度287人、令和6年度620人となっている。 行政の情報や仕組みを町民に周知するためにも、また住民自らが主体となって学ぶ場の醸成としても必要な事業である。	B	1
	福祉課	高齢者サロンや老人クラブ等に対し、高齢者向けの福祉サービスの紹介、健康教室や長寿食教室を開催しているほか、地域団体からの希望に応じて保健師や管理栄養士による出前講座を実施している。		

施策② 担い手の育成・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	協議体を設置し、支え合いの地域づくりについて協議を重ねた。講師を招いての講演会の開催やオンラインでの研修会へ参加してきた。また、地区内のサロン活動や老人クラブ活動を社協だよりで紹介するなど地域の支え合い活動の見える化に努めてきた。	A	1
	福祉課	地域支え合い会議（協議体）の設置・運営に関して、協議体が設置され、定期的開催された。多様な関係者（住民、団体等）が参画し、地域課題やニーズが共有された。 生活支援コーディネーターの配置により、活動推進が行われた。 情報交換会や研修、生活支援コーディネーター活動を通じて住民活動の活性化につながり、地域住民による新たな支え合い活動や居場所づくりが行われた		
食生活改善推進員の養成事業	福祉課	令和3年度～7年度、開催実績がない。	D	1
認知症サポーター養成講座	福祉課	認知症サポーター養成講座の受講者数の実績から、必要性や有効性において高く評価でき、超高齢社会において重要な役割を担っている。	A	1
地域ささえあいポイント	社会福祉協議会 福祉課	この事業は、必要性、住民ニーズ、有効性において評価しており、高齢者の生活支援体制整備に必須の事業としている。サロン運営活動を中心にポイント付与がなされており、生活支援への付与が減少している。	C	1
ボランティアセンター	社会福祉協議会	主に一人暮らし高齢者世帯の家の周りの草刈りや除雪作業を実施した。令和6年度は8件対応している。	A	1

基本施策(2) 支え合いをめざす基盤づくり

施策① 共生社会をめざすまちづくり

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
地域づくり活動支援事業	企画課	地域住民が主体的に実施する地域活動への支援としての地域づくり活動支援事業費補助金制度が浸透し、活用する地区も増加してきている。	A	1
分館（公民館）に対する補助	教育課	運営補助実績は令和3年度55件、令和4年度54件、令和5年度53件、令和6年度53件となっている。 施設整備実績は、令和3年度4件、令和4年度7件、令和5年度3件、令和6年度12件となっている。 分館はいきいきサロンを筆頭とする地区毎実施事業の会場として活用されている。運営費補助・施設整備補助ともに分館機能を維持するうえで必要である。	A	1
生活支援体制整備事業（再掲）				
すこやか・安心地域づくり推進事業	福祉課	住民による共助活動の促進においては、高齢者の居場所づくりであるいきいきサロンの実施回数が増加し、介護予防と社会参加の場が充実した。町民の自発的な健康づくりへの意識向上とモチベーション維持に貢献した。	B	1
全庁的な相談支援体制の整備	福祉課	各分野で包括的な支援体制（課題を丸ごと相談・支援できる体制）の基盤づくりが進められた。	B	1

施策② 共生型の福祉サービス

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
共生型の福祉サービス	福祉課	第1期計画期間中において、共生型福祉サービスについては事業計画の動きはなかったが、今後取り組む事業計画が生じた場合は、可能な支援策について検討していく。	D	1

施策③ 官民協働による取り組みの推進

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
民間の基金・寄付等の活用	福祉課 社会福祉協議会	第1期計画期間中において、民間基金の活用等はなかったが、今後も機会があれば利用していく。	D	1
共同募金	共同募金委員会	社会福祉協議会の評議員からなる共同募金委員会では、民生委員・児童委員と連携し、生活困窮世帯を把握し、歳末助け合い募金の配分の決定などを行っている。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
寄付	福祉課	福祉目的の寄付があった場合には、寄付者の意向も踏まえ、有効に活用していく。	A	1

基本施策(3) 地域福祉サービスの向上に向けて

施策① 福祉サービスの向上にむけて

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
地域ケア会議	福祉課	包括的・継続的ケアマネジメント支援として地域ケア会議が開催されており、令和5年度、令和6年度ともに年間3回開催された。 関係機関との連携体制構築やケアマネジャーへの支援を実施し、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント機能を果たしている。	A	1
講演会・研修会の開催（再掲）				

施策② 社会福祉事業の推進

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
社会福祉事業の推進	福祉課	令和4年4月1日より、社会福祉協議会が運営主体となる、ドリームハウスが設立され、生活介護事業や就労継続支援B型事業のサービスが行われている。町も運営費の補助などで連携を図っている。	A	1

基本施策(1) 多様化する福祉課題と重点施策

施策①～④ 各計画により評価が行われるため、ここでは評価除外

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
高齢者福祉の充実	福祉課	介護保険計画・高齢者福祉計画により評価等を実施する。	—	—
障がい者福祉の充実	福祉課	障がい福祉計画等により評価等を実施する。	—	—
子ども・子育て支援の充実	福祉課	子ども・子育て支援事業計画により評価等を実施する。	—	—
健康づくりの充実	福祉課	ヘルシースマイル 21 計画により評価等を実施する。	—	—

施策⑤ 福祉サービスの充実(町単独福祉給付事業について)

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
家庭保育支援給付金	教育課	給付乳児数 令和3年度 44 人、令和4年度 49 人、令和5年度 45 人、令和6年度 38 人、令和7年度（見込み）39 人となっている。 家庭で保育をする保護者にとって、経済的負担の軽減となっている。	A	1
保育料の軽減	教育課	山形県と連携して保育料を段階的に軽減。令和3年9月から第3階層、第4階層の保育料を1/4に軽減。令和4年度から、第3階層、第4階層の保育料無償化。令和6年度から全階層無償化。民間施設を利用する場合上限を設定し、保育料を補助。令和4年度より育児休業に係る保育利用料（教育認定）を給付。保護者の経済的負担の軽減となっている。	A	1
副食費の無償化	教育課	令和4年度より高騰対策として給食補助金を物価指数に基付き補助。令和7年度より、3歳以上児へ主食を無償提供。保護者の経済的負担の軽減となっている。	A	1
副教材の無償化	教育課	小中学生の授業で使用するドリルやテスト等の副教材費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図っている。	A	1
医療費の無償化	町民課	令和3年4月1日から高校生相当年齢まで医療費が無償化になった。高校生相当年齢の医療証受給者数は令和6年度末で141名となっている。	A	1
紙おむつ支給	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度の支給件数は、高齢者1,321件、障がい者44件であり、横ばいで推移している。千件を超える支給があり、住民ニーズは高い。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
重度要介護高齢者 介護者激励金支給 事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。支給実績は令和3年度に14人、令和4年度に12人、令和5年度に9人、令和6年度に8人と微減の傾向にある。激励金という目的の事業であるため、事業継続。	A	1
救急タクシー事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度実績は23名、37件。利用者の負担軽減、家族の福祉向上に寄与している。	A	1
介護者のつどい	福祉課	家族介護者支援事業として「介護者の集い」が令和5年度の実績で2回、令和6年度で2回開催されている。また要介護認定を受けている者の家族に対し、リフレッシュ旅行や在宅医療セミナー等を実施するという目的の事業内容が継続されている。	A	1
障がい者交通費助 成事業 (旧・福祉タクシ ー券交付事業)	福祉課	令和5年度よりタクシー券交付事業と燃料券交付事業を統合し、障がい者交通費助成事業として、現金給付に変更して実施し、移動手段の拡充と利便性の向上を図っている。心身障がい者の社会参加と日常生活圏の拡大に寄与している。令和5年度に362人、令和6年度に341人の実績。	A	1
障がい者交通費助 成事業 (旧・福祉燃料券 交付事業)	福祉課	令和5年度よりタクシー券交付事業と燃料券交付事業を統合し、障がい者交通費助成事業として、現金給付に変更して実施し、移動手段の拡充と利便性の向上を図っている。心身障がい者の社会参加と日常生活圏の拡大に寄与している。令和5年度に362人、令和6年度に341人の実績。	A	1
人工透析患者通院 交通費助成事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度実績は15人。横ばいで推移している。腎臓機能障がい者の経済的負担を図っている。	A	1
重度障がい者介護 者激励金支給事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度実績は3件。横ばいで推移している。激励金という目的の事業であるため、事業継続。	A	1
特別支援児童養育 手当支給事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度実績は4人。横ばいで推移している。制度は変わらず、月額3,000円を支援している。	A	1
在宅酸素療法者支 援事業	福祉課	計画内容のとおり実施されている。令和6年度実績は3人。横ばいで推移している。制度は変わらず、月額1,600円を支援している。	A	1
長寿祝い金	福祉課	令和5年度は6名、令和6年度は10名、令和7年度は9名の予定で、年々該当者は増えている。高齢者に喜びや生きがいを感じてもらうための祝い金として30万円を贈呈している。	A	1

施策⑥ 全庁的な取り組みについて

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
全庁的な相談支援体制の整備(再掲)				

基本施策(2) 課題を抱える人々を連携・支援

施策① ひきこもりや閉じこもりの対応策

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
ひきこもりや閉じこもりの対応策	福祉課	ひきこもりに対しては、個別の相談にとどまっている。	B	1
	教育課	子育て支援センターの育児相談や、保育施設においての情報を福祉課と共有し、各関係機関と連携している。	A	1

施策② 生活困窮者の支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
生活困窮者自立支援事業	福祉課	生活困窮の相談があった場合には、生活自立センターと情報共有しながら、支援センターに相談するよう取り次ぎを行っている。	A	1
	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の貸付事業である真室川町たすけあい資金について実施。低所得者に資金の貸付を行うことにより、経済的自立の援助と福祉の増進を図ることを目的とする。令和6年度は5件対応。		
生活困窮者等への支援(生活保護等)	福祉課	山形県総合支庁の生活保護担当課や生活自立支援センター、社会福祉協議会などと連携し、情報共有しながら、生活困窮世帯の相談受け付け、支援ができています。	A	1
	社会福祉協議会	毎月の定例会を通して、関係機関が実施する事業の説明や情報提供を行った。また、部会活動や研修会への参加など意欲的に取り組み、地域社会の実情把握に努めた。	A	1
民生委員・児童委員による支援	福祉課 社会福祉協議会	(社会福祉協議会) 毎月の定例会を通して、関係機関が実施する事業の説明や情報提供を行った。また、部会活動や研修会への参加など意欲的に取り組み、地域社会の実情把握に努めた。	A	1
養護老人ホーム入所措置	福祉課	自立した65歳以上で、住居や家族関係、金銭面で困窮している老人に住居や食事等の提供を行っている。入所措置は令和3年度に10人、令和4年度に10人、令和5年度に9人、令和6年度に10人と横ばいで推移している。	A	1
経済的支援	-	2-(1)-⑤福祉サービスの充実(町単独福祉給付事業について)による経済的支援に記載。	-	-

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	令和6年度は1件対応。	A	1
福祉サービス利用援助事業	社会福祉協議会	令和7年8月末時点で利用者4名。 令和6年度の支援回数は78回。	A	1
たすけあい資金貸付事業	社会福祉協議会	社会福祉協議会の独自の貸付事業である真室川町たすけあい資金事業を実施。低所得者に資金の貸付を行うことにより、経済的自立の援助と福祉の増進を図ることを目的とする。令和6年度は5件対応。	A	1
歳末助け合い募金の要援助世帯への配分	社会福祉協議会	例年12月に実施する歳末助け合い運動において、民生委員・児童委員と連携し、生活に困窮する対象世帯について把握。令和6年度は13世帯に配分。	A	1
行旅困窮者補助	社会福祉協議会	令和4年12月より切符から現金支給へ変更。新庄方面500円 秋田方面1,000円。 令和6年度は秋田方面2件対応。	A	1

施策③ 居住に課題を抱える方への支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
町営住宅	建設課	HPやLINE、区長文書を通じ、入居募集に関して都度周知を行い、住宅に困窮する低所得者やその他住宅を必要とする者に適切に住宅を提供できた。令和6年度は一時提供住宅として災害により被災された方へ住環境を提供した。 住宅の適切な維持管理を実施し、入居者が暮らしやすい住環境の提供に努めた。	A	1
養護老人ホーム入所措置（再掲）				
子育て短期支援事業（ショートステイ）	福祉課	令和6年度までの実績はなかったが、令和7年度に初めて利用されるケースがあった。保護者と受入施設との調整を図りながら実施している。児童の養育に関しては、家庭により事情が多様化しており、受け皿となる本事業は継続が必要。	A	1
生活支援ハウス	福祉課	計画内容のとおり実施されている。年稼働率は令和3年度が64%、令和4年度が70%、令和5年度が69%、令和6年度が52%と推移している。 令和6年度は利用者の死亡や介護施設への入居等で減となっている。	B	1
生活困窮者自立支援制度（再掲）				

施策④ 自殺対策について

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
真室川町自殺対策計画	福祉課	真室川町自殺対策計画により評価等を実施する。	—	—

施策⑤ 成年後見制度の利用促進（真室川町成年後見制度利用促進基本計画）

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
成年後見制度の利用促進と広報体制の整備	福祉課	町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、相談支援事業所、介護・福祉サービス事業者、医療機関等との連携を図り、また、町の広報等により周知啓発と利用促進に努め、事業を実施している。 令和5年度において、成年後見制度の申立て件数1件の実績がある（令和4年度は0件）。	B	1
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	福祉課	地域包括支援センターによる総合相談受付件数は、令和5年度304件から令和6年度318件に増加した。 個別訪問による実態把握件数も、令和5年度308件から令和6年度331件に増加しており、積極的に対応している。 また、介護、障がい、子ども、生活困窮など、複合的な課題を抱える相談に対しても、関係機関と連携しながら相談支援を実施している。 権利擁護支援（発見・予防）への取り組みとして、高齢者虐待に関する相談件数は、令和5年度2件、令和6年度は3件の相談があった。 認知症対策と啓発として、認知症の人やその家族を見守り支える認知症サポーター養成講座を実施し、令和4年度45人、令和5年度8人、令和6年度は16人が受講した。 身近な相談窓口である民生委員・児童委員等と協力し、日常的に要支援者への接触や見守りを行う体制を進めた。	A	1
障がい者相談支援事業	福祉課	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行っている。	A	1
成年後見制度利用支援事業	福祉課	成年後見制度の町長申立て件数は、令和4年度0件、令和5年度・令和6年度はそれぞれ1件であった。また、後見等報酬費用助成については、令和4年度から令和6年度の期間において実績は0件であった。	B	1

施策⑥ 虐待防止と権利擁護

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
男女共同参画社会の確立	企画課	施設におけるポスター掲示、広報誌でイベントの開催を掲載し周知啓発に努めた。第2次男女共同参画計画策定時では、第1次計画と比べ、家庭、地域、職場での意識が改善されている。また、DV被害や相談を受けたと答える方の割合も改善されている。	A	1
	福祉課	DVの防止等、男女共同参画社会の実現をめざし、情報誌の発行やイベントの開催で周知啓発を図ります。	A	1
民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）				
虐待の早期発見と予防	福祉課	特定妊婦訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行っている。	A	1
要保護児童対策地域協議会	福祉課	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を関係機関で協議し要保護児童等の支援を図っている。	A	1
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	福祉課	高齢者虐待に関する相談、対応が行われている。令和5年度2件、令和6年度3件の相談件数があった。 また、関係機関との連携を図るため、高齢者虐待対応ネットワーク会議を定期的に開催している。	A	1
成年後見制度の利用促進（再掲）				

施策⑦ 差別の解消

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
差別の解消	福祉課	「真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく取り組み。 法律改正に併せ、適宜条例改正し広報で周知するなど、引き続き障がい者の差別解消に向けての取り組みを行っている。	A	1

施策⑧ 再犯防止対策

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
社会を明るくする運動強調月間の実施	町民課	毎年7月の強調月間に保護司及び更生保護女性会で各小中学校、保育所、こども園、協力事業所等への啓発活動を実施している。	A	1
更生保護に関わる団体などとの連携強化	町民課	保護司活動への支援。	A	1
薬物乱用対策の推進	教育課 福祉課	令和6年度は町内街頭指導6回、新庄駅巡回指導派遣3回実施。 町青少年指導委員兼青少年育成推進員、及び町青少年育成町民会議を中心に、児童生徒を対象とした声がけ、指導を精力的に行っている。 ポスターの掲示や広報での周知を行っている。	A	1

基本施策(1) 集い交流できる拠点づくり

施策① 町民主体の交流・集いの場の創設、利活用

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
高齢者いきいきサロン	福祉課	サロンでの活動を通して、保健師などの専門職を派遣し、活動支援を行った。またサロンのニーズ把握機能により、要支援者の把握・支援の導入に寄与していると評価できる。	A	1
老人クラブ	社会福祉協議会	年間を通じてグランドゴルフやレクリエーション大会等を開催し、会の活性化に努めてきた。現在22の単位クラブが活動中。	A	1
みんなの茶の間「あべあべ」	福祉課	地域包括ケアシステムの構成要素として、高齢者の居場所づくりを推進する事業の一つとして位置づけられており、高齢者のニーズ把握機能を持った地域の居場所づくりに貢献している。	A	1
うめっこ体操	福祉課	うめっこ体操による健康普及活動は、令和3年度16回、令和4年度20回、令和5年度86回、令和6年度78回実施。 令和5年度にはうめっこ体操の普及目的で動画を作成、配信した。	A	1
地区体育大会・レクリエーション大会	(地区)	地区主体事業	—	—
地区公民館事業	教育課	運営補助実績は、令和3年度55件、令和4年度54件、令和5年度53件、令和6年度53件。 施設整備実績は、令和3年度4件、令和4年度7件、令和5年度3件、令和6年度12件。 分館はいきいきサロンを筆頭とする地区毎実施事業の会場として活用されている。運営費補助・施設整備補助ともに分館機能を維持するうえで必要である。	A	1
住民相互の交流機会拡充事業	(地区)	地区主体事業	—	—

施策② 町や福祉団体による交流・集いの場の創設、利活用

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
学童クラブ	教育課	学童クラブ登録利用者数は、令和3年度42人、令和4年度63人、令和5年度56人、令和6年度59人、令和7年度（見込み）81人。 令和6年度より、兄弟等で利用しても1世帯の利用料を月最大3,000円とし、負担軽減を図っている。子ども達に放課後や学校休業日に安全な生活と遊びの場を提供することで、社会性や協調性が育まれている。働く保護者就労支援と安心感につながっている。	B	1
	社会福祉協議会	真室川、真室川北部、真室川あさひの3クラブで開所している。 令和6年度実績 真室川学童クラブ 開所日数235日、延べ利用者数5,275人、一日当たり22.4人 北部学童クラブ 開所日数235日、延べ利用者数2,023人、一日当たり8.6人 あさひ学童クラブ 開所日数227日、延べ利用者数1,008人、一日当たり4.4人		
子育て支援センター	教育課	支援センター利用者のべ人数は、令和3年度741人、令和4年度1,033人、令和5年度975人、令和6年度839人、令和7年度（見込み）752人。 開放による遊びの場の提供、親子参加イベント、託児をしておきのワークショップなど、保護者の交流が図られた。また、助産師による赤ちゃん広場により、産後の母親のケアにつながっている。サークル、サロン等の活動がコロナ禍によって実施できなかった。	B	1
認知症カフェ（よってけるカフェ）	福祉課	認知症カフェは、地域包括支援センターの運営事業（包括的支援事業）の一環である認知症施策総合推進事業として位置づけられており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるための地域包括ケアシステムの構築に寄与している。令和6年度より各地域における実施をめざし、モデル地区にて取り組みを行っている。	A	1
いきいきシニアクラブ	福祉課	いきいきシニアクラブは、地域住民が主体的に参加する介護予防を学習する場として機能している。	A	1
いきいきミニデイ	福祉課	高齢者の孤立化や閉じこもり予防、健康づくりに寄与する活動の場として機能している。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
おんでい（温泉デイサービス）	福祉課	通いの場を増やすことで、身体機能の維持を図り、介護予防を实践する拠点の一つとして機能している。 在宅高齢者の閉じこもり防止や、地域住民との交流を深める場を提供し、生きがいづくりに寄与している。	A	1
生活支援体制整備事業（再掲）				
すこやか・安心地域づくり推進事業（再掲）				

施策③ 福祉団体の育成

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
福祉団体の育成	社会福祉協議会	県福祉大会やレクリエーション大会への参加を通して、会の活性化に努めてきた。	A	1

基本施策（2） 相談・支援体制の充実

施策① 子ども・子育ての相談・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
子育て世代包括支援センター事業	福祉課	妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供している。	A	1
妊産婦訪問事業 乳児全戸訪問事業	福祉課	実施件数（実数）は、令和3年度 29 件、令和4年度 22 件、令和5年度 23 件、令和6年度 17 件実施。	A	1
子育て支援センター事業（再掲）	—	再掲	—	—
要支援家庭の早期発見・支援	福祉課 教育課	母子手帳交付時にハイリスクと思われるケースには積極的に関わりをもち、早期発見に努めている。	A	1
ひとり親家庭への支援	福祉課 教育課	幼児施設や子育て支援センターなどの利用者からの情報を福祉課と連携し、速やかな対応を図っている。	A	1
乳幼児健診事業	福祉課	乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診を実施し、おおよそ8割から9割の方が受診している。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
母子手帳交付・プ チママサロン	福祉課	母子手帳交付件数は、令和3年度24件、令和4年度15件、令和5年度17件、令和6年度18件。 母子手帳交付は、令和4年度までは毎週月曜日の午前9時～12時としていたが、令和6年度より随時受付（電話予約要）とした。 プチママサロン実績は、令和3年度2回・2人、令和4年度2回・2人、令和5年度4回・5人、令和6年度1回・1人	B	1
要保護児童対策協議会（再掲）				

施策② 学校における相談・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
いじめ防止対策	教育課	いじめ防止基本方針を踏まえ、学校における教職員の共通理解に基づいた対応や家庭・地域・関係機関との連携により、いじめの未然防止や早期発見、適切な対応が図られている。	A	1
不登校児童生徒への対応	教育課	安心して過ごせる居場所づくり・絆づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、実態に応じた対応が図られている。	B	1
いのちの教育・心の教育の充実	教育課	いのちの大切さや生き方を考える機会の設定、道徳教育の充実に向けた取り組みが行われ、自己有用感や自尊感情の育成が図られている。	A	1
教育相談活動の充実	教育課	教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携しながら計画的・組織的な対応を講じており、児童生徒の心に寄り添った教育相談が進められている。	A	1
発達相談支援	教育課	専門家チームによる巡回相談や特別支援教育の充実により、特別な支援を要する児童への早期からの継続的な支援が行われている。	A	1

施策③ 生活困窮者に対する相談・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
生活困窮者自立支援事業（再掲）				
生活困窮者等への支援（生活保護等）（再掲）				

施策④ 高齢者に対する相談・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
地域包括支援センター（相談支援）	－	総合相談支援の活発化と役割遂行や権利擁護・虐待防止への対応、介護予防・認知症施策の推進など、介護・予防・生活支援等を包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築をめざし、その基本的な機能を果たした。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	福祉課	地域包括支援センターの権利擁護の基本的な役割の一部として継続的に実施されており、高齢者の安全確保と早期対応の体制維持に貢献している。	A	1

施策⑤ 障がい者に対する相談・支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の配置	福祉課	身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を配置し、障害手帳配布時や認定更新の際に周知し、相談支援体制の確保に努めている。	A	1
障害者就業・生活支援センター	福祉課	障害者就業・生活支援センターと連携し、就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の方が抱えている悩みや相談ごとに、雇用や福祉の関係機関と連携して、就業面だけでなく生活面も含めた相談にのっている。	B	1
地域生活支援拠点等の整備	福祉課	令和2年度に最上圏域で整備し、令和7年度までに管内6支援事業所の登録を行っている。毎年、最上地区自立支援協議会の中で管内市町村や関係事業所で運営方法を検討している。	A	1
精神障がい者・家族への個別支援	福祉課	精神障がい者・家族の相談があったときは、様々なケースごとに丁寧に対応を行っている。	A	1
障がい者差別解消推進（再掲）				

施策⑥ 健康相談・心の健康相談

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
健康に関する相談	福祉課	随時相談対応を行っているほか、地域団体での健康教育の際に健康相談も実施している。 健康相談件数は、令和3年度11人、令和4年度35人、令和5年度35人、令和6年度43人となっている。	A	1
心の健康に関する相談	福祉課	偶数月の月末水曜日に臨床心理士による健康相談を実施。 相談件数は、令和3年度8人、令和4年度8人、令和5年度6人、令和6年度9人（述べ人数）となっている。	A	1
家庭訪問	福祉課	家庭訪問による相談を実施。訪問件数は、令和3年度107件（うち精神26件）、令和4年度38件（うち精神1件）、令和5年度97件（うち精神26件）、令和6年度25件（うち精神2件） ※検診後要指導訪問含む。	B	1

施策⑦ 各種相談

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
消費生活相談	町民課	身近な消費者トラブルについて、随時メールやFAX、電話等で受け付け対応している。	A	1
法律相談	社会福祉協議会	山形県地域包括支援センターが実施する無料法律相談に申込。年1回開催。令和6年度は、8名の方が相談に訪れた。	A	1
行政相談	町民課	行政相談委員と連携し、年3回程度無料相談所を開設し行政相談を実施している。	A	1
人権相談	町民課	各小学校において花の植栽活動や中学校では人権教室を開催し、人権啓発活動を実施している。	A	1

基本施策(3) 包括的支援体制の強化

施策① 包括的な支援体制の基盤づくり

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
生活支援体制整備事業（再掲）				
地域包括ケアシステム事業	福祉課	包括的サービス提供の推進として地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業）を中核として、総合相談支援、介護予防や健康教室の開催を継続し、多様な事業を包括的に提供することで成果を上げている。	B	1
すこやか・安心地域づくり推進事業（再掲）				
民生委員・児童委員による支援（再掲）				
生活困窮者自立支援事業（再掲）				
地域包括支援センター（包括的サービス体制）	福祉課	総合相談の維持・拡大や、地域包括ケア体制の推進など、地域包括ケアシステム構築に向けた基本的な機能を発揮し、相談支援、権利擁護、および多職種連携を継続的に実施し一定の成果をあげている。	A	1
子育て世代包括支援センター事業（再掲）				
子育て支援センター事業（再掲）				
虐待防止の取り組み（再掲）				

施策② 地区に出向き直接対話

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
まちづくり出前講座	教育課	<p>年度実施回数は、令和3年度 72 回、令和4年度 32 回、令和5年度 12 回、令和6年度 33 回。</p> <p>参加延べ人数 令和3年度 1,204 人、令和4年度 873 人、令和5年度 287 人、令和6年度 620 人。</p> <p>行政の情報や仕組みを町民に周知するためにも、また住民自らが主体となって学ぶ場の醸成としても必要な事業である。</p>	B	1
地域担当制	企画課	<p>地域担当制を配置したことにより、地区区長からの意見を中心に、地域における課題等を吸い上げる機会が増えている。職員と地域の信頼醸成の一助となっている。</p>	B	1
地区座談会	企画課	<p>地区の状況や課題等を町民の方々から直接伺える貴重な機会となっている。座談会で出た意見や要望等は担当課が直接聞くなどし、対応の迅速化を図っている。コロナ禍以前から比較すると、実施地区は少なくなった。</p>	B	1

施策③ なんでも相談・支援できる体制づくり

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
多機関の協働	福祉課	<p>支援を要する人については、高齢と障がい、子育てと生活困窮といったように、複合的な要素が絡んでいることが多いことから、関係機関で情報共有しながら、各担当、関係機関が迅速に集結して連携を図っている。</p>	A	1
全庁的な相談支援体制の整備（再掲）				
総合的な相談体制の整備	福祉課	<p>各課において、ワンストップ窓口に取り組んでいる。相談者をたらいまわしにしないよう、内容を聞いて簡単な案件については担当課に問い合わせながら対応し、詳細について説明が必要な場合は担当課につないでいる。</p> <p>保健・医療・福祉に関する相談についても、地域包括支援センター窓口で、総合的に応じ、相談内容に応じて担当者から説明を行っている。</p>	A	1
	社会福祉協議会	<p>相談があった際には、関係機関と連携し対応。制度や事業においては、行政の担当課や自立支援センターと連携を図り、地域住民に関することは、担当民生委員・児童委員に協力を求めてきた。</p>	A	1

基本施策(1) 災害対策や感染症対策、支え合う地域づくり

施策① 災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
自主防災組織設立の推進 防災知識の普及活動 情報伝達体制の整備	総務課	自主防災組織連絡協議会総会の開催（令和4年度に全地区で組織化済）。 区長回覧による防災情報の周知。 令和5年10月に防災放送戸別受信機の運用を開始し、希望者へ随時設置。	A	1
災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業	福祉課	避難行動要支援者管理システムを導入し、自主防災組織に要支援者名簿の提供を行うなど、地域で支援する体制構築を進めている。	A	1
要支援者情報の更新	福祉課	避難行動要支援者管理システムを導入し、重度障がい者や重度要介護者等の登録を行い、個人情報提供について同意を得たものから、順次、個別避難計画を作成する中で、要支援者情報の作成を進めている。	A	1
福祉避難所の設置	福祉課	通常の避難所では生活が困難な方のための福祉避難所の設置に関しては、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」及び「災害時における物資供給協定」を締結し、実施体制を確保してきた。福祉避難所は現在4事業所と福祉用具の物資供給協定は医薬品や医療機器等6事業所と協定を締結している。	A	1
災害時避難行動要支援者名簿の整備	福祉課	令和6年度に避難行動要支援者管理システムを導入するとともに、在宅の重度障がい者や重度要介護者を優先的に登録することで、より実態に即した対応ができるよう改善した。	A	1

施策② 地域福祉活動と感染症対策

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
感染拡大を防ぐために	—	評価略	—	—
通いの場に参加するためのポイント	—	評価略	—	—
飲食を伴う活動をする場合	—	評価略	—	—
体操など身体を動かす場合	—	評価略	—	—

基本施策(2) 安心して暮らせる環境づくり

施策① 安心安全で暮らせる生活環境づくり

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
除雪体制整備	建設課	30名の除雪作業員による15組と委託1組による編成で道路除雪にあたり、冬期交通の確保に努めた。また、令和5年度より除雪管理システムを導入し、高齢者のみの世帯など自力で除雪が困難な世帯に対して、事前に対象者を調査し、可能な限り雪を残さないよう間口除雪の対応を行っている。	A	1
除雪支援事業	福祉課	事業概要の通り実施できている。利用者からは大変喜ばれているため継続したい。令和6年度実績は、利用世帯数120世帯。	A	1
地域共助除雪事業	社会福祉協議会	令和6年度は31地区から申し込みあり、82世帯の玄関の門口除雪を実施。	A	1
除雪ボランティア	社会福祉協議会	新庄神室産業高校真室川校の生徒14名とボランティアメンバーが協力し、3世帯の高齢者宅の除雪作業を実施。	A	1
生活バス路線運行対策事業	企画課 町民課	他公共交通との時刻調整により利便性の向上に取り組むほか、経路上で停留所以外からも乗り降り可能なフリー乗降の導入など、利用しやすい環境づくりに努めている。	A	1
公共交通機関の確保	企画課	県地域公共交通活性化協議会などの広域的な交通ネットワークを通じて情報を共有し、町営バスやJRなどの公共交通の利便性向上と利用促進に取り組んでいる。	A	1
	町民課	地域住民の身近な交通手段として、町営バスやデマンドタクシーの果たす役割は重要である。運転免許自主返納支援事業と併せて町営バス及びデマンドタクシーの利用を推進する。 令和6年度実績は路線バス利用者数38,333人。		
運転免許証自主返納支援	町民課	高齢者等で運転に自信のない方に自主返納を促し、事故のない社会を実現していく。免許返納者には、路線バスやデマンドタクシーへの利用を推進する。 令和6年度実績は、18件（バス定期券0件、バス回数券6件、タクシー券12件）。	A	1
乗合デマンドタクシー	町民課	平成30年度から事業を実施しているが、毎年利用回数が増加している。 令和3年度232回 令和4年度238回 令和5年度278回 令和6年度416回	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
住環境快適サポート補助金	建設課	HPや年に2回、区長文書を通じた周知を行っており、補助対象者の申請漏れがないよう努めた。また、申請受付期間も長めに設けており、予算不足時には不足額の要望を行ったりと近隣市町村以上に手厚い補助を行っている。	A	1
空き家対策	町民課	令和4年度に補助金交付要綱の見直しを行い、住宅不良度の評点の合計が100点未満の空き家も対象としたことから実績が増加した。 令和3年度 7件 3,950千円（町内業者6件、町外業者1件） 令和4年度 24件 15,391千円（町内業者17件、町外業者7件） 令和5年度 23件 11,761千円（町内業者19件、町外業者4件） 令和6年度年度 20件 12,554千円（町内業者15件、町外業者5件）	A	1

施策② 日常的な見守り支援

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
民生委員・児童委員による支援（再掲）				
学童クラブ（再掲）				
子育て支援センター事業（再掲）				
子育て応援団あんだよ	教育課 福祉課	利用人数は、令和3年度178人、令和4年度127人、令和5年度87人、令和6年度79人、令和7年度（見込み）104人。令和5年度からは月2回、中央公民館にて土曜日午前実施。遊びの見守りによって、利用者の安心感につながっている。	A	1
緊急通報システム	福祉課	令和7年度より、民間警備保障会社に委託している。利用対象者を75歳以上高齢者のみ世帯、65歳以上特定疾患のみ世帯と改正し、サービスも鍵預かり・看護師による健康相談、月1回電話による安否確認、人感センサーによる24時間見守り等を実施し、拡充している。	A	1
認知症サポーター養成講座（再掲）				
企業等との「見守り協定」	福祉課	山形県が①日常業務の範囲内における地域の見守り活動②日常業務の範囲内において、住民の日常生活に異変を感じた場合の市町村への連絡（緊急を要する場合は警察署や消防署に通報）③市町村が行う孤立防止の取り組みへの協力について協定を締結している。	A	1

取り組み・事業	担当課	実績（見込み）と成果	評価	継続
梅くらぶ	社会福祉協議会	身寄りのない入院患者の洗濯支援や買い物の付き添い支援について実施。令和6年度は実績なし。	C	1
民食ふれあい訪問	福祉課	事業概要のとおり実施されている。令和6年度 237 世帯、278 名に訪問。	A	1
日中一時支援事業	福祉課	町外の障がい福祉サービス事業所と契約し、事業概要のとおり実施されている。令和6年度 1 名の利用。	A	1

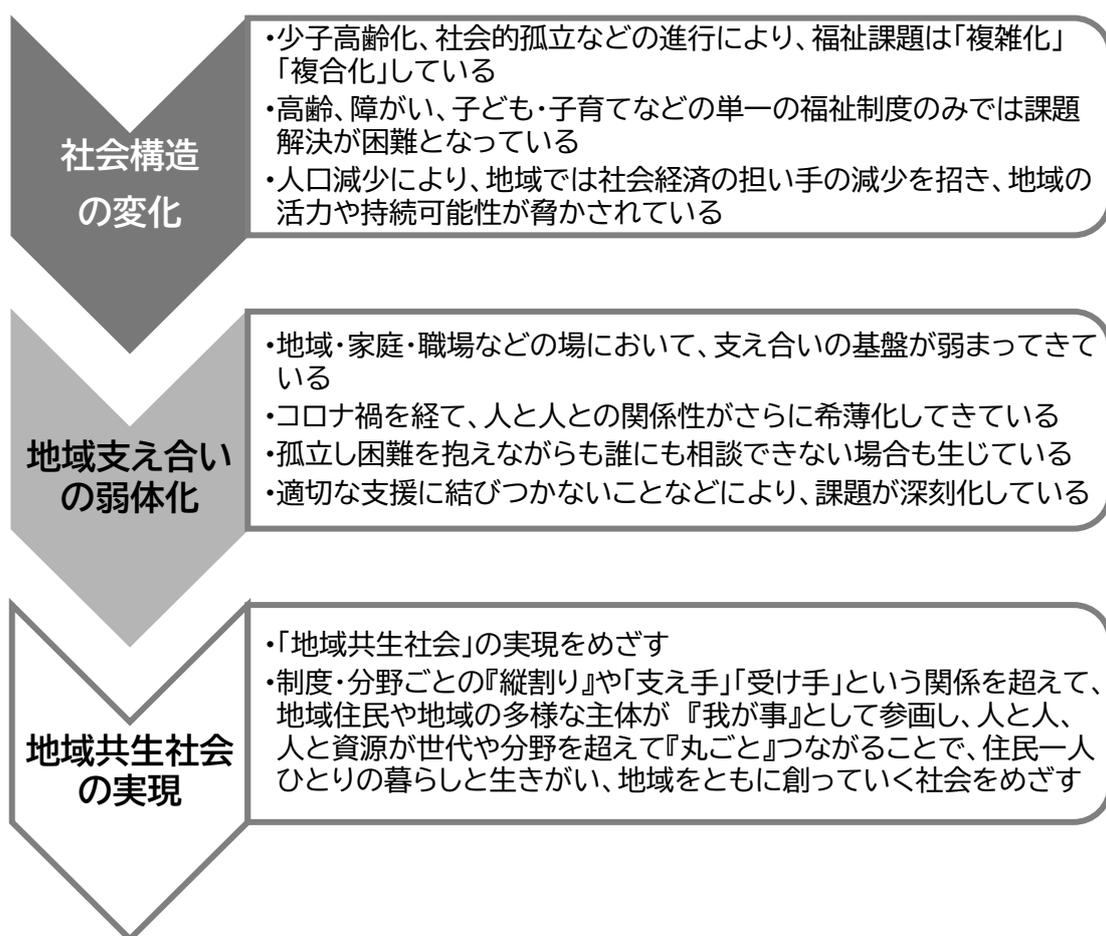
第3章 計画の基本的な考え方

1 第2期計画の基本理念

「真室川町総合計画」の福祉関連分野の基本計画や基本目標、各種分野別の計画等をもとに、具体的方策や体制づくりを推進し、本町における地域共生社会の実現をめざします。

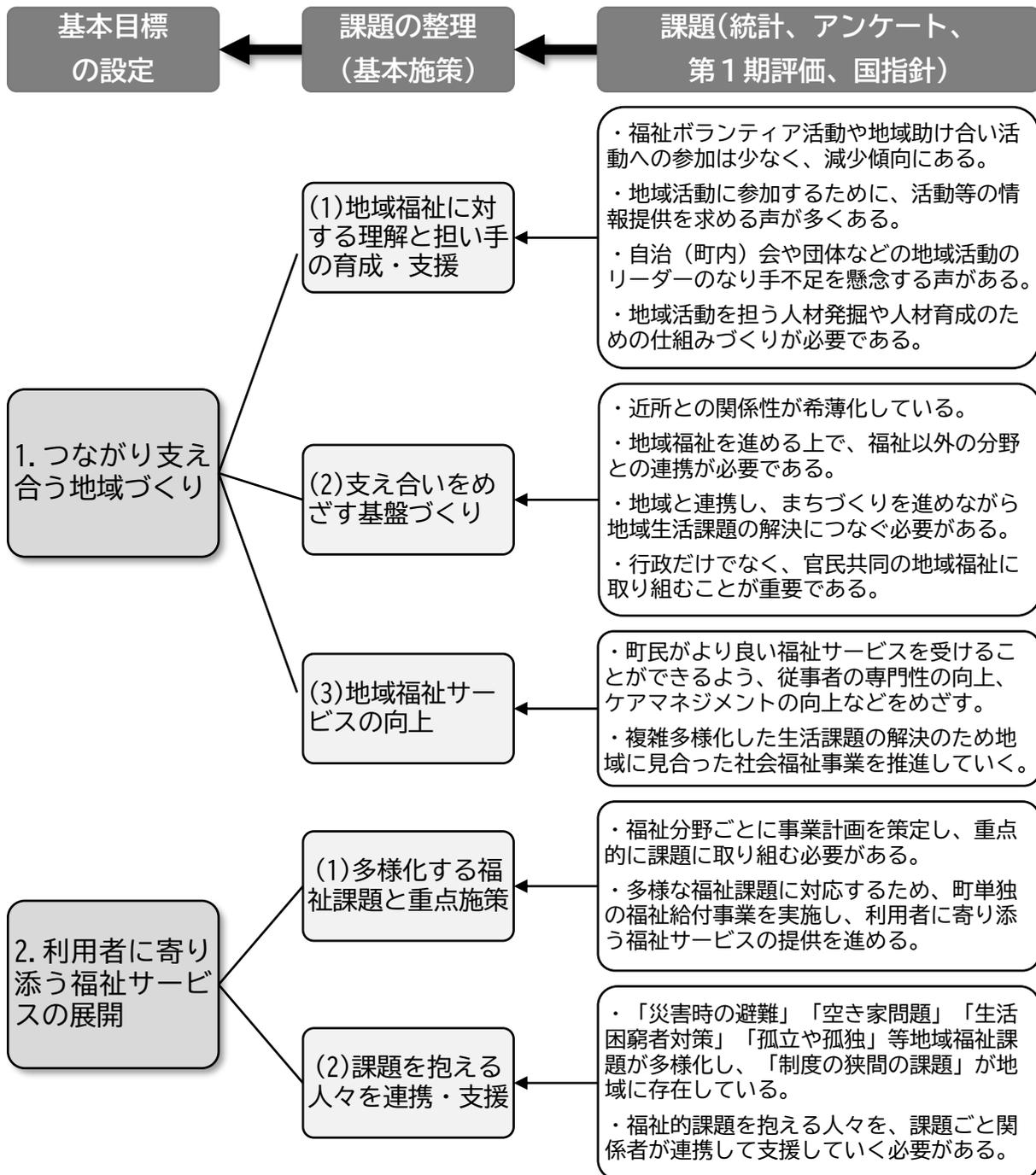
誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる共生のまちづくり

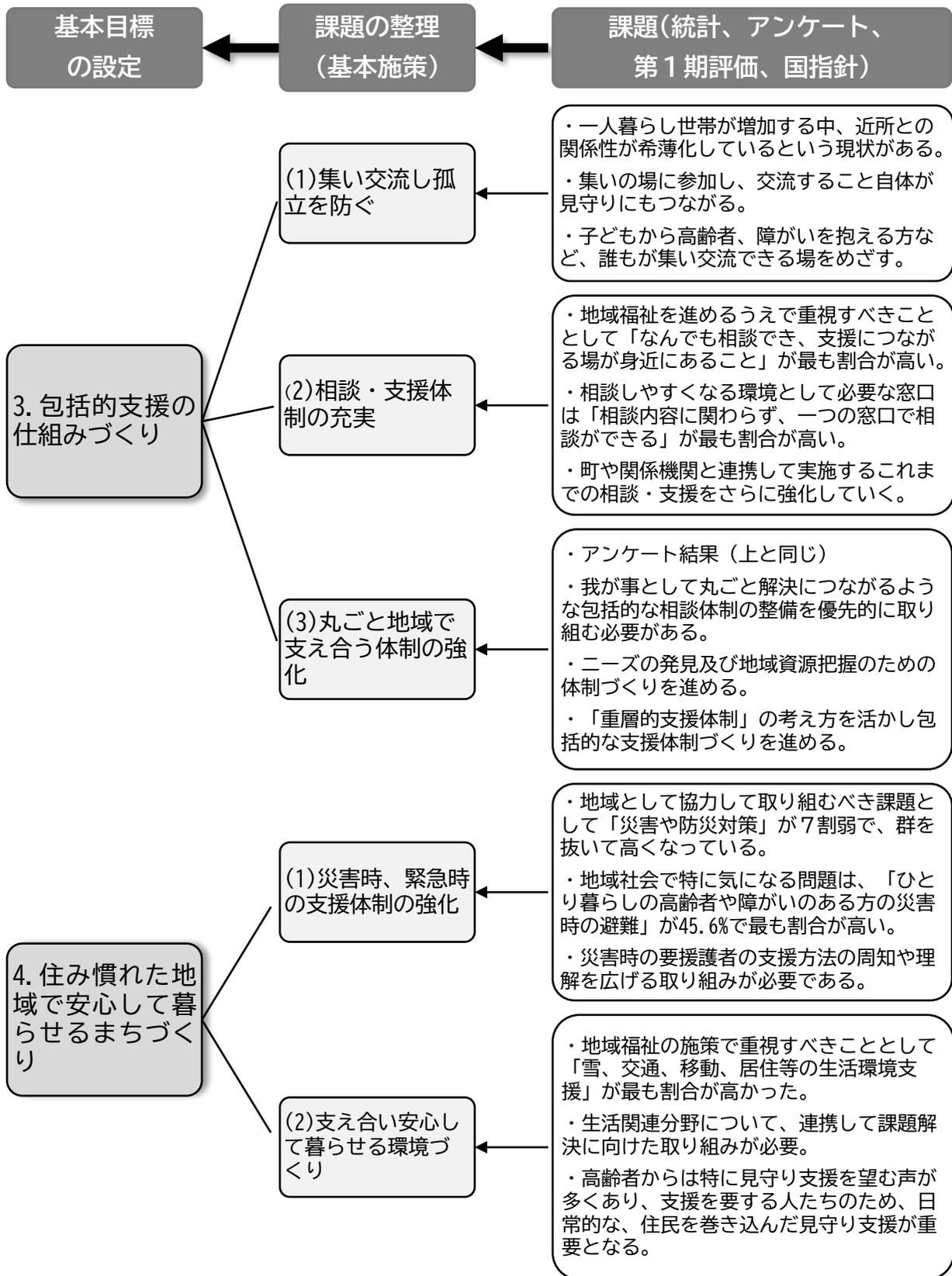
2 基本理念実現のための視点



3 基本目標・基本施策の設定

各種統計、アンケート調査、第1期計画の評価及び国の市町村地域福祉計画策定ガイドラインから、町の課題を整理し、基本目標・基本施策を設定しました。





4 施策の体系

基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して
暮らせる共生のまちづくり

基本目標

基本施策

1. つながり支え合う地域づくり

(1) 地域福祉に対する理解と担い手の育成・支援

(2) 支え合いをめざす基盤づくり

(3) 地域福祉サービスの向上

2. 利用者に寄り添う福祉サービスの展開

(1) 多様化する福祉課題と重点施策

(2) 課題を抱える人々を連携・支援

3. 包括的支援の仕組みづくり

(1) 集い交流し孤立を防ぐ

(2) 相談・支援体制の充実

(3) 丸ごと地域で支え合う体制の強化

4. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 災害時、緊急時の支援体制の強化

(2) 支え合い安心して暮らせる環境づくり

第4章 施策の展開

(注)施策の各事業の部門分けについて

各施策の事業について、それぞれの分野ごとに整理し、下記のように示した。

なお、施策で分野が明らかなものや各種関連計画の説明では表示を省略している。

全 庁	役場全庁で取り組む事業
高齢者福祉	高齢者福祉・介護事業
障がい者福祉	障がい者福祉事業
健康づくり	健康づくり事業
子ども・子育て	子ども・子育て支援事業
福祉施策	上記以外の福祉施策・事業
町民主体	町民が主体的に取り組む事業
事業者	福祉事業者等が主体的に取り組む事業
その他	上記以外の分野で取り組む事業

基本目標1 つながり支え合う地域づくり



新庄神室産業高等学校真室川校のみなさん

基本施策(1) 地域福祉に対する理解と担い手の育成・支援

施策① 地域福祉に対する理解を深める

- アンケート調査では、福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なことは、「活動に関する情報提供」が最も割合が高くなりました。
- 地域福祉を進めるうえで重視すべきことは、「福祉や助け合いに関する情報提供が充実していること」が26.9%となりました。
- 地域福祉を進めるうえで、重視すべきこととして「地域の活動のリーダーのなり手がいること」が20.6%となり、リーダー不足を懸念する意見がありました。
- 地域住民の問題や関心の共有、地域福祉事業への主体的な参加の促進を図っていきます。

全 庁

○福祉に関する正しい知識の普及や啓発・広報の推進

広報紙等を通じて広く地域社会に対して福祉に関する情報の啓発・広報を行います。町ホームページやLINE、SNS等も活用し、情報発信の対象者（登録者）の拡大を図ります。

年度初めに福祉サービスのお知らせや各種検診等の日程表等を全戸配布にて周知するほか、毎月の広報「お元気ですか」のコーナーで必要な情報を周知します。

○まちづくり出前講座

町が行っている仕事の中で、町民が聞きたい内容を、町職員等が地域に出向いて説明し、意見交換を行う事業。地区や団体等からの依頼を受けて実施します。

福祉施策

○健康福祉ガイド等の発行

福祉を中心とした町のサービスを一覧にしたガイドブックを作成し、サービス内容や利用方法、相談先を伝えます。

他に「在宅医療と介護連携マップ」「認知症安心ガイドブック」等も活用します。

○講演会・研修会の開催

様々な分野で、一般町民向けの講演会・研修会を開催し、福祉等の課題に対する理解を深められるよう取り組みます。

- ・生活支援体制整備事業（支え合う地域づくり等）
- ・在宅医療普及啓発事業
- ・認知症セミナー
- ・生活習慣病、心の健康づくり ほか

○福祉教育の推進

幼少期、学齢期から福祉(障がい等)について理解し、心の障壁をつくらないことの大切さを育みます。また、ボランティア等についての理解を深めていきます。

施策② 担い手の育成・支援

- アンケート調査では、福祉ボランティア活動や助け合い活動の有無は、「活動したことがない」が74.8%、「以前活動したことがある」が14.4%、「現在活動している」が4.7%となっています。
- 福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なことは、「活動に関する情報提供」が47.7%で最も割合が高く、次いで「地域での学習・活動を調整する人材の育成」が26.9%、「参加の呼びかけ」が26.3%、「有償ボランティア制度の導入」が25.6%の順となっています。
- 地域福祉を進めるため、様々な形で活動を知らせる取り組みと、必要な人と提供する人の確保・マッチング、人材の育成が必要です。

高齢者福祉

○生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域支え合い会議(協議体)」や生活支援コーディネーターの配置を通じて、地域住民による支え合い活動を広げます。

情報交換会や講演会や各団体の先進事例の紹介等を通じ、ボランティア意識を醸成し、地域活動につなげます。

○認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、地域や職場で認知症の人やその家族を見守り・支える「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り支援体制づくりを進めます。

○地域ささえあいポイントの普及

ポイント制度によるボランティア活動の普及を促進します。

施設やサロンでのボランティア活動及び在宅高齢者への生活支援ボランティア活動等を行った場合、1回の活動につき1ポイントがもらえ、50ポイントで景品の交換等ができる仕組みです。

高齢者が集まる場やまちづくり出前講座等で制度の周知を図ります。

健康づくり

○食生活改善推進員の養成事業

食生活改善の普及を図るため研修会等を開催し、地域で活動できる人材の養成を行います。

町民主体

○ボランティアセンター

ボランティア団体相互の協力体制を確立し、活動状況などの情報把握・整理・発信を行います。

センターメンバーの共同による、除雪や環境整備等のボランティアも実施していきます。



高校生ボランティア

施策① 共生社会をめざすまちづくり

- 地域共生社会をめざすまちづくりを進めるためには、福祉の分野からのアプローチだけでは実現は困難です。
- 福祉以外の様々な分野（地域づくり、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等）との連携により、地域生活課題の解決に関わる取り組みを行いながら、地域を活性化するまちづくりを進めます。

高齢者福祉

- 生活支援体制整備事業(再掲)

福祉施策

- すこやか・安心地域づくり推進事業

町と住民が連携し、主体的に生活課題の解決に取り組む新たな支え合いの仕組みづくりをめざします。

町民主体

- 地域づくり活動支援事業

町内の地区（集落）が主体的に行う地域づくり活動に対して支援を行います。既存の協同作業や行事も補助の対象となります。健康づくりや生きがい対策、子どもや高齢者の見守り活動等が期待されます。

- 分館（公民館）に対する補助

地区の拠点となる分館（公民館）の運営費補助や施設整備費の補助を行い、公民館を中心とした地域活動を支えます。

施策② 共生型の福祉サービスの推進

- 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供し、多機能型のサービスを提供することをめざすものです。

- 現時点では、共生型の分野横断的な福祉サービスについては、実施の動きはありませんが、今後取り組む事業計画が生じた場合は、可能な支援策について検討していきます。

（例1）高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備

（例2）農園において障がい者や認知症の高齢者等が活躍し、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

施策③ 官民協働による取り組みの推進

- 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があります。
- 公的な財源のみならず、テーマ型募金や町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）※、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや企業の社会貢献活動との協働等の取り組みがあります。
- 今後も寄付等の動きがあれば、積極的に利用を進めます。
- クラウドファンディング等の活用については、これまで地域福祉分野では取り組みはありませんが、利用の動きがあれば、利用方法や支援策について検討します。
- 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや企業の社会貢献活動についても、今後期待されます。
※SIB（ソーシャルインパクトボンド）とは民間団体が投資家からの資金をもとに公共サービスを提供しその成果に応じ自治体等から報酬が支払われ投資収益を得る仕組み。

事業者

○民間の基金・寄付等の活用

子育てや健康づくり等に必要な備品の整備等に民間の基金・寄付等を活用していきます。

○共同募金

町共同募金委員会では、歳末助け合い等の活動に資金が充てられています。

○寄付

福祉目的の寄付があった場合には、寄付者の意向を踏まえ、有効に活用していきます。



ドリームハウス

施策① 福祉サービスの向上にむけて

- 町民がより良い福祉サービスを受けることができるよう、医療・保健・福祉従事者等の専門性の向上、ケアマネジメント(福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法)向上などをめざし取り組みます。
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保についても努めていきます。

高齢者福祉

○地域ケア会議

包括的・継続的ケアマネジメント支援として、関係機関との連携体制構築、ケアマネジャー支援のため開催します。

全体会のほか、個別ケア会議、ケアマネ部会、認知症部会などがあり、ケア会議は、ケアプラン点検も兼ねて開催されます。

包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、福祉、保健、医療などの多職種・多機関との連携体制の継続的な強化を図ります。

障がい者福祉

○自立支援協議会

各相談機関に寄せられる相談内容について、最上地区自立支援協議会(相談支援部会)において地域課題として共有し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の様々な生活課題の検討、解決に取り組めます。

福祉施策

○講演会・研修会の開催(再掲)

施策② 社会福祉事業の推進

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービス事業の振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現を図ります。
- 町としても参入に際しては必要な支援を行っていきます。
- 令和4年4月より社会福祉協議会が運営主体となる、ドリームハウスが設立され、生活介護事業や就労継続支援B型事業のサービスが行われています。町も運営費の補助などで連携を図っていきます。
- 社会福祉事業所において人材不足が問題となっていることから、もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会と連携しながら、確保に向け推進していきます。

基本目標2 利用者に寄り添う福祉サービスの展開



おんでい（温泉デイサービス）

基本施策(1) 多様化する福祉課題と重点施策

- 地域福祉課題が多様化する中、分野ごとに事業計画を策定し、重点課題を定め、取り組んでいきます。

施策① 高齢者福祉の充実

第9期介護保険計画・高齢者福祉計画に基づき取り組みます。

○基本理念「ともに支えあい、安心していきいきと暮らせる地域づくり」

- 1 健康づくりと介護予防の推進
- 2 高齢者がいきいきと活動できる場づくり
- 3 住み慣れた地域での生活の支援
- 4 地域包括ケアの推進
- 5 感染症や災害への対応力強化

施策② 障がい者福祉の充実

障がい福祉プラン（令和6～8年度）に基づき取り組みます。

○基本理念「障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で、互いに支えあいながら、自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」

1. 地域で安心して暮らせる地域づくり
2. 共に支え合い暮らせる地域づくり
3. 自分らしく暮らせる地域づくり

施策③ 子ども・子育て支援の充実

第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組みます。

○基本理念「安心して子どもを産み、子育てに夢をもてるまちづくり」

○基本目標

1. 地域における子育て支援
2. 母と子の健康を守る環境づくり
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
4. 子育てを支援する生活環境づくり

ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていく「こども計画」の策定が努力義務とされました。

課題を整理しながら、策定に向け検討していきます。

施策④ 健康づくりの充実

ヘルシーマイル真室川21計画に基づき取り組みます。

○基本理念「人がやさしく支えあい健康で笑顔あふれるまち」

1. 町民主体・町民参加の取り組みの推進
2. 健康づくり支援のための環境整備
3. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の重視
4. 心身両面にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸

施策⑤ 利用者に寄り添う福祉サービスの提供(町単独福祉給付事業等)

- 町では、高齢者、障がい者、子ども・子育てを中心に、町単独の福祉給付事業を実施し、福祉サービスの充実に努めており、これを今後も継続していきます。

高齢者福祉

障がい者福祉

○紙おむつ支給

常時失禁状態となってから3か月以上経過している在宅の高齢者及び障がい者に対して、月に1度、紙おむつを基準の範囲内で支給します。

高齢者福祉

○重度要介護高齢者介護者激励金支給事業

要介護度が4・5又は同程度の状態にある高齢者を、在宅で6か月以上介護している方に激励金を支給します。

○救急タクシー事業

寝たきりの高齢者等が通院等で救急タクシーを利用した場合、費用の一部を助成します。

○介護者のつどい

要介護認定を受けている者の家族にリフレッシュ旅行や在宅医療セミナー等を実施します。

○長寿祝い金

これまで町のために貢献していただいた長寿の皆さまをお祝いするため、数え年100歳の方を対象に、祝い金を贈呈します。

障がい者福祉

○障がい者交通費助成事業

身体障害者手帳1～5級または、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に交通費助成として月額2,000円を支給します。

○人工透析患者通院交通費助成事業

人工透析療法のため、公共交通機関や自家用車等を利用し通院している方に通院交通費を限度額内で助成します。

○重度障がい者介護者激励金支給事業

障がい支援区分が5・6又は同程度の状態にある障がい者を在宅で6か月以上介護している方に激励金を支給します。

○在宅酸素療法者支援事業

呼吸機能障害による身体障害者手帳3・4級所持者で在宅酸素利用の方に助成金を支給します。

子ども・子育て

○家庭保育支援給付金

乳児（1歳未満）を家庭で保育している保護者等に給付金を支給します。

○保育料の無償化

保育料を無償化し、子育て家庭を支援します。

○給食費の無償化

保育所、こども園、小中学校等の給食費を無償化します。

○副教材の無償化

小中学校の授業で使用する副教材の無償化を図ります。

○医療費の無償化

18歳までの医療費を無償化します。

○特別支援児童養育手当支給事業

特別支援学級又は特別支援学校に在籍し、障がい事由とする他手当を受給していない児童を養育している保護者に手当を支給します。

基本施策(2)

課題を抱える人々を連携・支援



子育て支援センター

地域においては、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題や、公的な福祉サービスでの総合的な対応が不十分であることから生まれる問題、社会的排除や無理解から生まれる問題があります。

既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」も地域に存在します。

これら多様な、福祉的課題を抱える人々を関係者、関係機関が連携して支援していく必要があります。

アンケートでは、地域社会で特に気になる問題は、「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方の災害時の避難」が45.6%で最も割合が高く、次いで「空き家、ゴミ屋敷等」が35.6%、「生活困窮者対策」が29.7%、「孤立死や孤独死を防止するための見守りや安否確認」が27.1%の順となっています。

以下、認知症、障がい等により判断能力に不安がある方の権利擁護(金銭管理等の対策)14.8%、自殺対策、心の健康の問題13.6%、ひきこもり、とじこもり対策(不登校等を含む)11.9%、ケアラー、ヤングケアラー8.1%、高齢者、障がい者、子どもの虐待の問題7.8%となっています。

施策① ひきこもり等の対応策

- 「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでいます。(厚生労働省定義)
- 「ひきこもり」は、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるとされています。
- 家庭に引きこもってしまい、家族も他者や相談窓口などにも相談しにくく、実態が見えにくいことが課題です。
- 対策については、多くの要素が絡み合い、困難な課題ではありますが、粘り強く取り組んでいく必要があります。

福祉施策

○ひきこもり等の対応策

利用可能な相談窓口、支援機関の情報を集約し、住民への情報発信を進めます。

早期発見や早期支援開始につなげるための支援拠点（居場所、相談窓口）づくりを進めます。

成人についての実態については見えにくい状況にあるため、民生委員等からの情報収集や相談窓口・支援機関などの情報発信を推進します。

施策② 生活困窮者等の支援

- 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて、複合化した課題を有する者に対する相談支援体制をつくっていきます。

高齢者福祉

○養護老人ホーム入所措置

住むところに困っている、あるいは生活に困窮している、おおむね自立した高齢者の養護老人ホームへの入所措置を行います。

福祉施策

○生活困窮者自立支援事業

関係機関において生活困窮者が生活自立支援センターに繋がる体制を整備します。生活に困窮した世帯に対して、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援を提供することにより自立した生活ができるよう支援します。

また、生活が困窮している世帯の子どもに対して、学習支援も行います。

○生活困窮者等への支援(生活保護等)

生活に困窮する世帯に対し、必要な保護を実施して最低生活の保障をするとともに、自立を助けます。

県総合支庁の生活保護担当や生活自立支援センター、社会福祉協議会などと連携、情報共有しながら、相談受け付け、支援を行います。

○社会的孤立状態にある者等への支援

社会的孤立状態にある者等に対し必要な支援を実施します。

○民生委員・児童委員による支援

民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の様々な悩みや心配ごとに対し地域の身近な相談役として、無償で相談に応じます。主任児童委員は子育て支援や18歳までの児童の健全育成等の児童福祉を専門に担当し、相談内容を必要な部署、機関につなぎます。

○経済的支援

町単独福祉給付事業により、経済的支援を実施していきます。

○生活福祉資金貸付事業

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員・児童委員や社会福祉協議会が窓口となって、生活支援を基に無利子または低利子で資金の貸し付けを行います。

○福祉サービス利用援助事業

福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行い、地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

○たすけあい資金貸付事業

低所得等で生活に困窮している世帯に対し、経済的自立の援助と福祉の増進を図る為、町福祉課と連携しながら資金の貸し付けを行います。

○歳末助け合い募金の要援助世帯への配分

地域の民生委員・児童委員が調査し、選定した世帯について配分の要否等を配分委員会で決定し、各世帯に募金を配分します。

行旅困窮者補助 鉄道を利用する行旅困窮者に最寄りの駅までの切符相当金額を支給します。

○行旅困窮者補助

鉄道を利用する行旅困窮者に最寄りの駅までの切符相当金額を支給します。

施策③ 居住に課題を抱える方への支援

- 生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを進めます。
- 住居に課題を抱える方については、困難かつ複合的な背景があり、下記制度に合致しにくい場合もあり、関係課・関係機関で横断的に協議しながら支援につなげていきます。

高齢者福祉

○生活支援ハウス

60歳以上で、自宅で生活することが困難な方が利用できます。長期利用と短期利用があります。

①1月以上の入所利用は、一人暮らしまたは夫婦世帯で、自分の身の回りのことができる方。②短期利用は、一時的に家族が不在となり一人で自分の身の回りのことができるが、食事や体調等に不安な方。

利用者要件、利用料、期間等について、わかりやすく周知の上、利用者のニーズに対応していきます。

○養護老人ホーム入所措置（再掲）

子ども・子育て

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の様々な理由（疾病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等）の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育する預かり事業です。児童の養育に関しては、家庭により事情が多様化しており、受け皿となる本事業は継続が必要となります。

福祉施策

○生活困窮者自立支援制度（再掲）

その他

○町営住宅

現在5か所、64戸の町営住宅があり、入所判定会議により入所者を決定します。

入居要件としては①同居する親族があることが原則。（単身でも入居可能な条件がある。）②世帯の収入合計が2人世帯の場合おおむね350万円以下、3人の場合おおむね400万円以下の方。③市町村税等に滞納が無い方 その他。

施策④ 自殺対策について

- 真室川町自殺対策計画(第2期)(令和7年3月)に基づき、関係部署、関係機関等が連携し、自殺対策に取り組んでいきます。

1 基本理念

いのち支えあう～誰も自殺に追い込まれることのない真室川町をめざして～

2 基本施策

(1) 町民への啓発・周知

- ・自殺やこころの健康等に関する正しい知識の普及啓発
- ・各種相談窓口や生きがいづくり施策の周知

(2) 相談支援の充実

- ・すべての年代を対象とした相談支援の充実
- ・ハイリスク者の早期発見と支援につなぐための連携体制の構築
- ・町担当職員の相談技術の向上
- ・各種相談窓口との連携強化

(3) 気づき見守る人の人材育成

- ・ゲートキーパー養成の推進
- ・住民活動の活性化

3 自殺対策の具体的取り組み

(1) 町民への啓発・周知

町が実施している事業に併せて年代に合わせた自殺対策の啓発を行うとともに、適切な相談先の周知を行う。具体的には、下表に掲げる取組みを行う。

事業名等	取組内容
子育て支援センター事業	子育て支援センターを利用する保護者に対し適切な助言や相談先の周知を行う。
乳幼児健診事業	育児や家庭内の不安などを聞き取るとともに適切な助言や相談先の周知を行う。
母子健康手帳交付時	母子健康手帳交付の際に状況を聞き取るとともに適切な助言や相談先の周知を行う。
学校での普及・啓発	学校と連携し、相談先がたくさんあり、頼ってもいいことをお知らせする。また、ネット等で簡単に相談できるサイト、SNSがあることも広報する。
いきいきサロン	各地区いきいきサロンの際に自殺対策の講話を行うなどの啓発を行う。
介護者のつどい	介護者の悩みを聞くとともに自殺対策の啓発を行う。
広報まむろがわ	広報紙で自殺対策の広報を行う。

(2) 相談支援の充実

町が実施する事業の中で出された不安に対し相談支援を行う。また、要保護児童対策協会や自立支援センターからの情報にも注視するとともに相談技術の向上にも努める。具体的には、下表に掲げる取組みを行う。

事業名等	取組内容
子育て世代包括支援センター事業	事業、来庁、電話、訪問などの際に子育ての相談と併せて産後うつや育児ストレスなどがいないか聞き取る。
妊産婦訪問事業 新生児訪問事業	妊婦や新生児の訪問の際に保健師が出産への不安、産後うつや育児ストレスなどがいないか聞き取る。
要保護児童対策協議会	登録家庭で自殺につながるような要因がないか注視する。
ひとり親家庭への支援	相談の中で自殺につながるような要因がないか注視する。
生活困窮者自立支援事業	他機関と連携・情報共有し、相談の中で自殺につながるような要因がないか注視する。
相談技術の向上	各種研修会などを通じ、相談に関する技術向上を目指す。
各窓口との連携	役場内、外部組織との連携を強化することにより自殺につながるような情報を収集する。

(3) 気づき見守る人の人材育成

民間団体等が行う活動において、住民同士の繋がりをつくることで自殺を抑止するとともに、自殺対策を行うにあたり「気づき見守る人」が多数いる状況が望ましいため、ゲートキーパーの養成を行う。具体的には、下表に掲げる取組みを行う。

事業名等	取組内容
ゲートキーパー講座	ゲートキーパー講座を定期的、多角的に実施することにより気づき見守る人の人材育成を図る。
コーヒーサロン 「陽だまり」	心の健康づくりボランティア「ほっとハート真室川」の活動を支援する。
うめっこ体操	「真室川音頭」に合わせて行う「うめっこ体操」の活動を支援する。
みんなの茶の間 「あべあべ」	高齢者から子どもまで誰でも集える「あべあべ」の活動を支援する。
いきいきサロン	各地域で運営するいきいきサロンの活動を支援する。
温泉デイ	町内温泉施設を利用し介護予防活動を行います。
認知症サポーター 養成講座	事業の中で自殺対策の話題を取り入れるなどして、気づき見守る人の育成を図る。
認知症カフェ	事業の中で自殺対策の話題を取り入れるなどして、気づき見守る人の育成を図る。

施策⑤ 成年後見制度の利用促進

- 本施策の記載内容をもって「真室川町成年後見制度利用促進計画」の策定と位置付けます。

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての町民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方について、国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき、相談窓口の整備や地域連携の仕組みづくりを推進し、制度の周知啓発と利用促進を図るため、「真室川町成年後見制度利用促進計画」を定めます。

事業名	事業概要
成年後見制度の利用促進と広報体制の整備	<p>成年後見制度の利用を必要とする、判断能力が不十分な方やその家族をはじめ広く町民に対し、本町や社会福祉協議会のほか、地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援事業所や各種介護・福祉サービス事業者、医療機関等と連携し、制度の周知のための研修会の実施やわかりやすい案内資料の作成・説明を行い、周知啓発と利用促進を図ります。</p> <p>また、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、法人後見についても関係機関と協議し、後見人の担い手の育成についても検討していきます。</p>
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	<p>支援を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>身近な相談窓口として、地域包括支援センターや相談支援事業所、保健・医療・福祉の関係機関との連携と、地域の民生委員・児童委員等と協力して日常的に本人を支え必要な対応を行う体制づくりを進めます。</p> <p>【地域連携ネットワークの3つの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の構築 <p>一人暮らし高齢者世帯が年々増加しており、高齢者の権利擁護や見守り体制づくりが重要な課題となっています。また、高齢者を支える側（地域の担い手）も高齢化しているため、地区単位で支えあう体制の構築を進める必要があります。</p>

事業名	事業概要
障がい者相談支援事業	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報、助言、福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者（児）の権利擁護のための必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用相談・支援及び後見等町長申立、後見等報酬費用助成を行います。 申立てや報酬費用助成の公的利用実績が少ない状況が続いており、制度周知の強化が必要です。

施策⑥ 虐待防止と権利擁護

- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待防止に努めます。

高齢者福祉

○高齢者虐待防止ネットワーク推進事業

地域社会において孤立し、困難を抱えながらも相談窓口に自発的にアクセスできない等、高齢者の潜在的案件の早期発見が困難となっており、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や介護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制強化を図ります。

福祉施策

○虐待の早期発見と予防

健康診査、健康相談、訪問指導等により、児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行います。

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を関係機関で協議し要保護児童等の支援を図ります。

保護や支援が必要な児童は増加傾向にあり、家庭の事情も多様化しています。こども家庭センターの設置検討により、ケース管理の検討が必要となります。

○民生委員・児童委員、主任児童委員による支援（再掲）

○成年後見制度の利用促進（再掲）

その他

○男女共同参画社会の確立

DVの防止等、男女共同参画社会の実現をめざし、情報提供や啓発活動を行います。

施策⑦ 差別の解消

- 町では、障がいのある人もない人も共に自分らしい生活を営み、お互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる町の実現をめざして、「真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。
- この条例に基づき、差別の解消に取り組みます。
- 法律改正に併せ、適宜条例を改正し、広報で周知します。

【条例のおもな内容】

○合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応が必要と意思が伝えられたときの対応。

○不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に、理由なく障がいを理由としたサービス提供の拒否、場所や時間帯の制限などの条件をつけることなどが禁止される。

○町の支援やご相談

町では、障がいのある人が健康で安心して生活できるための支援を続けるとともに、社会の中にあるバリアの解消や、障がいを理由とする差別の相談に応じる。

施策⑧ 再犯防止対策

- 国の再犯防止推進計画の基本方針に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・県・町・民間の関係団体との緊密な連携協力を確保して、再犯防止施策を総合的に推進します。

その他

○社会を明るくする運動強調月間の実施

「犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助けることへの理解と協力を進める」ことをめざし、全国では毎年7月が強調月間となっているため関係機関と連携しこの運動を展開します。

○更生保護に関わる団体などとの連携強化

保護司の活動を支援します。

保護司の継承者についての人材の発掘についても支援していきます。

○薬物乱用対策の推進

薬物乱用防止教育の推進と充実を強化し、児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせます。また、青少年や家庭、町民に対する薬物乱用防止の啓発として、地域の関係団体や関係機関との連携により、青少年、家庭、町民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を広く行います。

基本目標3 包括的支援の仕組みづくり



老人クラブレクリエーション

○新しい仕組みづくりの背景

- ◆ 町では、これまでは「子育て支援」「障がい者福祉」「高齢者介護」など、分野ごとに公的支援策の充実を図ってきました。
- ◆ 近年、介護と育児に同時に直面するダブルケア、障がいのある子と要介護状態にある親が暮らす世帯など、複合的な課題を抱える世帯が増えています。
- ◆ 就労の課題については就労支援機関、見守りや防災、防犯については消防や警察というように、町以外の機関と連携しながら、支援を行う事案が増えています。
- ◆ このような時代の変化を受けて、国の社会福祉法の改正にともない、市町村の役割として地域共生社会を実現する体制づくりが求められることとなりました。

○包括的支援体制とは

- ◆ 複合的な生活課題を抱える町民のニーズに対応するため、制度ごとに拡充してきた相談体制をつなぎ、包括的に対応できる支援体制を構築する必要があります。
- ◆ 町民や団体が地域で行う様々な活動や、地域の町民がつながり、支え合う取り組みを強化・支援する必要があります。
- ◆ 社会的孤立や身近な困りごとに、地域住民が取り組む支え合う活動と、公的なサービス等を連携させて、包括的に支援する体制を整備していく必要があります。

○包括的支援体制の仕組みづくり

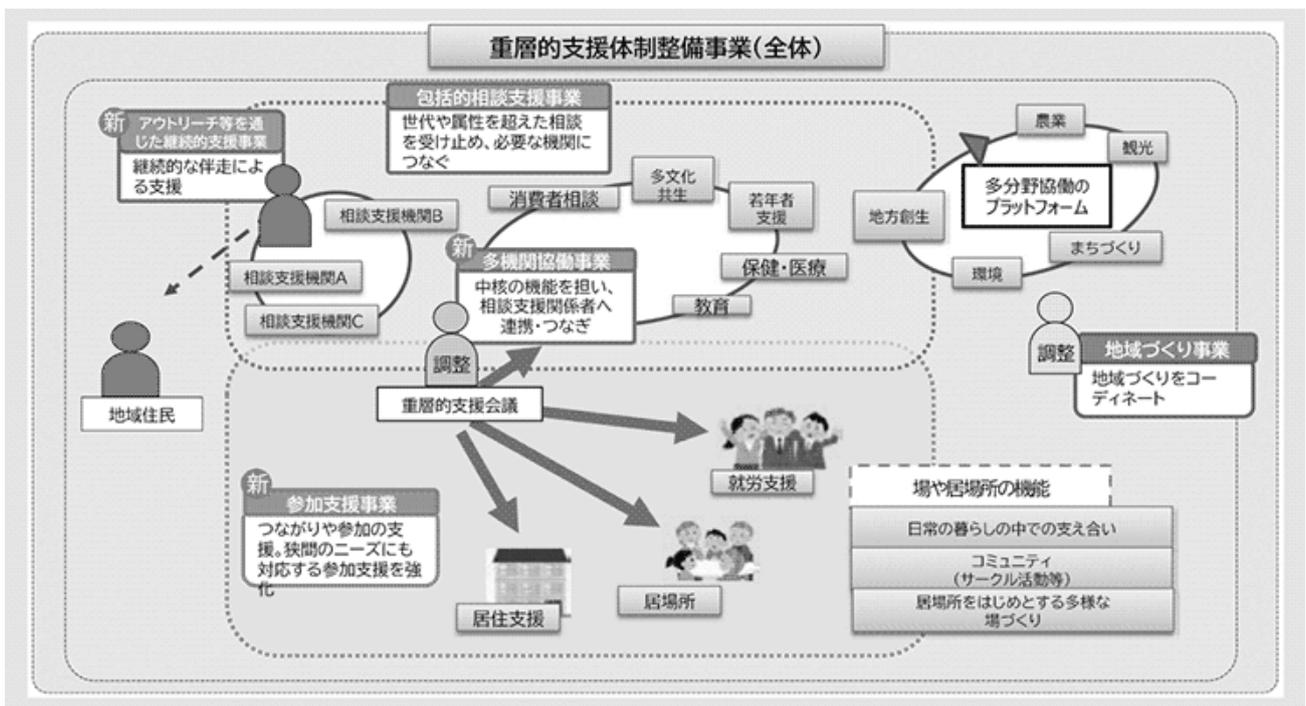
- ◆ 町は、各分野の関係機関等の連携を促進し、地域住民の生活課題解決に向けた包括的支援体制の構築をめざします。
- ◆ 町民の方が地域の課題を「自分ごと」として捉え、地域の中で支え合い活動が促進されるように、福祉に関する意識啓発を推進するとともに、地域と町・社会福祉協議会・事業者等が連携しながら、身近なところから活動する機会を確保します。

- ◆ また、地域において誰もが支え合い・助け合うようになるために、町・社会福祉協議会・関係機関が連携を図りながら、普段のコミュニティ活動を活性化し、そのうえで地域における見守り・生活支援を進めていきます。
- ◆ 地区区長、民生委員児童委員、地域のボランティア等だけでなく、地域の住民が主体となって支え、地域の複合的な課題を解決する包括的な支援の仕組みづくりを進めます。
- ◆ 地域で解決できない課題については、町や社会福祉協議会が受け止め、共有を図り解決する体制をつくります。
- ◆ エリアでも解決困難な課題については、多機関が協働し、調整を図りながら解決をめざす支援体制を強化します。

○重層的支援体制整備事業

- ◆ 重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮など分野ごとの支援では対応が難しい、複雑な課題を抱える人々を支援するため、市町村が包括的な支援体制を構築する事業です。令和3年に施行された改正社会福祉法に基づき創設され、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。
- ◆ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ 相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。
- ◆ 希望する市町村の任意事業であり、全国的にも実施自治体は少数となっていますが、その考え方を包括的支援体制の構築にも役立て、体制づくりをすすめていきます。

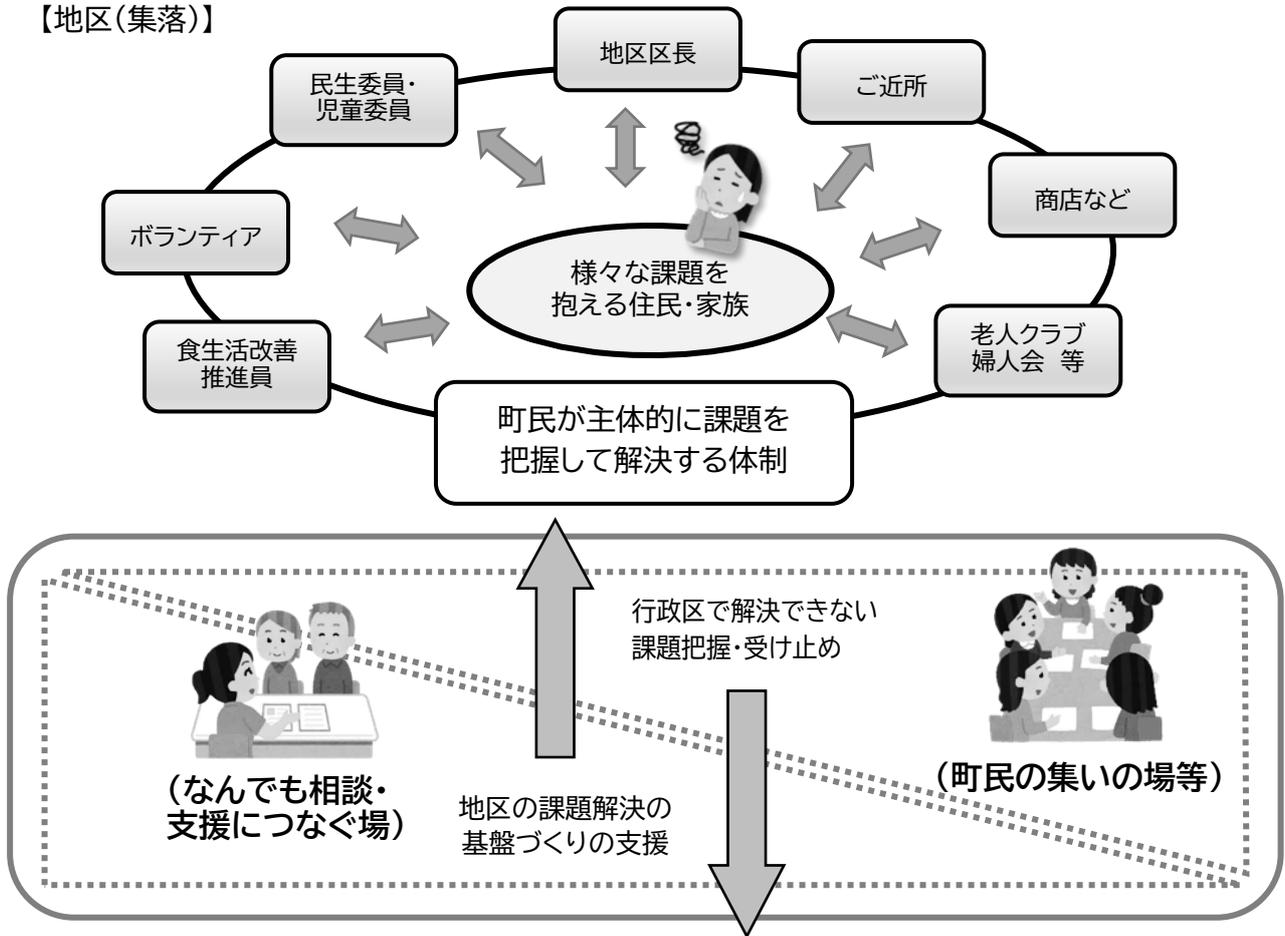
重層的支援体制整備事業イメージ図



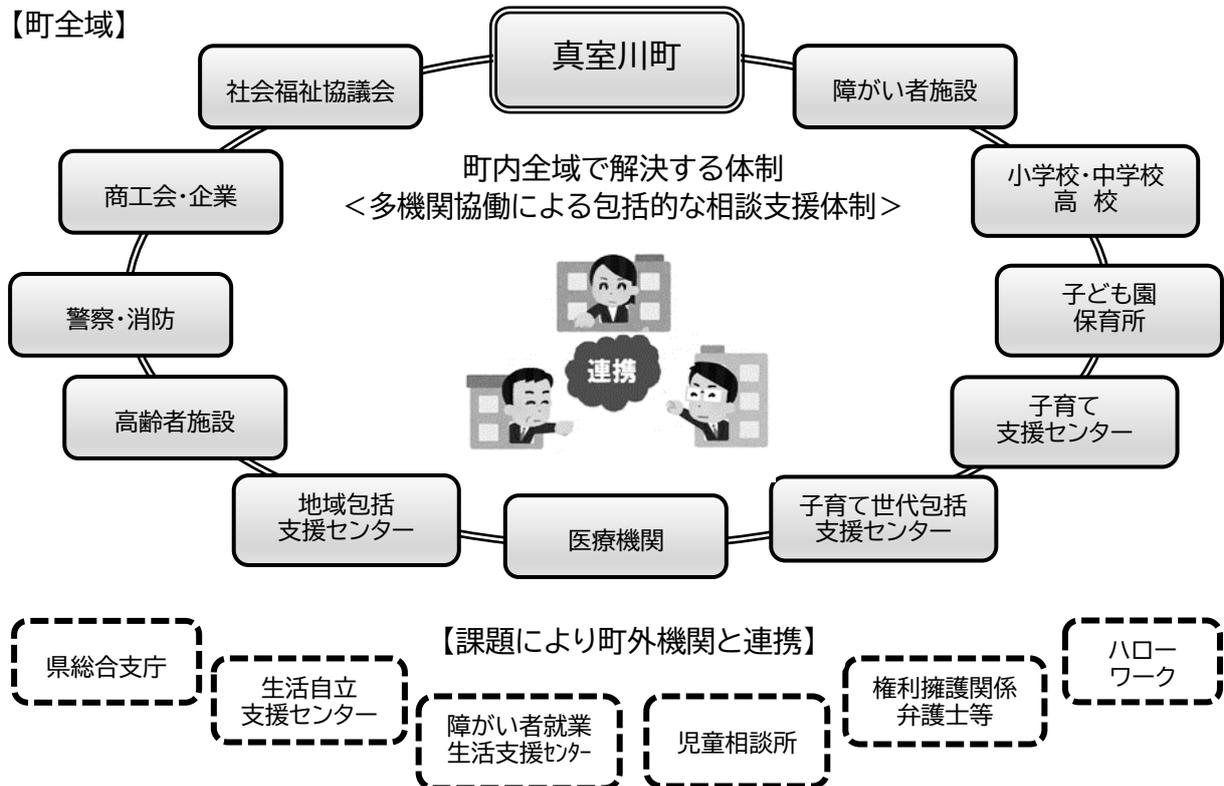
(資料：厚生労働省)

○真室川町における包括的な支援の仕組みづくりのイメージ

【地区(集落)】



【町全域】



基本施策(1)

集い交流し孤立を防ぐ

- 一人暮らし世帯が増加する中、近所との関係性が希薄化しているという現状があります。高齢者等においては、孤立死や孤独死を防止するための見守りや安否確認が望む声が多くあります。集いの場に参加し、交流すること自体が見守りにもつながります。
- 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所をめざします。
- 地域住民や専門職の話し合いを通じて、新たな地域活動の拠点も期待できます。
- 居場所・拠点の場所の整備や既存施設等の利活用等も進めます。

施策① 町民主体の交流・集いの場の創設、利活用

町民主体

○高齢者いきいきサロン

孤立化や閉じこもり予防のために各地でサロンを開催し、交流の場をつくります。身近な交流の場となるよう住民とともに企画・運営を図ります。

町では保健師等による出張健康教室による支援も行います。（血圧測定・健康体操・筋力アップ教室・健口教室・認知症予防教室・こころの健康教室等）

○老人クラブ

老人クラブは、仲間づくりと健康づくり・介護予防を基本に、環境美化、世代交流、ボランティアなど、幅広い社会貢献活動に取り組んでいます。

○みんなの茶の間「あべあべ」

高齢者から子どもまで誰でも集える居場所として開放しています。



あべあべ

○うめっこ体操

町の民謡「真室川音頭」に合わせて行う「うめっこ体操」の普及に努めるとともに、交流の場として心身の健康づくりに繋がっています。

○コーヒーサロン「陽だまり」

心の健康づくりボランティア「ほっとハート真室川」により、誰でも立ち寄って話ができる場として開放しています。

○地区公民館事業

公民館利用者を中心に地域住民が集い親睦を図ります。

○地区体育大会・レクリエーション大会

地域住民が集いスポーツ・レクリエーションに親しみ親睦を図ります。

○住民相互の交流機会拡充事業

地域の祭りや伝統行事、学校行事などの活性化を図り、高齢者と子どもなど住民相互の交流機会を拡充します。

施策② 町や福祉団体による交流・集いの場の創設、利活用

高齢者福祉

健康づくり

○認知症カフェ（よってけろカフェ）

認知症の人やその家族が気軽に出席し、また地域の人たちとの交流を深める場を実施します。

○いきいきシニアくらぶ

健康に年を重ねるため、身体機能の維持向上を図り、介護予防を目的に健康講座などを行います。

○いきいきミニデイ

元気高齢者のデイサービス事業です。ふれあいセンター安楽城で実施しています。

○おんでい（温泉デイサービス）

町内温泉施設「梅里苑」を利用し介護予防を中心とした交流の場を提供します。

○生活支援体制整備事業(再掲)

子ども・子育て

○学童クラブ

放課後や学校休校日などに、家庭の都合で子どもたちの面倒を見る事ができない家庭の子どもたちを預かり、保護者が安心して働く事ができる環境をつくり、子どもたちの第2の家庭として健やかな生活環境を提供する事業を行います。真室川、真室川北部、真室川あさひの3クラブが開所されています。

○子育て支援センター

子育て支援センターにおいて、専任保育士が常駐し、開放の他にも保護者交流・育児相談・子育てサークル・ボランティア育成支援など、子育て関連情報の提供を行います。

福祉施策

○すこやか・安心地域づくり推進事業（再掲）

施策③ 福祉団体の育成

福祉施策

○福祉団体の育成

身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、老人クラブ連合会の事務協力をしながら団体の育成を図ります。

基本施策(2)

相談・支援体制の充実

町や関係機関と連携して実施している、これまでの事業をより利用しやすいものにするべく、取り組んでいきます。

① 子ども・子育ての相談・支援

- 関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。

- 子育て世代包括支援センター事業
- 妊産婦訪問事業
- 乳児全戸訪問事業
- 子育て支援センター事業
- 要支援家庭の早期発見・支援
- ひとり親家庭への支援
- 乳幼児健診事業
- 母子手帳交付・プチママサロン
- 要保護児童対策協議会実務者会議



子育て支援センター

② 学校における相談・支援

- いじめ防止対策
- 不登校児童生徒への対応
- いのちの教育・心の教育の充実
- 教育相談活動の充実
- 発達相談支援

③ 生活困窮者に対する相談・支援

- 生活困窮者自立相談支援や生活保護等の関係機関と連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。
- 生活困窮者自立支援事業（再掲）
- 生活困窮者等への支援(生活保護等)(再掲)

④ 高齢者に対する相談・支援

- 高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。

- 地域包括支援センター
- 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業

⑤ 障がい者に対する相談・支援

- 相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。

- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の配置
- 障害者就業・生活支援センター
- 地域生活支援拠点等の整備
- 精神障がい者・家族への個別支援
- 障がい者差別解消推進(再掲)

⑥ 健康相談・心の健康相談

- 健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保するとともに、必要な場合は早急に訪問等ができる体制を取ります。

- 健康に関する相談
- 心の健康に関する相談
- 家庭訪問

⑦ 各種相談

- 身近な消費生活や法的トラブル、行政や人権についての相談に応じます。

- 消費生活相談
- 法律相談
- 行政相談
- 人権相談



書かない窓口（利用しやすい窓口に向けて）

それぞれの福祉分野で包括的な支援体制づくりが進められており、今後さらに体制を強化し、各分野の連携を強化していきます。

町の相談支援体制についても、今後強化が必要であり、悩みや困りごとについて気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の充実や周知に努めるとともに、専門的な相談にも対応できる体制の強化に取り組みます。

地区に出向き直接対話を行ったり、町内だけでは解決できない問題を多機関の協働に対応していく、全庁的な相談支援体制整備、総合的な相談体制の整備を図りながら、困難を抱えている町民がなんでも相談・支援できる体制づくりをめざします。

施策① 包括的な支援体制の基盤づくり

- 子ども・子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者等、各分野で包括的な支援体制づくりが進められています。
- 今後さらに町民に寄り添った支援体制となるよう、体制強化を図っていきます。

高齢者福祉

○生活支援体制整備事業（再掲）

○地域包括ケアシステム事業

住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・介護・介護予防・生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムを形成します。

○地域包括支援センター

地域包括支援センターにて高齢者の総合的な相談等を実施します。

①総合相談

- ②介護予防ケアマネジメント
- ③権利擁護
- ④包括的・継続的ケアマネジメント

障がい者福祉

○地域生活支援拠点等の整備(圏域設置)

地域における障がい者の生活を支援する機能（地域の体制作り、緊急時の受け入れ・対応、相談、体験の機会、専門性等）の集約を行う地域生活支援拠点や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）を整備することをめざします。

子ども・子育て

○子育て世代包括支援センター事業（再掲）

○子育て支援センター事業（再掲）

福祉施策

○民生委員・児童委員による支援（再掲）

○生活困窮者自立支援事業（再掲）

○虐待防止の取り組み(再掲)

○すこやか・安心地域づくり推進事業（再掲）

施策② ニーズの発見及び地域資源把握のための体制づくり

- 町職員が地区に出向き、町の取り組みなどを町民に直接伝えたり、地区の意見要望等を直接聞いたりする事業を推進し、ニーズの発見及び地域資源把握に努めます。

全 庁

○まちづくり出前講座

「まちづくり出前講座」は、町が行っている仕事の中で、町民が聞きたい内容を、町職員等が地域に出向いて説明し、意見交換を行う事業です。

○地域担当制

町職員を各地域の担当者として配置し、区長文書の配布や日常での地区区長や地区民との対話・交流を通じ、地域課題の解決を町民と共に図ります。

○地区座談会

町づくり、人づくりの充実のため、また、意見や考えを事業や政策に反映するため、地区座談会を開催しています。意見要望に対しては、迅速に対応するよう努めます。

施策③ なんでも相談・支援できる体制づくり

- 町の相談支援体制についても、今後強化が必要になります。
- 町だけでは解決できない課題について、関係課、関係機関が迅速に集結して連携を図り、専門的な相談にも対応できる体制を取ります。
- 全庁的な相談支援体制整備、総合的な相談体制の整備を図りながら、困難を抱えている町民がなんでも相談・支援できる体制づくりをめざします。

福祉施策

○多機関の協働

特定の相談機関や窓口が丸抱えするのではなく、支援関係者全体の調整を行う、多機関協働を進めます。

支援を要する人については、高齢と障がい、子育てと生活困窮といったように、複合的な要素が絡んでいることが多く、それぞれのケース対応については、各担当、関係機関が迅速に集結して連携を図ります。

○総合的な相談体制の整備

各課において、ワンストップ窓口に取り組みます。

保健・医療・福祉に関する相談についても、地域包括支援センター窓口で、総合的に応じ、相談内容に応じて担当者から説明を行います。

制度の狭間となる方たちの個々の課題や見えにくい課題を地域の課題として共有し、支援につなげる役割を担うことが必要です。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の考え方を活かし、包括的な支援体制づくりを進めます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や相談支援包括化推進員といった職種について、先進地の状況等を調査・研究します。

基本目標4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり



防災訓練

近年多発する大災害に対応すべく、災害弱者である高齢者・障がい者等の迅速な避難行動等、災害対策の取り組みが求められています。

アンケート調査では、地域福祉の施策として重視すべきこととして、「雪、交通、移動、居住等の生活環境支援」が53.8%で最も割合が高くなりました。

生活課題が複雑・多様化する中、課題の早期発見及び総合的な対応が求められており、地域で安心して暮らすために支援のニーズを的確に把握し、各種サービスの利用など適切な支援につなぎ、継続的な見守りを実施するネットワークシステムの充実を図り、安全・安心な生活環境づくりへの取り組みを進めていく必要があります。

基本施策(1)

災害時、緊急時の支援体制の強化

施策① 災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくり

- 地域住民の防災意識を高める取り組みを行い、地域で互いに支えあい助け合う地域づくりをめざします。
- 災害や緊急時に、互いに支えあい助け合える地域づくりの施策を進めます。
- 地域としての役割や地域の人が協力して取り組む必要があるものとして「災害や防災対策」が7割弱となりました。
- 地域社会で特に気になる問題は、「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方の災害時の避難」が45.6%で最も割合が高くなっています。特に高齢者層の関心が高くなっています。

福祉施策

○災害時要援護者避難支援ネットワーク構築事業

自主防災組織に要支援者名簿の提供を行うなど、災害時に自分ひとりでは避難できない方（要援護者）を、地域で支援する体制を構築します。

○個別避難計画の作成

普段からの見守りが必要な方（要支援者）について、災害時の安否確認が速やかに行えるように避難行動要支援者管理システムを活用し、重度障がい者や重度要介護者等の登録を行い、個人情報提供について同意を得たものから、順次、個別避難計画の作成を進めていきます。

○福祉避難所の設置

通常の避難所では生活が困難な方のための福祉避難所の設置に関しては、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」及び「災害時における物資供給協定」を締結し、実施体制を確保してきた。福祉避難所は現在4事業所と福祉用具の物資供給協定は医薬品や医療機器等6事業所と協定を締結しています。

○災害時避難行動要支援者名簿の整備

令和6年度に避難行動要支援者管理システムを導入し、重度障がい者や重度要介護者を優先的に登録することで、より実態に即した対応ができるよう改善しました。現在名簿登録されている要支援者について、本人・家族の同意を得ながら、個別避難計画の作成や情報共有についても随時推進します。

その他

○自主防災組織設立の推進・防災知識の普及活動・情報伝達体制の整備

災害想定時や災害発生時に重要となる、互助・共助の体制づくりを推進するとともに、防災講座等を通して防災意識の高揚を図ります。



除雪作業

アンケート調査では、地域福祉の施策として重視すべきこととして、「雪、交通、移動、居住等の生活環境支援」が53.8%で最も割合が高くなりました。

当町の地域特性に対応した生活課題が解決できるような施策を展開し、安心安全で暮らせる環境づくりをめざします。

施策① 安心安全で暮らせる生活環境づくり

- 冬季の除雪体制については、今後も手厚い支援を継続していきます。
- 高齢者等を中心に、交通困難者を支援するため、交通対策を進め、町民の足を確保していきます。
- 住環境対策についても今後継続して進めます。

高齢者福祉

障がい者福祉

○除雪支援事業

自力で除雪困難な高齢者・障がい者世帯に対して、屋根雪の除雪費用を基準の範囲内で助成します。

高齢者福祉

○身よりのない高齢者への支援

身よりのない高齢者の金銭管理、入院・入所等の契約支援、葬儀などについて、国の制度創設の状況をみながら、支援策を検討していきます。

町民主体

○地域共助除雪事業

地域で暮らす在宅の高齢者等世帯の日常的な玄関前等の除雪及び地域ごとの雪の課題解決のため、除雪を行う地域のボランティア組織等に助成を行います。

○除雪ボランティア

除雪ボランティアメンバーによる除雪困難家庭の除雪を行います。
高校生、中学生によるボランティア除雪も実施しています。

その他

○除雪体制整備

30名の除雪作業員による15組と委託1組による編成で道路除雪にあたり、冬期交通の確保に努めています。除雪管理システムを導入し、高齢者のみの世帯など自力で除雪が困難な世帯に対して、事前に対象者を調査し、可能な限り雪を残さないよう間口除雪の対応を行っています。

○生活バス路線運行対策事業

地域と共に考え、使いやすい・使ってもらえる公共交通の実現を図ります。

○公共交通機関の確保

国・県・市町村が連携しながら広域交通ネットワークの構築を推進します。
通勤・通学（園）・通院などの地域の足として、町営バス運行体系の見直しを図り、利用拡大と利便性・安全性の向上に努めます。
県地域公共交通活性化協議会などの広域的な交通ネットワークを通じて情報を共有し、町営バスやJRなどの公共交通の利便性向上と利用促進に取り組みます。
地域住民の身近な交通手段として、町営バスやデマンドタクシーの果たす役割は重要であり、運転免許自主返納支援事業と併せて町営バス及びデマンドタクシーの利用を推進します。

○運転免許証自主返納支援

運転免許証を自主返納した方に交通の不便を解消するため、バス定期券またはタクシー券を交付します。

○乗合デマンドタクシー

自宅から町内の病院・公共施設・商店等まで利用できる制度です。
町内住民の方で事前登録が必要です。料金は令和4年度から乗車一回あたり500円の設定を、5km未満300円、5km以上500円の2段階に設定しています。

○住環境快適サポート補助金

住宅の新築やリフォームに補助金が交付されます。

住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進します。

○防犯対策

高齢者の特殊詐欺が山形県内においても発生していることから、警察等と連携しながら、防止対策の周知を図ります。

施策② 日常的な見守り支援

- 一人暮らし世帯が増加する中、高齢・病気等で不自由になったとき必要な地域の人からしてほしい手助けは、「災害時の手助け」が52.1%で最も割合が高く、次いで「見守りや安否確認の声がけ」が48.9%となりました。近所との関係性が希薄化している中、高齢者からは特に見守り支援を望む声が多くあります。
- 子ども、高齢者や障がい者（児）など、支援を必要とする町民や世帯を中心に普段から見守りや支援を行うことによって、災害発生時等の非常時にも円滑に対応できるよう、日常の生活の中で自発的に助け合い支え合う関係づくりを支援します。

高齢者福祉

○緊急通報システム

高齢者世帯に対して、救急車の要請や火災等の緊急時に備え、民間警備保障会社に通報、即時現場急行、併せて広域消防本部に連絡することができる緊急通報装置を貸与します。

○認知症サポーター養成講座（再掲）

○民食ふれあい訪問

75歳以上のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、おこわやお菓子を子どもたちからのメッセージを添えて届け、一人暮らし高齢者との交流を深めます。

食生活改善推進員、民生委員・児童委員の共同事業です。

子ども・子育て

○学童クラブ（再掲）

○子育て支援センター事業（再掲）

○子育て応援団あんよ

遊びの広場として、中央公民館での遊びの場や交流の場の提供し、親子の遊びの見守りや町短時間託児事業の受け入れを行っています。

福祉施策

○民生委員・児童委員による支援（再掲）

○企業等との「見守り協定」

山形県が県内で広域的に個人宅を訪問する事業者等 8 社協定を締結しています。

①日常業務の範囲内における地域の見守り活動②日常業務の範囲内において、住民の日常生活に異変を感じた場合の市町村への連絡（緊急を要する場合は警察署や消防署に通報）③市町村が行う孤立防止の取り組みへの協力

町民主体

○梅くらぶ

町民グループによる有償ボランティア事業です。町内の 65 歳以上の高齢者のみ世帯の方を対象に生活支援、付き添い支援を実施しています。



除雪ボランティア

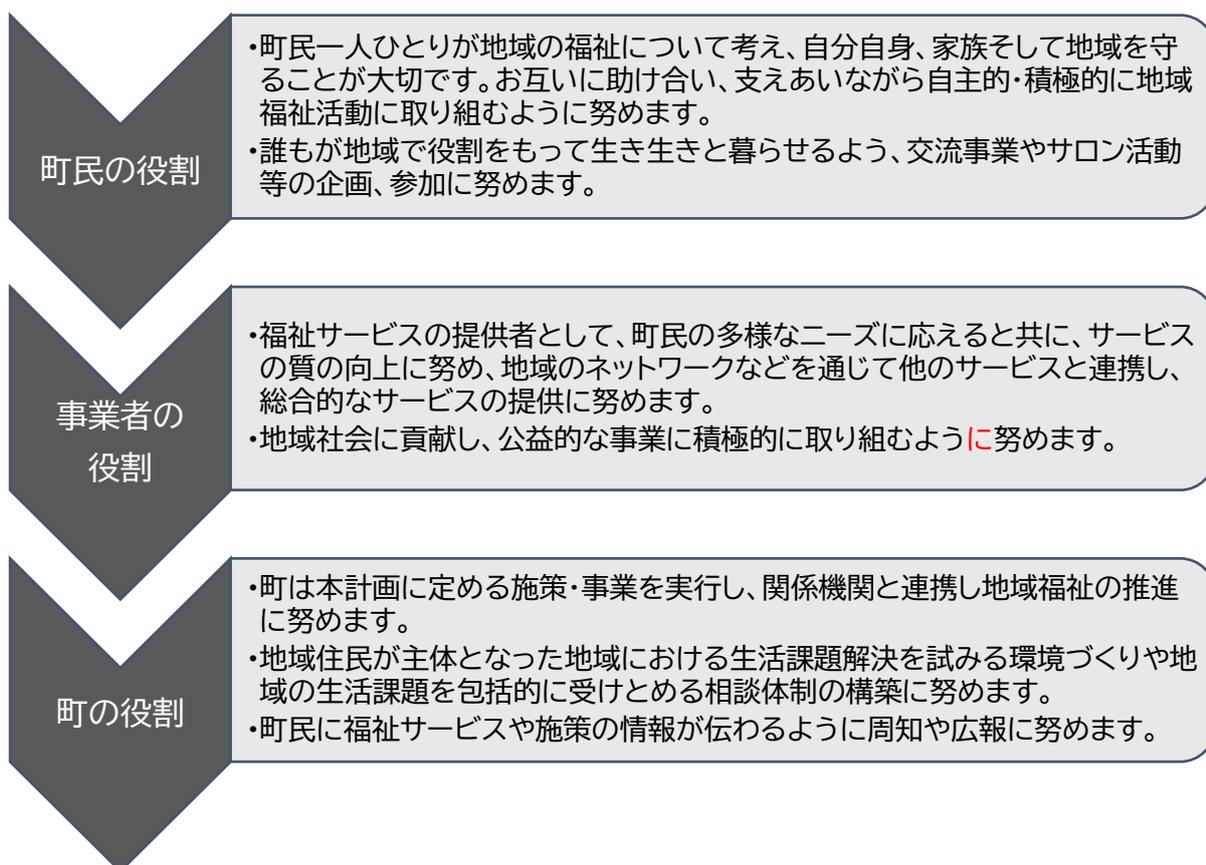
第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画を推進するために(計画の推進体制)

本計画を推進するにあたっては、町民・事業者・町の連携と協働が不可欠です。

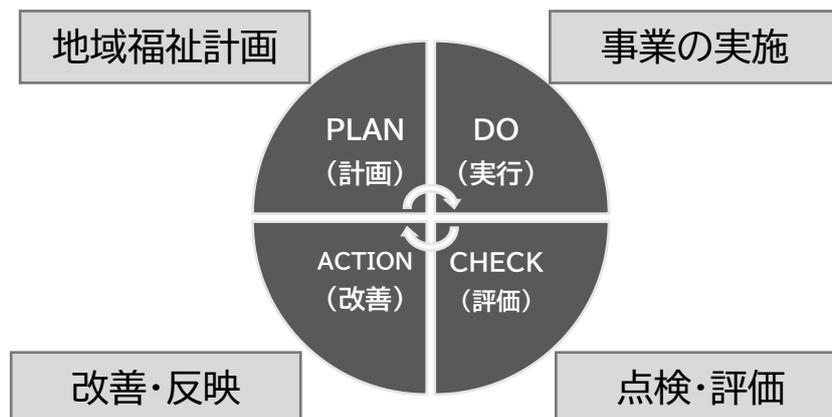
地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携と協働により地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められます。

次のような体制で、計画の推進を図っていきます。



2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を把握するため、関連事業の実施に関してはPDCAサイクルを取り入れ、定期的に評価見直しを行うこととします。



資 料 編

1 真室川町地域福祉計画アンケート調査結果

「真室川町地域福祉計画」策定に向けて町民意識を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の目的

真室川町では「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本目標に、令和3年度から5か年の「真室川町地域福祉計画」を策定し、町民・関係機関・団体と行政が連携し、地域住民がお互いに助け合い、支え合うことのできる仕組み作りを進めてきました。今年度、計画の改定時期を迎えることから、本調査を実施し、計画づくりや取り組みを進めるため、地域福祉に対する意見を聴くことを目的としています。

(2) 調査の概要

- ①調査区域：真室川町全域
- ②調査対象者：18歳以上の町民
- ③調査対象者数：1,000人
- ④調査方法：郵送調査方法（配布・回収）
- ⑤調査期間：郵送調査期間 令和7年8月8日～9月15日

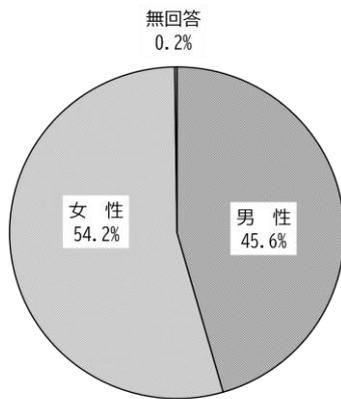
(3) 回収結果

- ①回答数（率）：回収数 472件（47.2%）

(4) 調査の項目

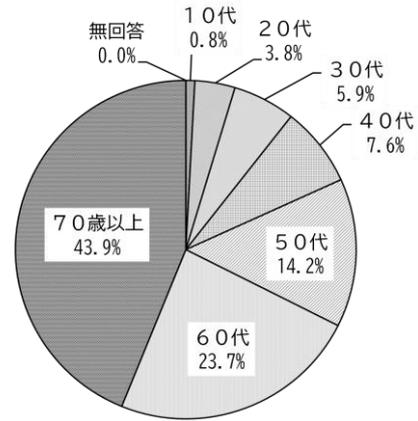
- ①あなた自身のことについて
- ②近所づきあいや地域活動などについて
- ③福祉ボランティア・地域のたすけあい活動について
- ④不安や悩みごとの相談について
- ⑤災害時の助け合いについて
- ⑥今後の地域福祉のあり方について
- ⑦助け合い・支え合いが活発な地域をつくるためのアイデアや、福祉に関する意見

①性 別



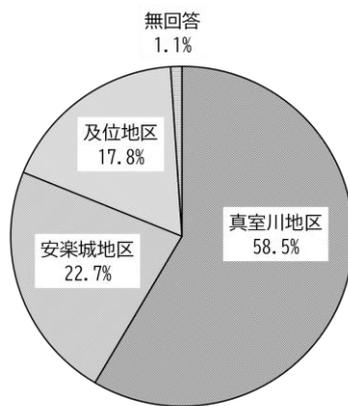
N=472

②年 齢



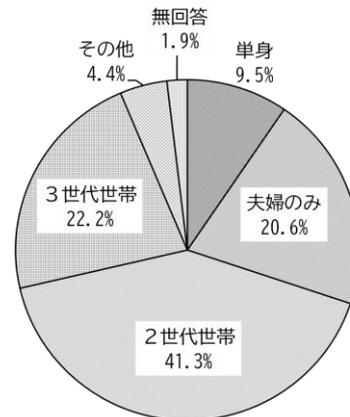
N=472

③居住地区



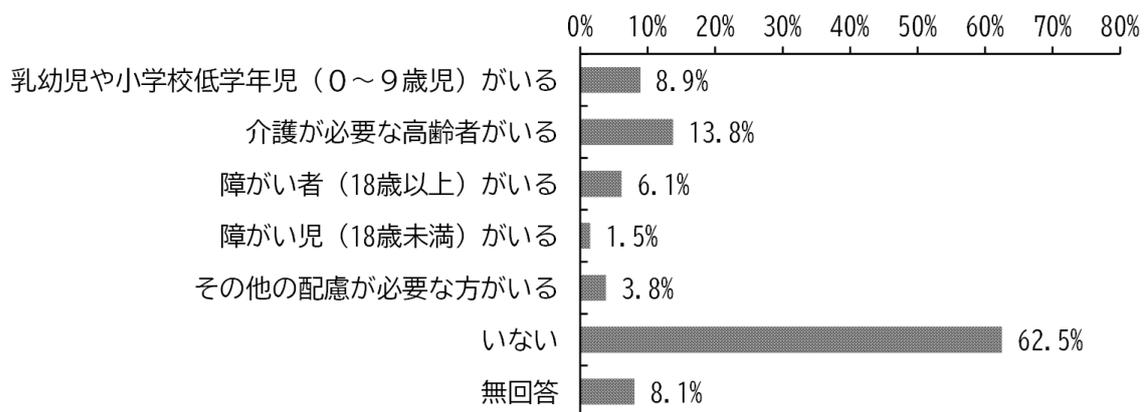
N=472

④家族構成



N=472

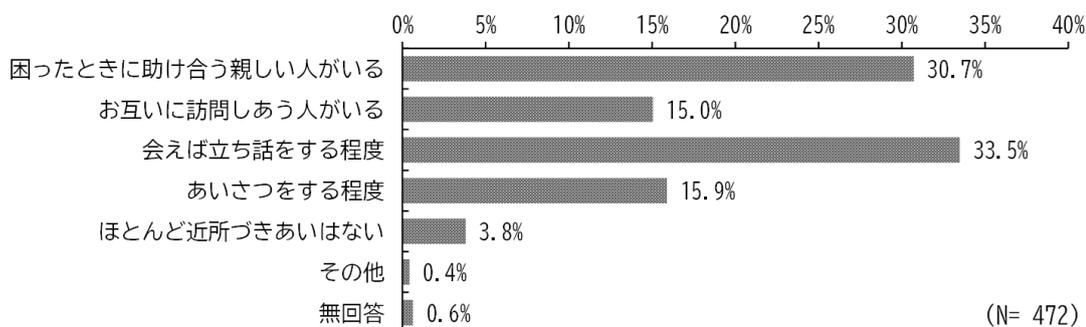
⑤家族の中にある育児や介護が必要な方



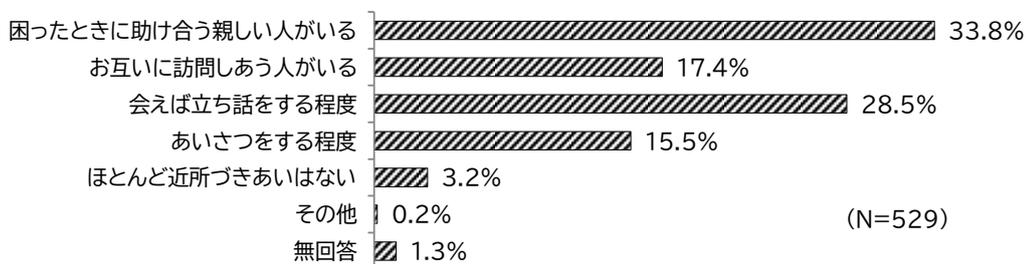
N=472

◆育児や介護等配慮が必要な方の有無は、「いない」が 62.5%、「介護が必要な高齢者がいる」が 13.8%、「乳幼児や小学校低学年児 (0~9歳児) がいる」が 8.9%、「障がい者 (18歳以上) がいる」が 6.1%となっている。

① 普段の近所とのつきあい方



(参考) 令和2年調査

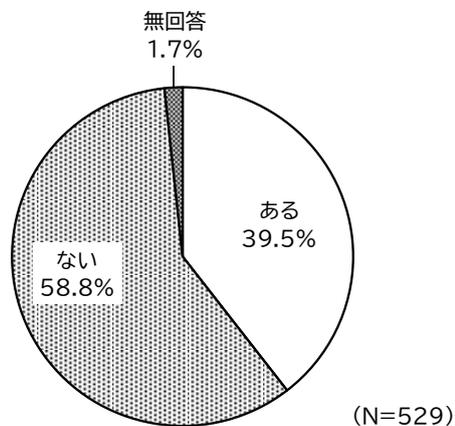
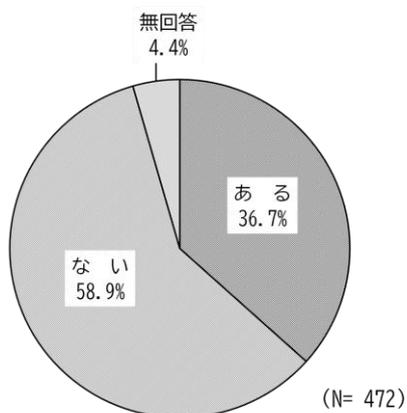


◆ 普段の近所とのつきあい方は、「会えば立ち話をする程度」が 33.5%、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が 30.7%、「あいさつをする程度」が 15.9%、「お互いに訪問しあう人がいる」が 15.0%となっている。

◇ 前回調査との比較では、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が今回 3.1 ポイントの減少、「お互いに訪問しあう人がいる」が 2.4 ポイントの減少となっており、近所との関係性が少し希薄になっている。

② 近所の方からの頼まれごとや手伝い

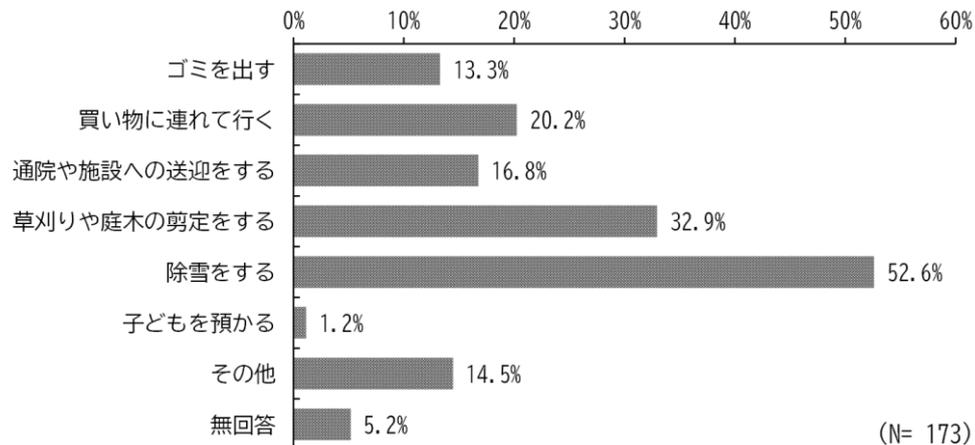
(参考) 令和2年調査



◆近所の方からの頼まれごとや手伝いの有無は、「ない」が 58.9%、「ある」が 36.7%となっている。

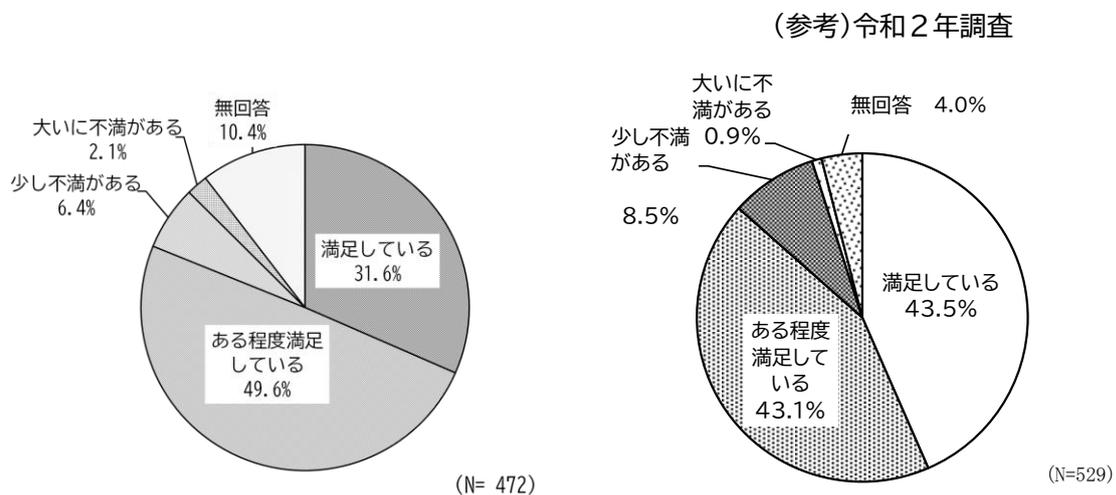
◇前回調査との比較では、「ある」が 2.8 ポイントの減少となっており、近所との関係性が少し希薄になっている。

③近所の方からの手伝いの内容



◆手伝いの内容は、「除雪をする」が 52.6%で最も割合が高く、次いで「草刈りや庭木の剪定をする」が 32.9%、「買い物に連れて行く」が 20.2%、「通院や施設への送迎をする」が 16.8%の順となっている。

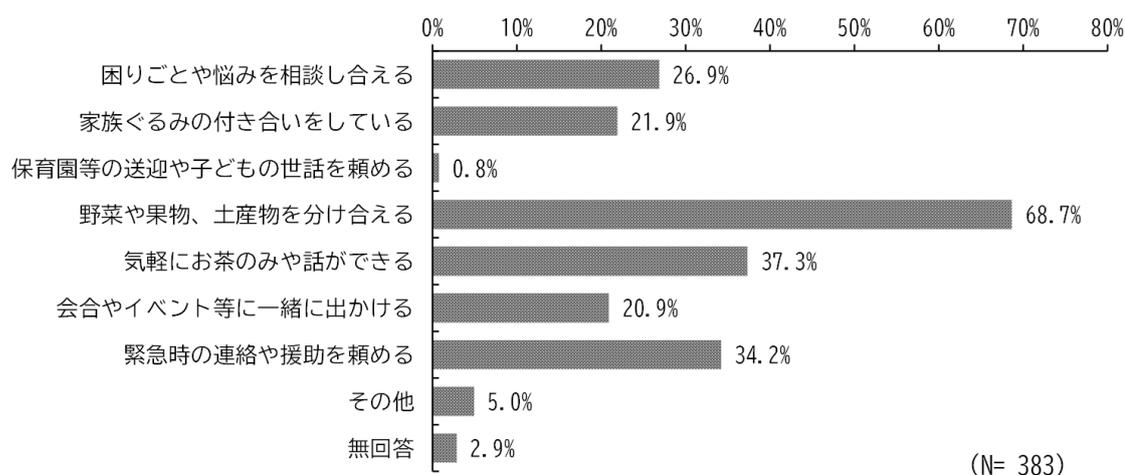
④近所づきあいの満足度



◆近所づきあいの満足度は、「満足している」(31.6%)と「ある程度満足している」(49.6%)を合わせた『満足している』が 81.2%で8割を超えている。一方、「大いに不満がある」(2.1%)と「少し不満がある」(6.4%)を合わせた『不満がある』が 8.5%で1割に満たない。

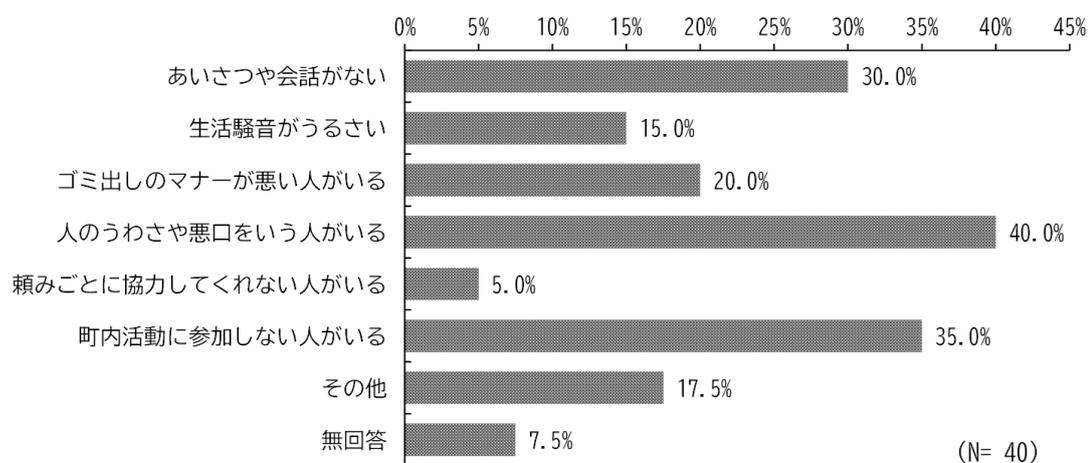
◇前回調査との比較では、近所付き合いについて『満足している』が 5.4 ポイント減少している。

⑤近所づきあい 満足していること



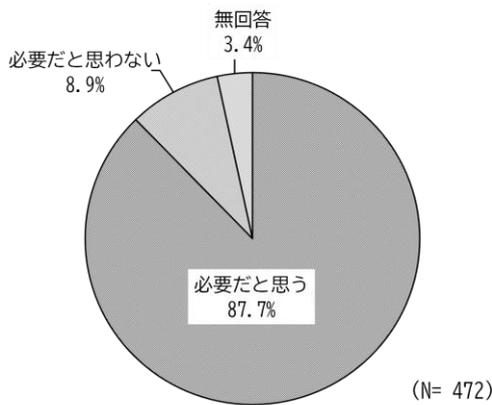
◆満足していることは、「野菜や果物、土産物を分け合える」が 68.7%で最も割合が高く、次いで「気軽にお茶のみや話ができる」が 37.3%、「緊急時の連絡や援助を頼める」が 34.2%、「困りごとや悩みを相談し合える」が 26.9%の順となっている。

⑥近所づきあい 不満を感じていること



◆不満を感じていることは、「人のうわさや悪口をいう人がいる」が 40.0%で最も割合が高く、次いで「町内活動に参加しない人がいる」が 35.0%、「あいさつや会話がな

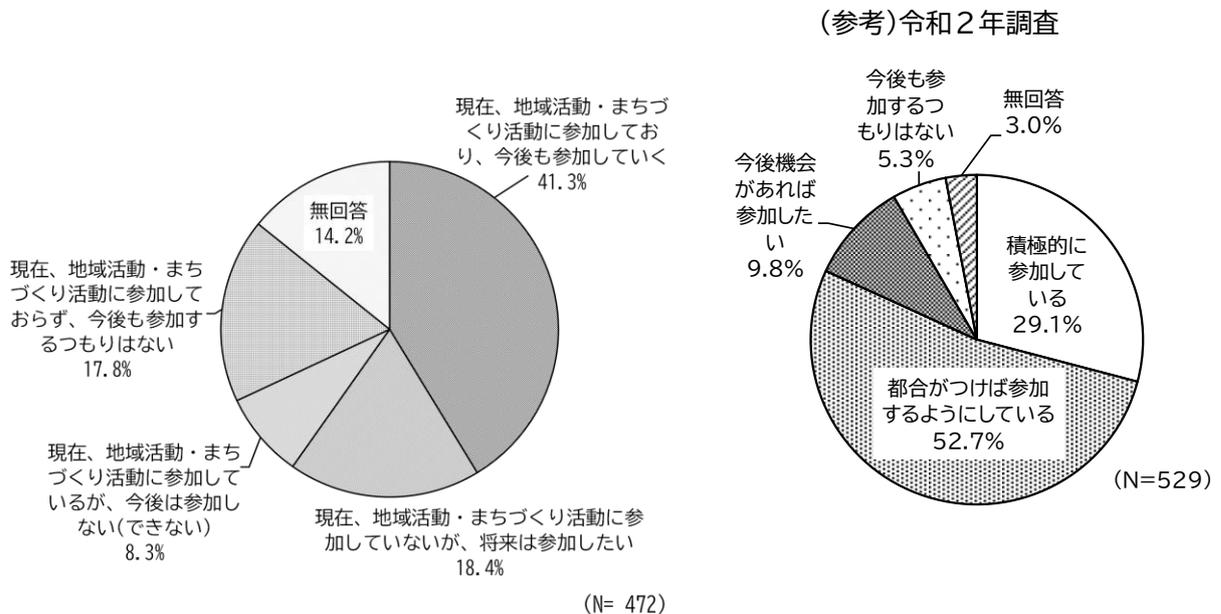
⑦住民相互の自主的な助け合いの必要性



◆住民相互の自主的な助け合いの関係の必要性は、「必要だと思う」が 87.7%、「必要だと思わない」が 8.9%となっている。

9割近くが「住民相互の自主的な助け合いの必要性」を感じている。必要だと思う理由は、「災害時など、緊急時に住民同士が協力し合うため」が 72.7%で最も割合が高く、次いで「自分自身や家族が将来、助けを必要とするかもしれないから」が 47.1%の順となっている。

⑧地域活動・まちづくり活動への参加状況と今後の参加意向

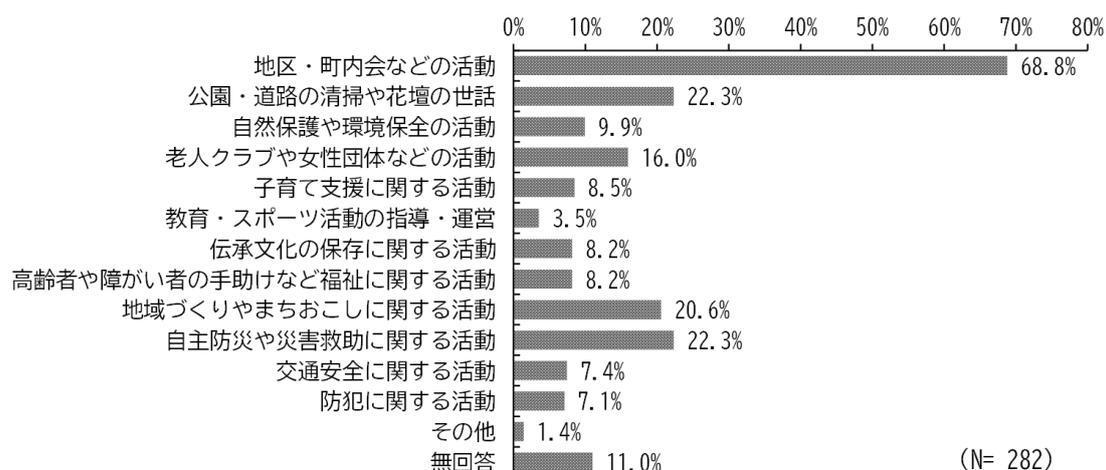


◆地域活動・まちづくり活動への現在の参加状況と今後の参加意向は、「現在、地域活動・まちづくり活動に参加しており、今後も参加していく」、「現在、地域活動・まちづくり活動に参加していないが、将来は参加したい」を合わせた、『参加意向がある』は 59.7%となっている。

◇前回調査では、「都合がつけば参加するようにしている」、「積極的に参加している」、「今後機会があれば参加したい」を合わせた『参加意向がある』は 91.6%となっており、今回調査では 31.9ポイントの減少となった。

設問の内容が変わったことや無回答が多いことを考慮しても、『参加意向がある』は大きく減少している。

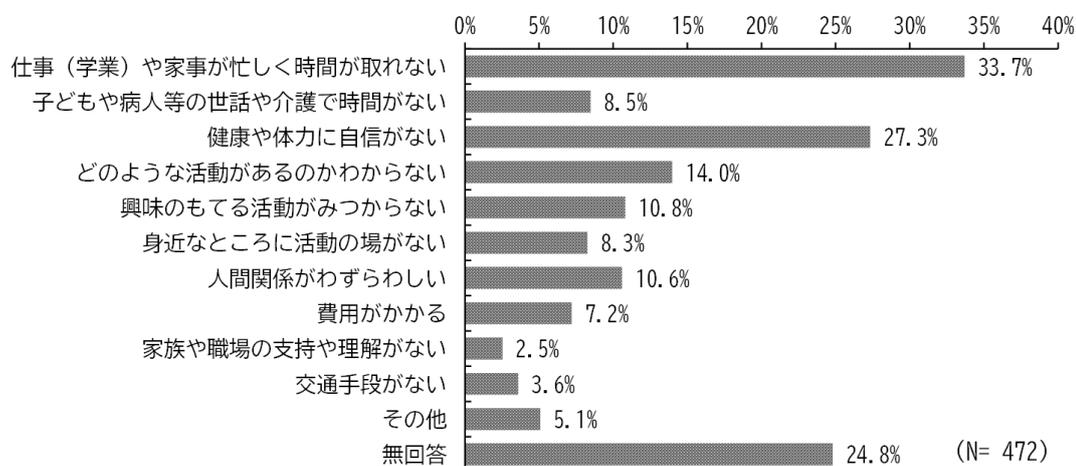
⑨今後（今後とも）参加したい地域活動・まちづくり活動



◆今後（今後とも）参加したい地域活動・まちづくり活動は、「地区・町内会などの活動」が 68.8%で最も割合が高く、次いで「公園・道路の清掃や花壇の世話」、「自主防災や災害救助に関する活動」が共に 22.3%、「地域づくりやまちおこしに関する活動」が 20.6%の順となっている。

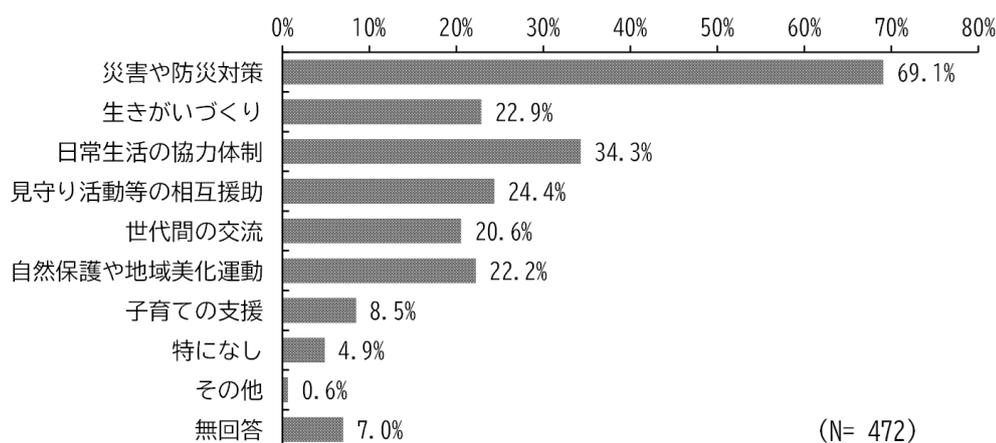
「地区・町内会などの活動」が7割弱で、群を抜いて高くなっている。

⑩地域活動へ参加するうえで支障になること



◆地域活動へ参加するうえで支障になることは、「仕事（学業）や家事が忙しく時間が取れない」が 33.7%で最も割合が高く、次いで「健康や体力に自信がない」が 27.3%、「どのような活動があるのかわからない」が 14.0%、「興味のもてる活動が見つからない」が 10.8%の順となっている。（「無回答」を除く）

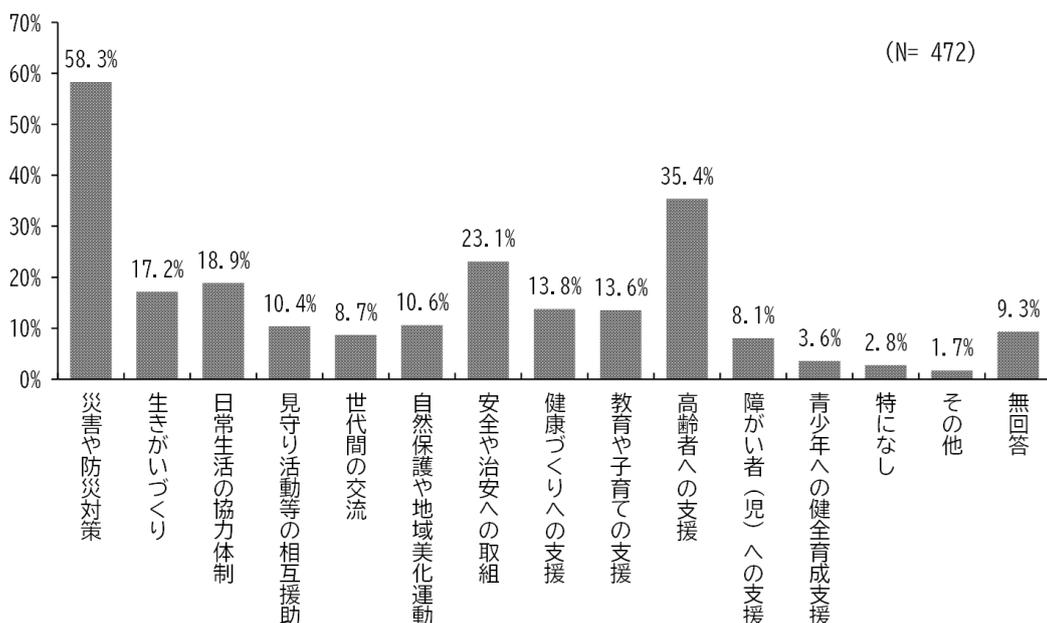
⑪地域で協力して取り組むべき課題



◆地域としての役割や地域の人々が協力して取り組むものに対する期待は、「災害や防災対策」が69.1%で最も割合が高く、次いで「日常生活の協力体制」が34.3%、「見守り活動等の相互援助」が24.4%、「生きがいきづくり」が22.9%の順となっている。

「災害や防災対策」が7割弱で、群を抜いて高くなっている。

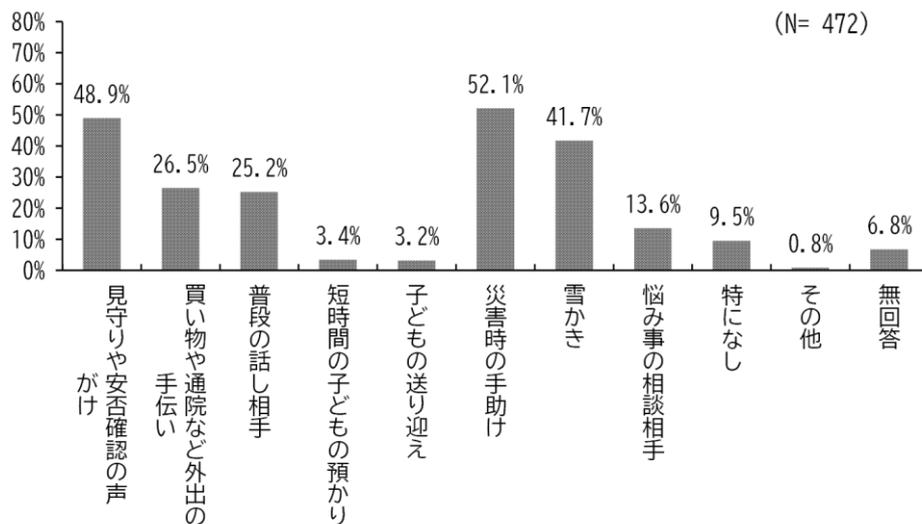
⑫地域活動についての行政に対する期待



◆地域活動についての行政に対する期待は、「災害や防災対策」が58.3%で最も割合が高く、次いで「高齢者への支援」が35.4%、「安全や治安への取組」が23.1%、「日常生活の協力体制」が18.9%の順となっている。

「災害や防災対策」が6割弱で、群を抜いて高くなっている。

⑬日常生活が不自由になったときしてほしい地域の人からの手助け

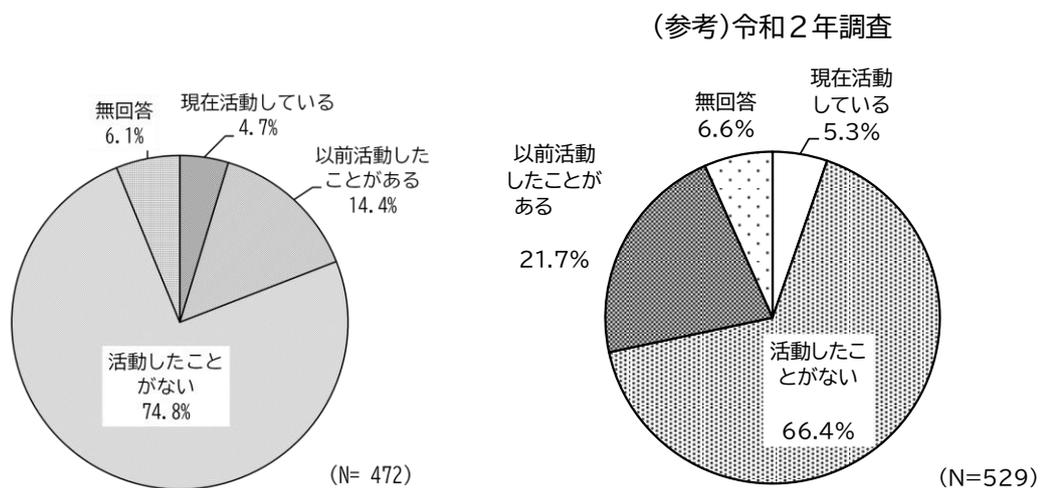


◆日常生活が不自由になったとき必要な地域の人からしてほしい手助けは、「災害時の手助け」が 52.1%で最も割合が高く、次いで「見守りや安否確認の声がけ」が 48.9%、「雪かき」が 41.7%、「買い物や通院など外出の手伝い」が 26.5%の順となっている。

アンケート結果3

福祉ボランティア・地域のたすけあい活動について

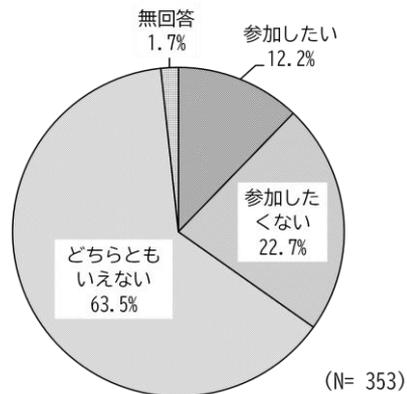
①福祉ボランティア活動やたすけあい活動の有無



◆福祉ボランティア活動等の有無は、「活動したことがない」が 74.8%、「以前活動したことがある」が 14.4%、「現在活動している」が 4.7%となっている。

◇前回調査との比較では、「活動したことがない」が 8.4 ポイント増加、「現在活動している」が 0.6 ポイント減少している。

②福祉ボランティア活動やたすけあい活動への参加意向

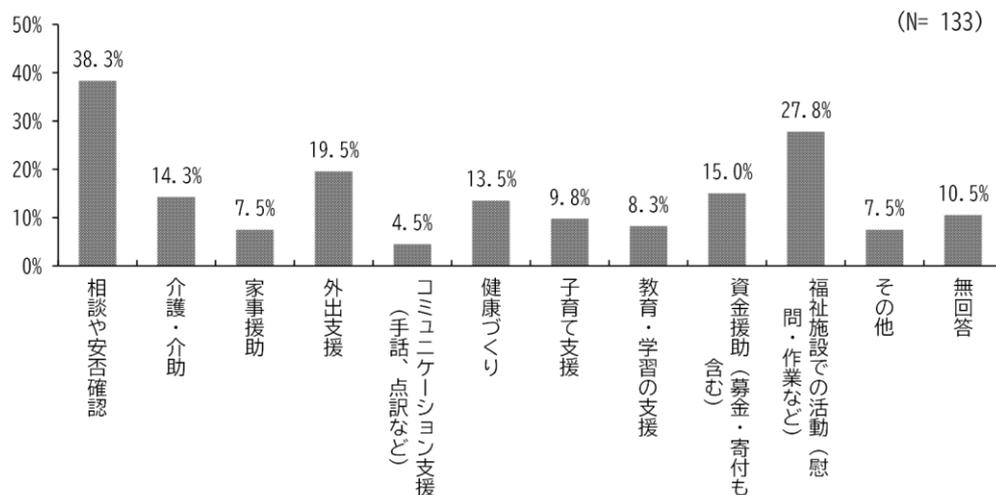


◆今後の福祉ボランティア活動への参加意向は、「どちらともいえない」が63.5%、「参加したくない」が22.7%、「参加したい」が12.2%となっている。

「どちらともいえない」が6割を超え、最も高くなっている。「参加したくない」は2割ほどであり、創意工夫による参加者の増加が望まれる。

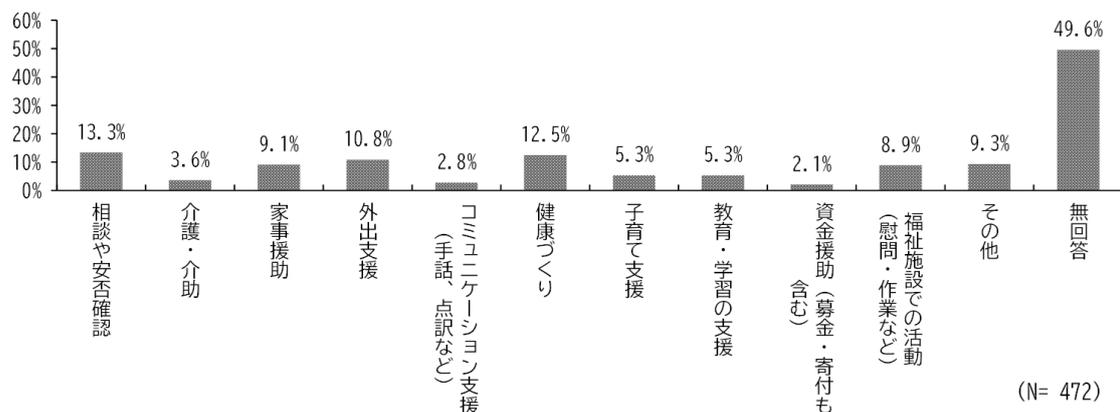
参加したくない理由としては、「健康や体力に自信がないが」53.8%で最も割合が高く、次いで「仕事や家事等が忙しく活動する時間がない」が37.5%の順となっている。

③活動している(いた、または参加したい)福祉ボランティア活動等の内容



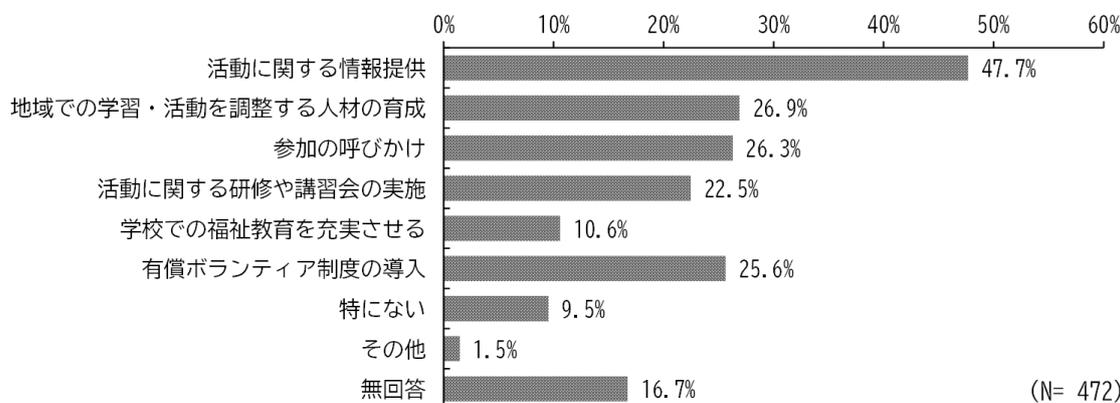
◆取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の内容は、「相談や安否確認」が38.3%で最も割合が高く、次いで「福祉施設での活動(慰問・作業など)」が27.8%、「外出支援」が19.5%、「資金援助(募金・寄付も含む)」が15.0%の順となっている。

④有償であればしてみたい活動



◆有償であればしてみたい活動は、「相談や安否確認」が13.3%で最も割合が高く、次いで「健康づくり」が12.5%、「外出支援」が10.8%、「家事援助」が9.1%の順となっている。（「無回答」・「その他」を除く）

⑤福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと

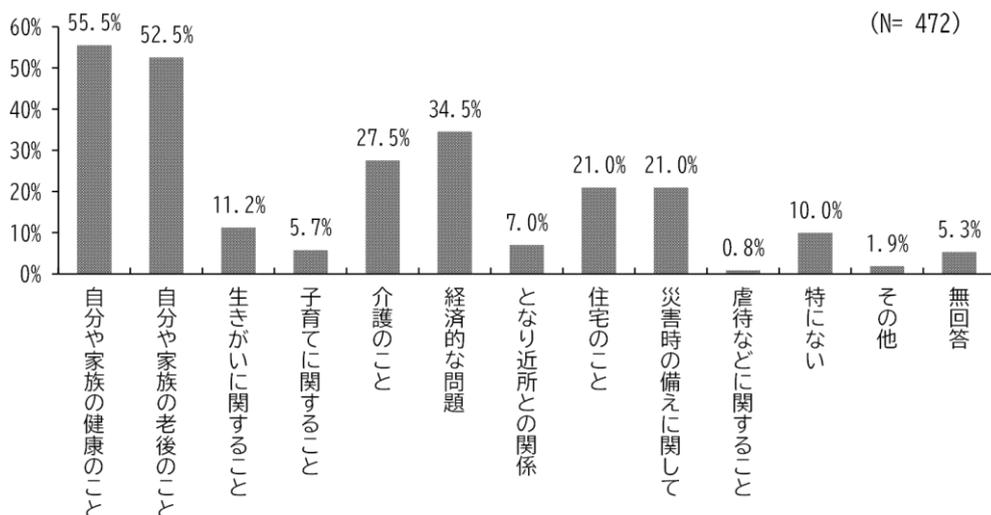


◆福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要なことは、「活動に関する情報提供」が47.7%で最も割合が高く、次いで「地域での学習・活動を調整する人材の育成」が26.9%、「参加の呼びかけ」が26.3%、「有償ボランティア制度の導入」が25.6%の順となっている。

アンケート結果4

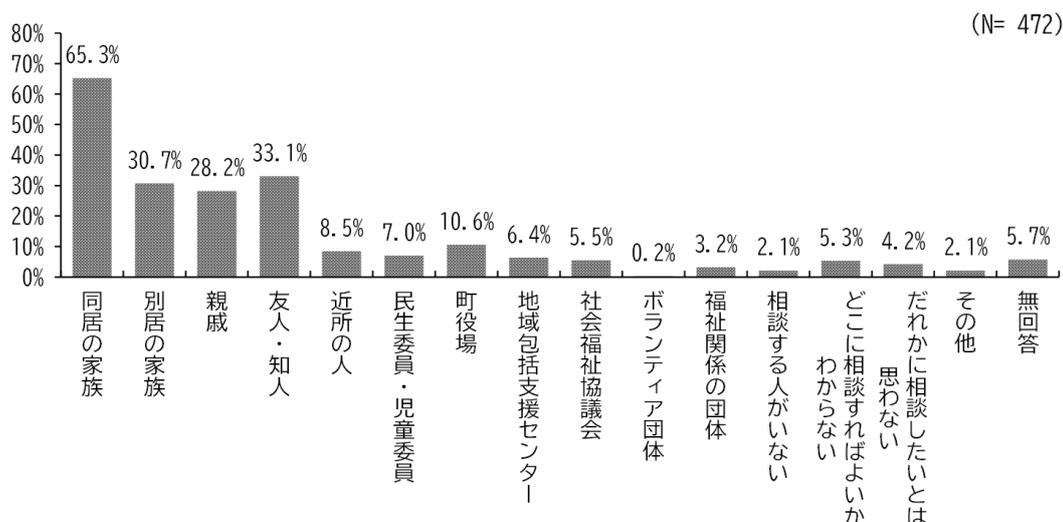
不安や悩みごとの相談について

①毎日の暮らしの中で感じる不安や悩み



◆毎日の暮らしの中で感じる不安や悩みは、「自分や家族の健康のこと」が55.5%で最も割合が高く、次いで「自分や家族の老後のこと」が52.5%、「経済的な問題」が34.5%、「介護のこと」が27.5%の順となっている。

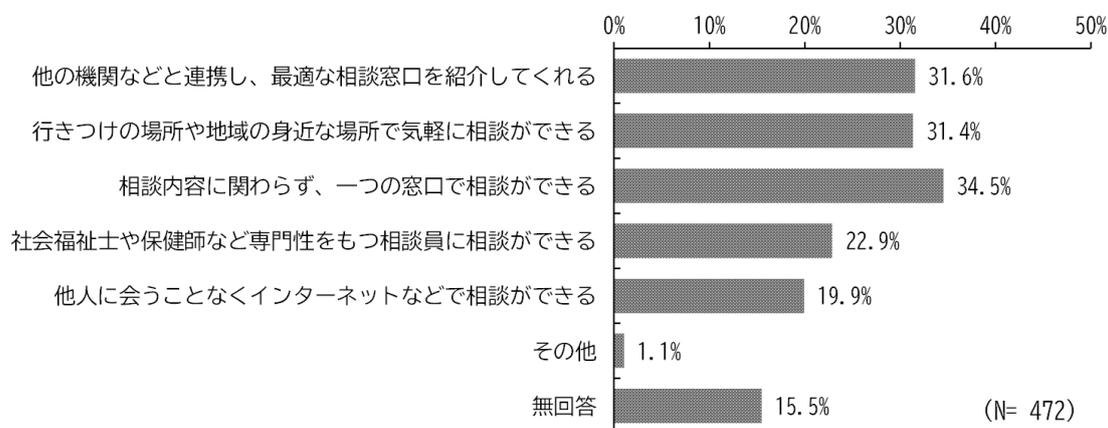
②生活上の問題での不安や悩みの相談相手



◆生活上の問題での不安や悩みを相談する方は、「同居の家族」が 65.3%で最も割合が高く、次いで「友人・知人」が 33.1%、「別居の家族」が 30.7%、「親戚」が 28.2%の順となっている。

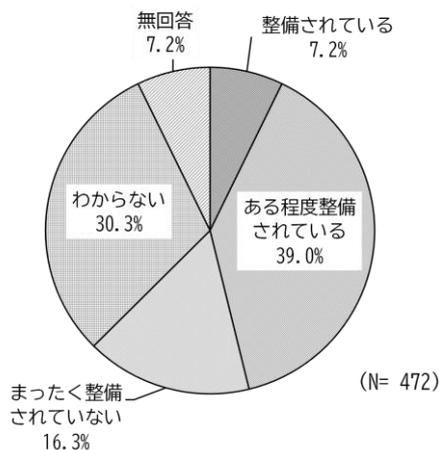
一方、「相談する人がいない」(2.1%)、「どこに相談すればよいかわからない」(5.3%)、「だれかに相談したいとは思わない」(4.2%)は、それぞれ1割に満たないが何らかの対策が必要となる。

③利用しやすい相談窓口



◆相談しやすくなる環境として必要な窓口は、「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」が 34.5%で最も割合が高く、次いで「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」が 31.6%、「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」が 31.4%、「社会福祉士や保健師など専門性をもつ相談員に相談ができる」が 22.9%の順となっている。

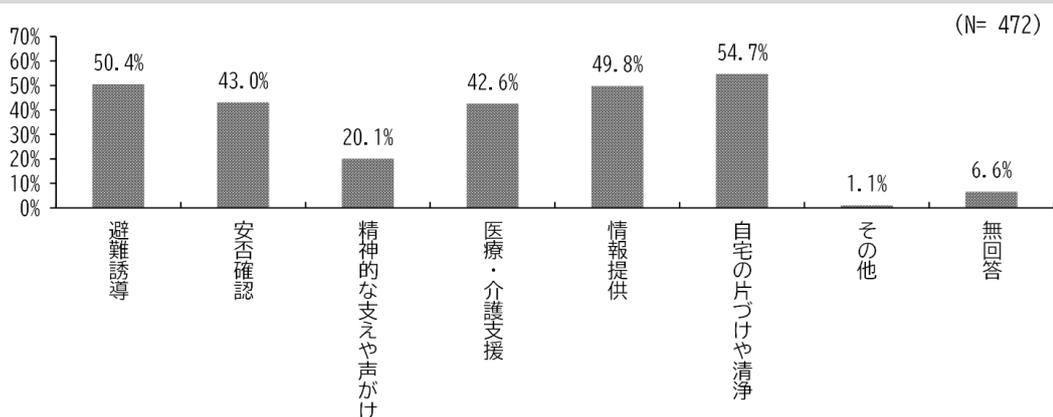
①災害時に住民同士が助け合う体制



◆災害時に住民同士が助け合う体制の整備の有無は、「ある程度整備されている」が39.0%、「わからない」が30.3%、「まったく整備されていない」が16.3%、「整備されている」が7.2%となっている。

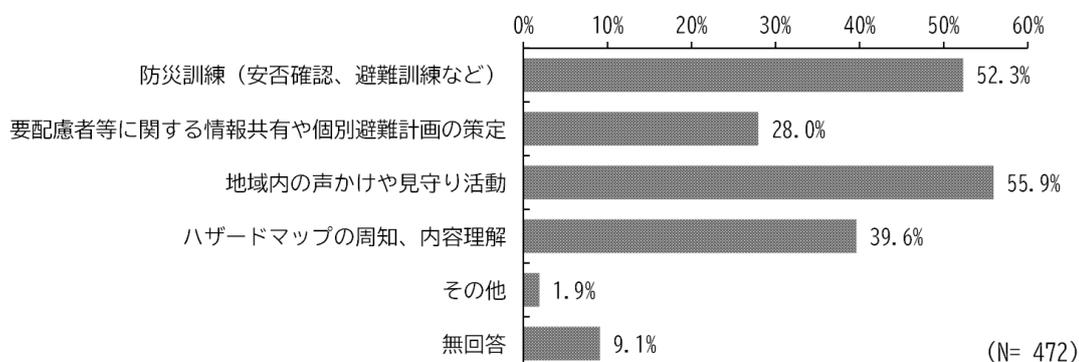
「ある程度整備されている」と「整備されている」を合わせると46.2%となった。

②災害時に必要な支援



◆災害時に必要な支援は、「自宅の片づけや清浄」が54.7%で最も割合が高く、次いで「避難誘導」が50.4%、「情報提供」が49.8%、「安否確認」が43.0%の順となっている。

③災害時の助け合いに地域で重要な取り組み

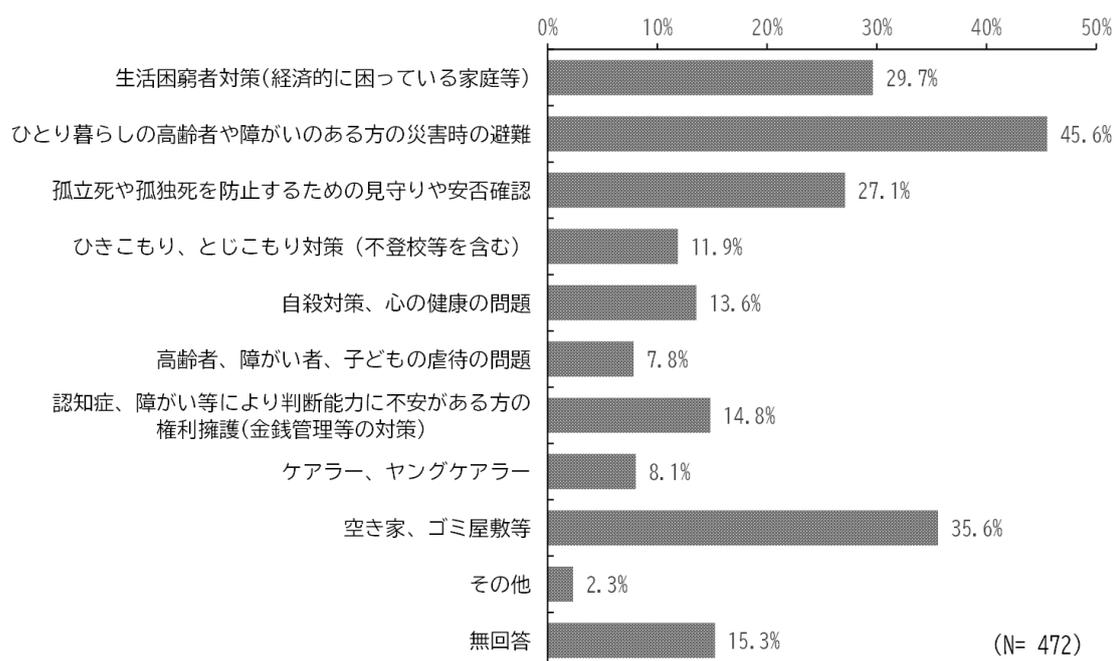


◆災害時の助け合いについて重要な取り組みは、「地域内の声かけや見守り活動」が55.9%で最も割合が高く、次いで「防災訓練（安否確認、避難訓練など）」が52.3%、「ハザードマップの周知、内容理解」が39.6%、「要配慮者等に関する情報共有や個別避難計画の策定」が28.0%の順となっている。

アンケート結果6

今後の地域福祉のあり方について

①地域社会で特に気になる問題



※権利擁護

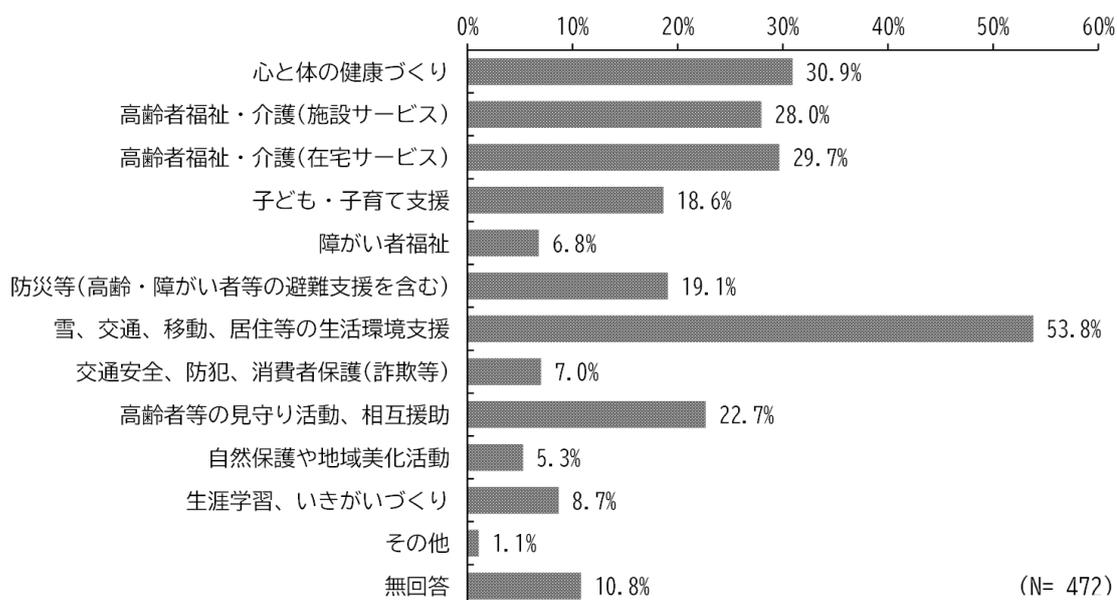
権利擁護とは、高齢者や障がい者など、支援が必要な人々の人権や尊厳を守り、その人らしい自立した生活を支えるための取り組み。本人の意思を尊重し、福祉サービスの利用や生活環境の改善を通じて支援する。

※ ケアラー、ヤングケアラー

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助を行う人のこと。そのうち18歳未満の人のことをヤングケアラーという。仕事で介護をしているのではない人。

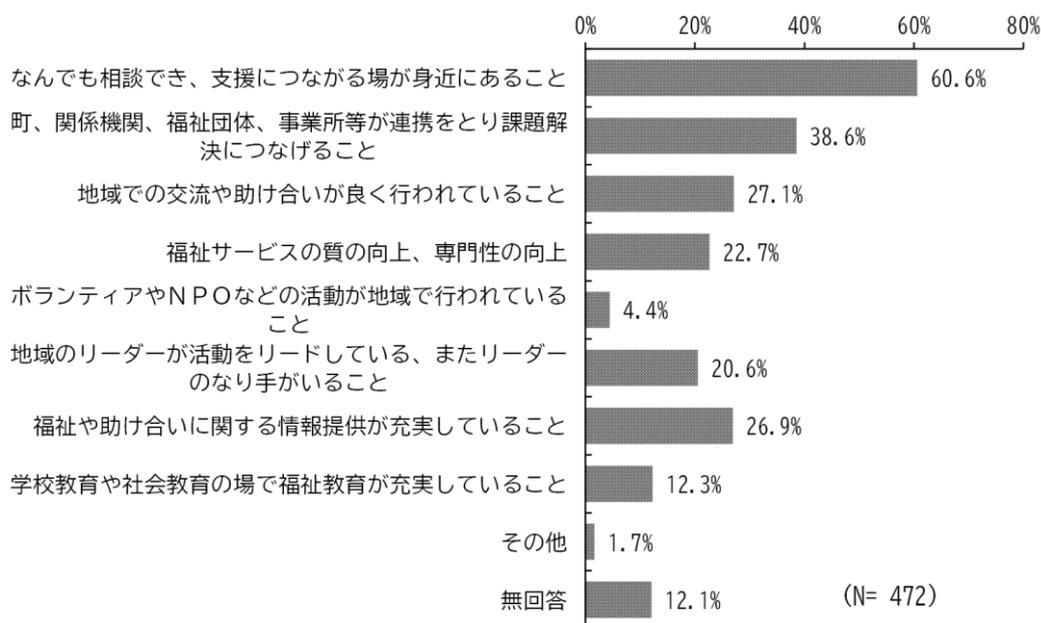
◆地域社会で特に気になる問題は、「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方の災害時の避難」が45.6%で最も割合が高く、次いで「空き家、ゴミ屋敷等」が35.6%、「生活困窮者対策(経済的に困っている家庭等)」が29.7%、「孤立死や孤独死を防止するための見守りや安否確認」が27.1%の順となっている。

②地域福祉の施策として重視すべきこと



◆地域福祉の施策として重視すべきことは、「雪、交通、移動、居住等の生活環境支援」が 53.8%で最も割合が高く、次いで「心と体の健康づくり」が 30.9%、「高齢者福祉・介護(在宅サービス)」が 29.7%、「高齢者福祉・介護(施設サービス)」が 28.0%の順となっている。

③地域福祉を進めるうえで重視すべきこと



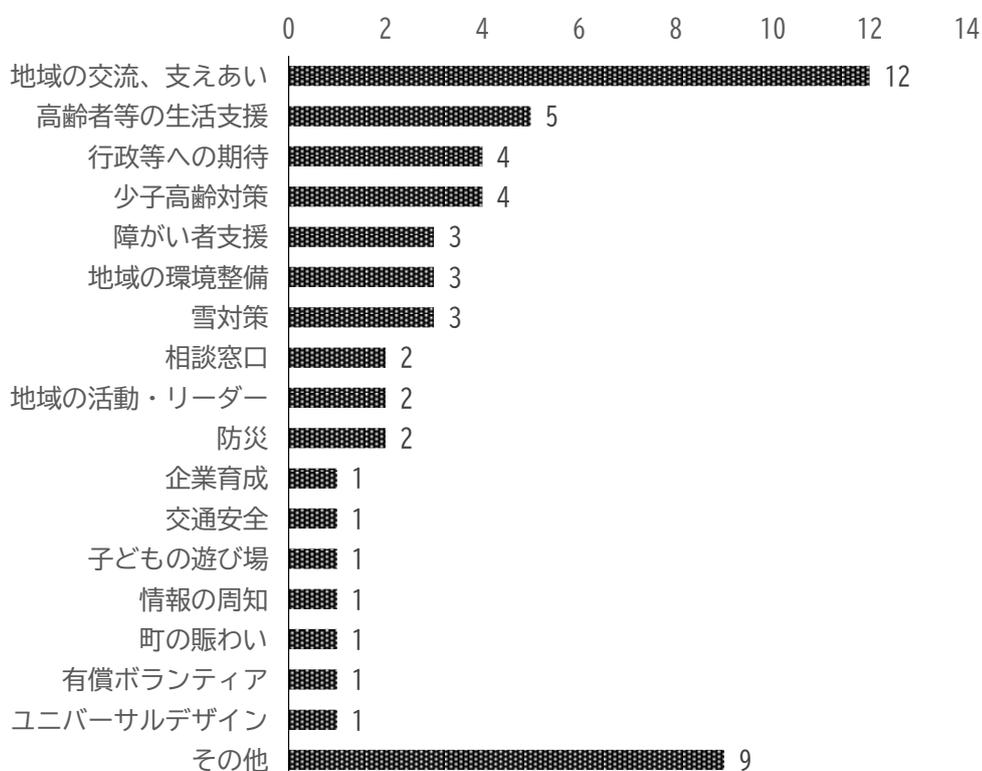
◆地域福祉を進めるうえで重視すべきことは、「なんでも相談でき、支援につながる場が身近にあること」が 60.6%で最も割合が高く、次いで「町、関係機関、福祉団体、事業所等が連携をとり課題解決につなげること」が 38.6%、「地域での交流や助け合いが良く行われていること」が 27.1%、「福祉や助け合いに関する情報提供が充実していること」が 26.9%の順となっている。

アンケート結果 7

助け合い・支え合いが活発な地域をつくるためのアイデアや、福祉に関する意見

◆56 件の意見やアイデアが寄せられました。分類した項目のみ紹介します。

◆寄せられたご意見等は、今後の地域福祉づくりに役立てていきます。



2 真室川町地域福祉計画推進委員会体制について

(1)真室川町地域福祉計画推進委員会・地域福祉部会委員

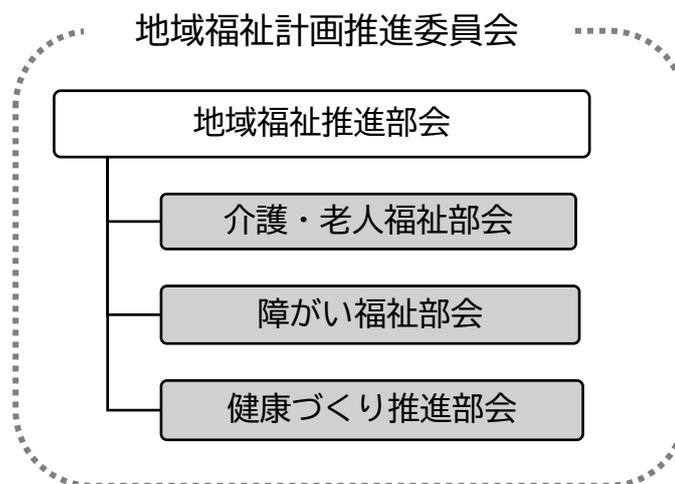
委員(8名)

	所属	氏名	備考
1	地域福祉推進部会	庄司 郁美	民生委員・児童委員協議会 会長
2	地域福祉推進部会	庄司 一夫	真室川町区長会 会長
3	地域福祉推進部会	高橋 伸司	(福)まむろ川福祉会 施設長
4	地域福祉推進部会	室岡 久爾夫	町立真室川病院 院長
5	地域福祉推進部会	安食 さおり	(福)たんぽぽこども園 園長
6	介護・老人福祉部会	笹原 友美	特別養護老人ホーム福寿荘 荘長
7	障がい福祉部会	佐藤 保	身体障害者福祉協会 会長
8	健康づくり推進部会	伊藤 直樹	伊藤歯科医院 院長

事務局(6名)

	所属	氏名	備考
1	福祉課	佐藤 亮司	福祉課長
2	福祉課	佐藤 守	課長補佐(健康・介護支援係)
3	福祉課	佐藤 健一郎	課長補佐(福祉係)
4	福祉課	小野 洋幸	福祉係長
5	福祉課	阿部 恵	健康係長
6	福祉課	斉藤 千宗	保健主査

(2)真室川町地域福祉計画推進委員会体制について



(3)真室川町地域福祉計画推進委員会設置運営規程

平成 20 年 11 月 4 日

規程第 4 号

改正 平成 25 年 8 月 1 日規程第 2 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日告示第 36 号

(設置)

第 1 条 真室川町が策定・実施する地域福祉計画等の福祉及び健康づくりに係る各種計画(以下「地域福祉計画等」という。)に、地域住民並びに関係団体、学識経験者の意見を反映し、事業を推進するため、真室川町地域福祉計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について、検討・協議する。

- (1) 地域福祉計画等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画等の進行状況の確認及び推進の方策の検討に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

2 推進委員会が所管する計画は、次のとおりとする。

- (1) 真室川町地域福祉計画
- (2) 真室川町老人保健福祉計画
- (3) 真室川町介護保険事業計画
- (4) 真室川町障がい者計画
- (5) 真室川町障がい福祉計画
- (6) ヘルシースマイル真室川 21 計画
- (7) その他真室川町が策定する福祉及び保健に関する計画

(委嘱)

第 3 条 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 次に掲げる者で、公募に応じた者
 - ア 町内に居住する者
 - イ 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (2) 社会福祉活動を行う団体が推薦する者
- (3) 社会福祉事業を経営する団体が推薦する者
- (4) 学識経験者

- (5) 行政関係団体が推薦する者
 - (6) その他町長が特別に指名する者
- (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(部会)

第5条 推進委員会に次の部会を置く。

- (1) 地域福祉推進部会
- (2) 介護・老人福祉部会(地域包括支援センター運営協議会を兼ねる。)
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 健康づくり推進部会

2 各部会に部長を置き、当該部会の委員の互選によりこれを定める。

3 部長は部会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

4 地域福祉推進部会は、各部会を総括し、部会委員の他に各部会の部長が加わるものとする。

(委員長等)

第6条 推進委員会の委員長は、地域福祉推進部長をもって充てる。

2 委員長若しくは部長(以下「委員長等」という。)に事故があるとき、又は委員長等が欠けたときは、委員長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は委員長等が必要に応じて招集する。

2 委員長等は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を求めることができる。

(議事録)

第8条 推進委員会は、議事録を作成し、これを公開する。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は福祉課で行う。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、真室川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第33号)の規定を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年11月4日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成20年に任命される委員の任期は、規程第4条にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成25年8月1日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第36号)

この告示は、告示の日から施行する。

第2期真室川町地域福祉計画

令和8年3月策定

発行者 真室川町福祉課
住 所 〒999-5312 真室川町大字新町 469 番 1
T E L 0233-62-3436
F A X 0233-64-1526
E-mail fukushi@town.mamurogawa.yamagata.jp